

吹田市子ども・子育て支援審議会  
令和6年(2024年)11月6日

# 吹田市子ども計画(素案)

令和6年11月

吹 田 市



# 目 次

第1章 計画の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の背景・趣旨	
2 計画の位置づけと性格	
3 計画期間	
4 本計画とSDGsの関係	
第2章 本市の子供・若者、子育て家庭を取り巻く状況・・・・・・・・	5
1 人口の推移等	
2 吹田市こども計画等策定に係るニーズ調査結果	
3 吹田市こども計画策定に関するアンケート結果【高校生以上】	
4 吹田市こども計画策定に係る支援機関（子ども・若者支援地域協議会）へのアンケート結果	
5 吹田市こども計画策定に関するアンケート結果【中学生】	
6 吹田市こども計画策定に関するアンケート結果【小学生】	
7 子供・若者の意見聴取	
第3章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	48
1 基本理念	
2 基本目標	
(1) 基本目標1 子供・若者の権利の尊重	
(2) 基本目標2 ライフステージに応じた支援	
(3) 基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	
(4) 基本目標4 子育て・生活の基盤づくり	
3 吹田市こども計画の体系	
第4章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・	51
(1) 基本目標1 子供・若者の権利の尊重	
(2) 基本目標2 ライフステージに応じた支援	
(3) 基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり	
(4) 基本目標4 子育て・生活の基盤づくり	

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 |

1 第2期子ども・子育て支援事業計画 これまでの取組の振り返り

2 第3期子ども・子育て支援事業計画

第6章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35

1 計画の推進体制

2 計画の点検・評価の実施

資料編

1 各施策を構成する事業等一覧

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1 計画策定の背景・趣旨

わが国では、急速な少子・高齢化や生産人口の減少による労働環境の変化、地域社会のコミュニティ力の低下に加え、景気の停滞や物価の上昇等による家計負担増加など社会や経済の変化が、子供・子育て家庭や若者に大きな影響を与えています。また、核家族化の進展、共働き家庭の増加、さらには貧困世帯の増加など、子育て家庭の子育てに対する精神的・身体的負担や経済的不安感が高まっています。

国は、こうした子供・子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受けて、令和5年（2023年）4月に「こども基本法」を施行し、同法のこども政策の立案・実施を担う行政機関として「こども家庭庁」を発足させるとともに、同年12月には今後5年間の子ども政策の基本的な方針・重要事項を定めた「こども大綱」を決定しました。

大阪府では、令和2年（2020年）年3月に、大阪府子ども条例及び大阪府青少年健全育成条例に基づき、子供や青少年に係る施策を総合的に推進するための計画等、関連計画を包含した、「大阪府子ども総合計画[後期計画]」を策定しました。また、令和4年度（2022年度）には、福祉部に「子ども家庭局」を設置し、児童福祉法上の児童に加え、18歳以上の青年期も含め一体的な施策推進を図る体制を確立し、総合的かつ一体的に子どもに関する施策に取り組んでいます。

吹田市（以下、「本市」という。）においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年（2005年）3月に前期計画を、また、平成22年（2010年）3月には後期計画として、「こども笑顔輝きプラン（吹田市次世代育成支援行動計画）」を策定し、おおむね30歳未満までの子供・若者とその家庭を対象に子育て支援・母子保健・教育環境の整備等広範囲の施策について定め、取組を進めてきました。また、「子ども・子育て支援法」に基づき、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」を策定（第1期：平成27年（2015年）3月策定、第2期：令和2年（2020年）3月策定）し、きめ細かい・切れ目のない支援による子育て・子育て環境の充実に取組むとともに、「子どもの貧困対策を推進するための法律」の制定及び「子どもの貧困対策に関する大綱」の閣議決定を受け、「吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」を策定（第1次：平成30年（2018年）3月策定、第2次令和5年（2023年）3月策定）し、子供に係る計画や方針に沿って、各取組を進めてきました。

この度、「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度（2024年度）で最終年度を迎えることから、社会状況の変化に対応しつつ、これまで推進してきた子供・子育て支援施策や子供の貧困対策等を効果的かつ総合的に一層推進するため、「子供・若者計画」を包含した吹田市こども計画（以下、「本計画」という。）を策定しようとするものです。

## 【こども大綱の概要】

### 1) 目的

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

### 2) 基本的な方針

「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の理念を6つの柱に整理

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

### 3) こども施策に関する重要事項

- ①ライフステージを通じた重要事項
- ②ライフステージ別の重要事項（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）
- ③子育て当事者への支援に関する重要事項

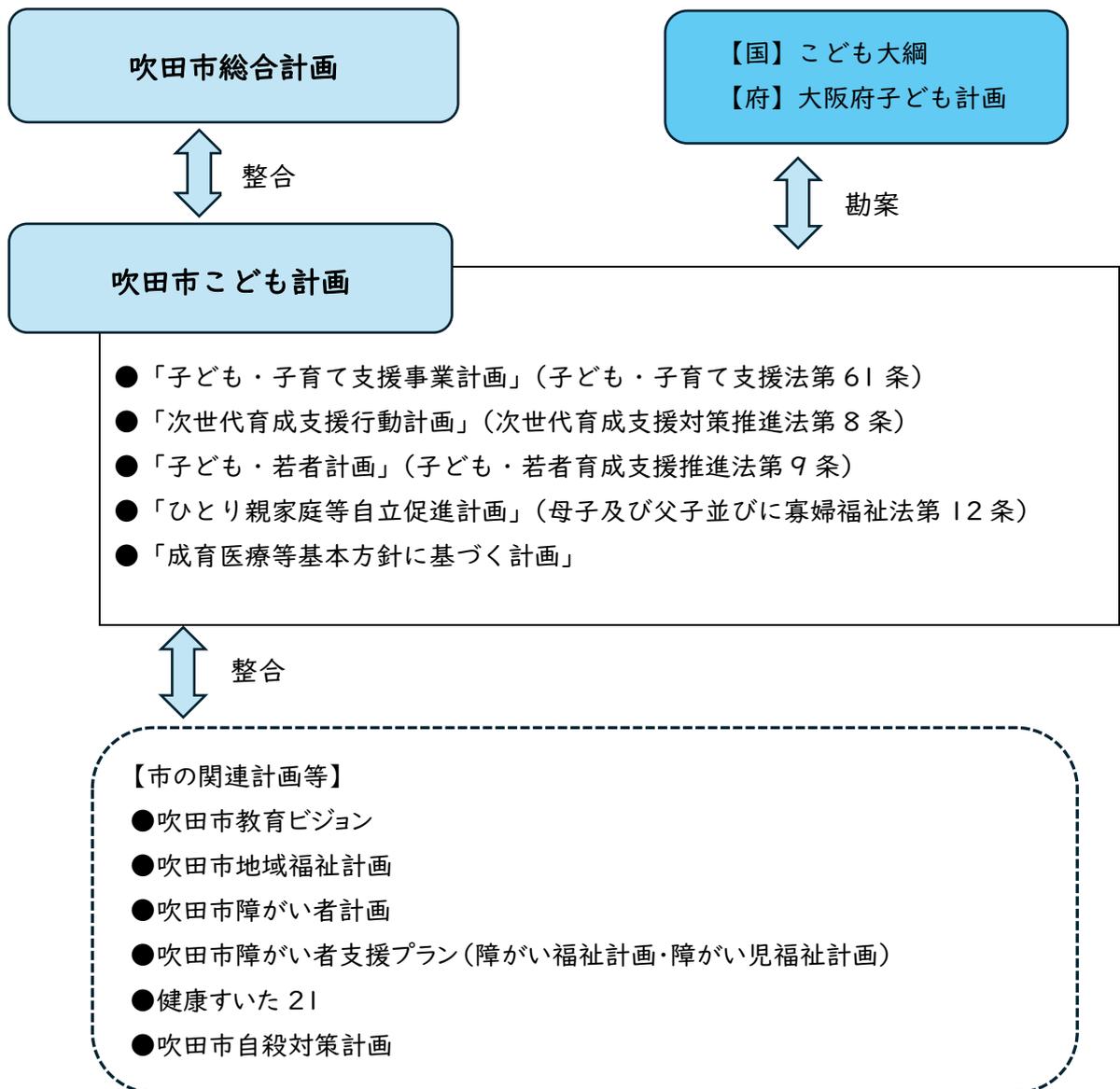
### 4) こども施策を推進するために必要な事項

- ①こども・若者の社会参画・意見反映
- ②こども施策の共通の基盤となる取組

## 2 計画の位置づけと性格

本計画は、こども基本法第10条の規定により、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案し「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。また、市町村こども計画は、既存の各法令に基づく子供施策に関する事項を定める計画と一体的なものとして作成することができるとされています。

以上を踏まえて本計画は、以下の計画を包含し策定するものです。



### 3 計画期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画期間の中間年である令和9年度(2027年度)において見直しを行うものとします。

### 4 本計画とSDGsの関係

本市では、持続可能な開発目標SDGs（エスディーゼーズ）に基づいた施策展開を図っています。全17の目標の分野のうち、本計画では、10分野に関わる施策内容を含んでいます。



関連分野アイコンを並列

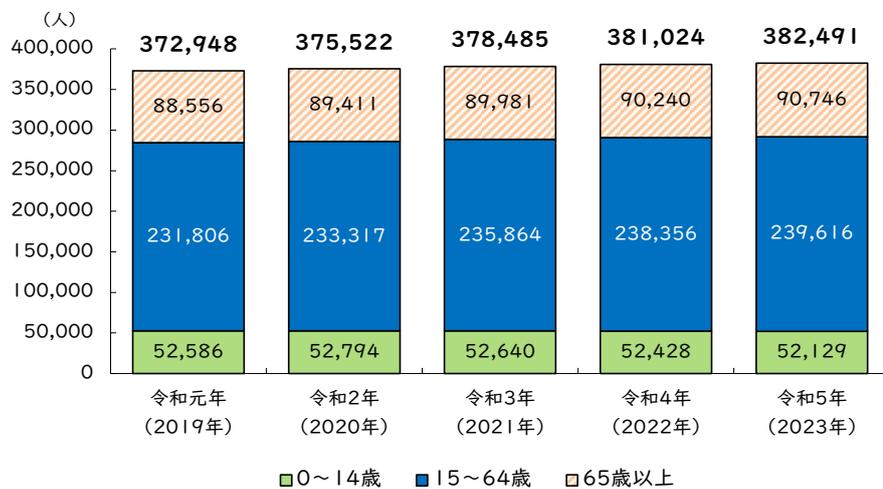
## 第2章 吹田市の子供・若者、子育て家庭を取り巻く状況

### 1 人口の推移等

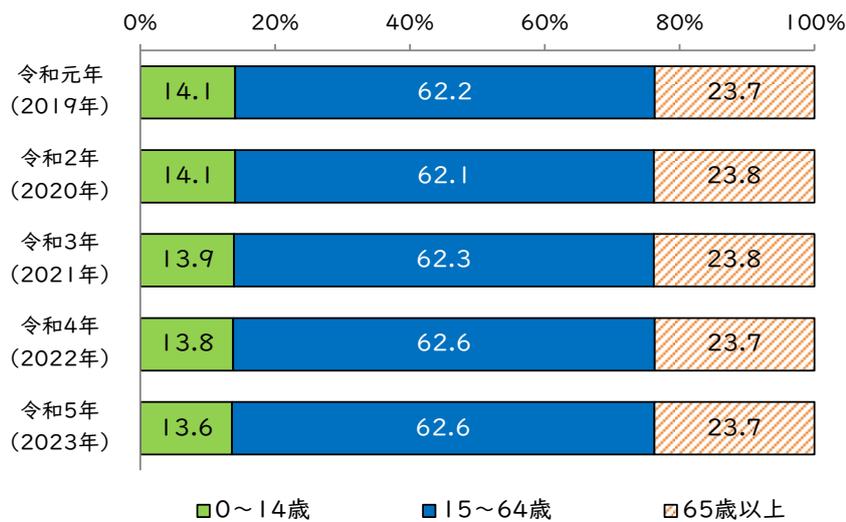
#### (1) 人口の推移

吹田市の総人口は、令和元年（2019年）以降増加傾向で推移し、令和5年（2023年）度では382,491人となっています。年齢別にみると、0～14歳は微減傾向ですが、15～64歳、65歳以上とも増加傾向で推移しています。少子高齢化には大きな変化はありません。

#### ■総人口の推移



#### ■年齢3区分人口構成比



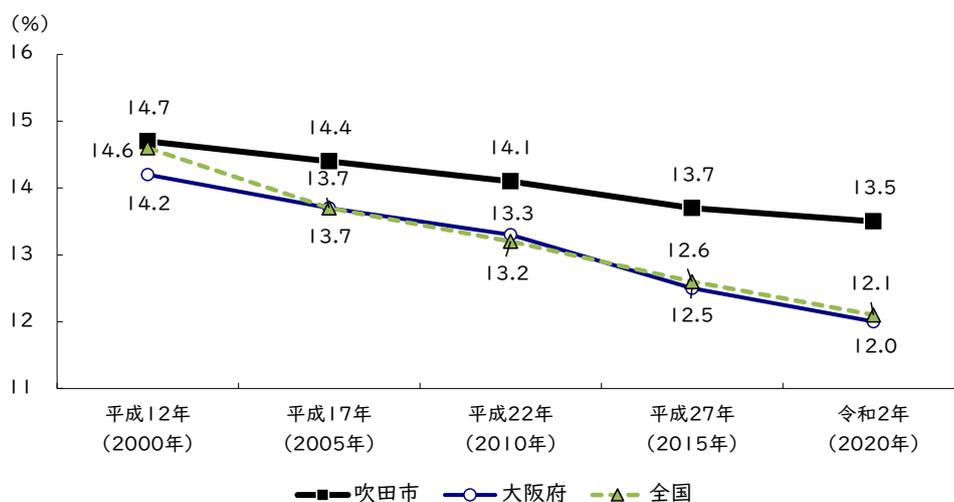
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

## (2) 年少人口等の推移

吹田市の年少人口割合は平成12年(2000年)では全国・大阪府よりやや高く、その後全国・大阪府が大きく減少しているのに対し、吹田市は緩やかな減少が続き令和2年(2020年)では13.5%で、大阪府より1.5ポイント高くなっています。

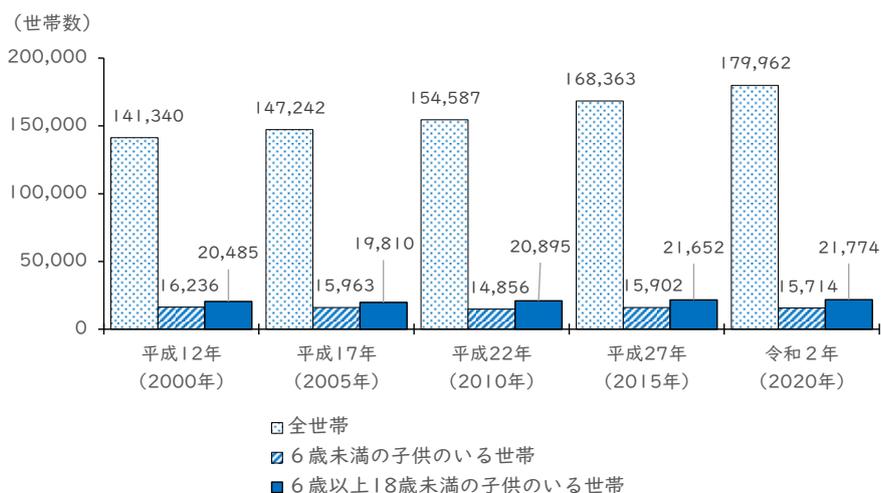
また、吹田市の全世帯数は増加傾向にあるものの、6歳未満の子供のいる世帯数は減少傾向が続いており、6歳以上18歳未満の子供のいる世帯数は平成17年(2005年)から平成22年(2010年)は横ばい傾向、平成27年以降は微増傾向で推移しています。

### ■年少人口(0～14歳)割合の推移



資料：国勢調査(各年10月1日)

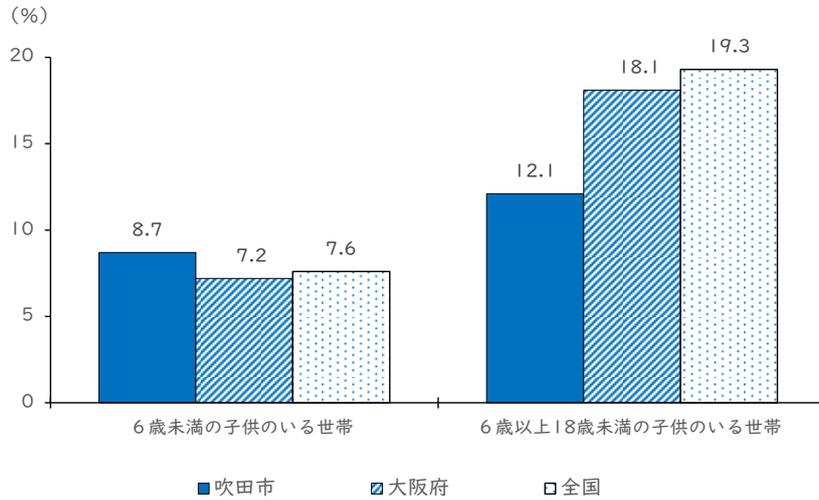
### ■子供のいる世帯数の推移



資料：国勢調査(各年10月1日)

■子供のいる世帯割合の全国・大阪府との比較（令和2年（2020年））

吹田市の6歳未満の子どものいる割合は8.7%で、全国、大阪府より高く、18歳未満の子供のいる世帯の割合は12.1%で、全国、大阪府より低くなっています。

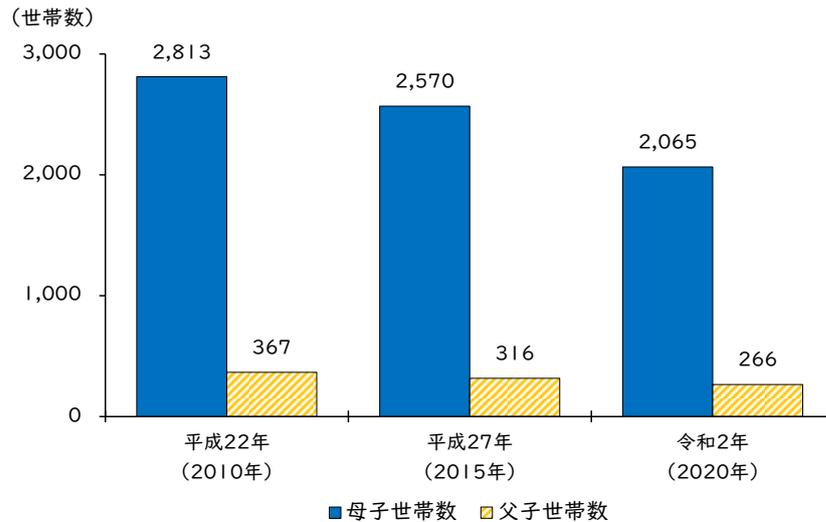


資料：国勢調査（各年10月1日）

■ひとり親世帯数の推移

吹田市の母子世帯は、平成22年（2010年）の2,813世帯から減少傾向で推移し、令和2年（2020年）では2,065世帯となっています。

父子世帯は母子世帯と同様の傾向で推移し、令和2年（2020年）では266世帯となっています。



※母子・父子世帯数は「母子・父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の数」

資料：国勢調査（各年10月1日）

## ■ 0～30 歳人口の推移

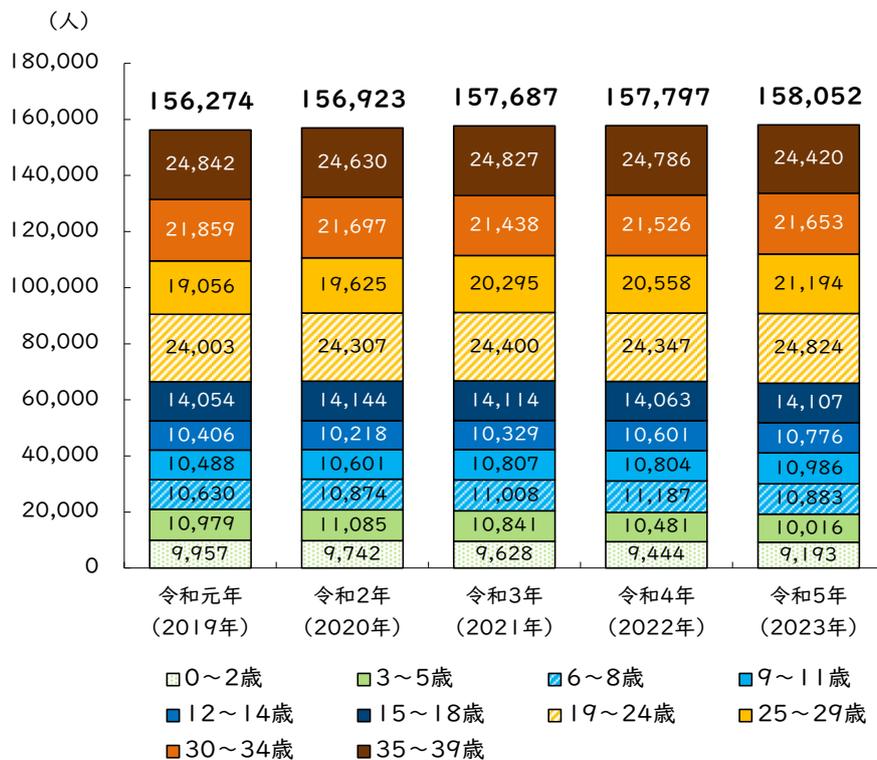
0～30 歳人口は令和元年（2019 年）の 156,274 人から、微減傾向で推移し令和 5 年（2023 年）では 158,052（1,778 人増）となっています。

18 歳以下の年齢別人口を令和元年（2019 年）と令和 5 年（2023 年）で比較すると、0～2 歳人口は 764 人減、3～5 歳人口は 963 人減、6～8 歳人口は 253 人増、9～11 歳人口は 498 人増、12～14 歳人口は 370 人増、15～18 歳人口は 53 人増となっています。

0～5 歳人口は減少、6～18 歳は増加となっています。

19 歳から 30 歳の年齢別人口を令和元年（2019 年）と令和 5 年（2023 年）で比較すると、19～24 歳人口は 821 人増、25～29 歳人口は 2,138 人増、30～34 歳人口は 206 人減、35～39 歳人口は 422 人減となっています。

19～29 歳人口は増加、30～39 歳人口は減少となっています。

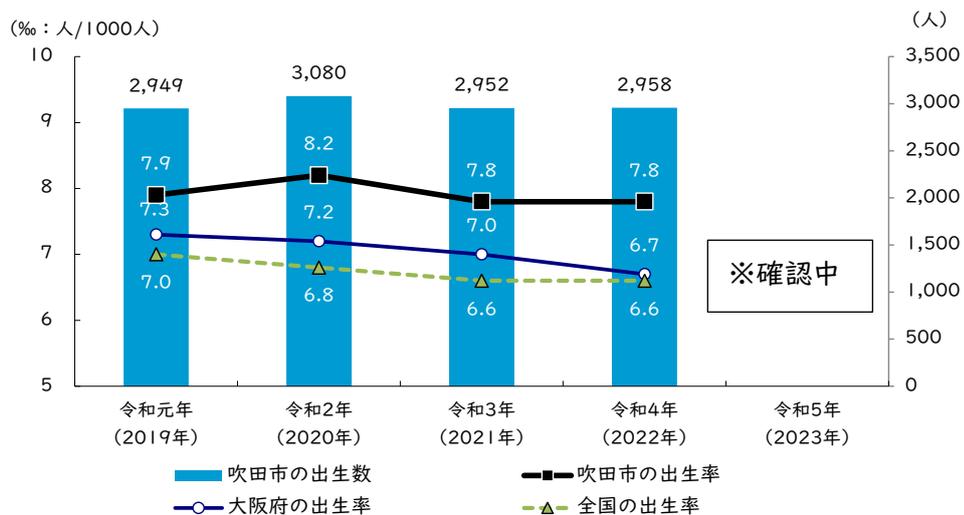


資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

### (3) 出生数・出生率の推移

吹田市の出生数は令和元年度（2019年度）の2,949人から横ばい傾向で推移し、令和4年度は2,958人となっています。

吹田市の出生率は令和元年度（2019年度）の7.9%から横ばい傾向で推移する一方、全国、大阪府は微減傾向で推移し、令和4年度（2022年度）では吹田市は7.8%で、全国の6.6%、大阪府の6.7%より高くなっています。

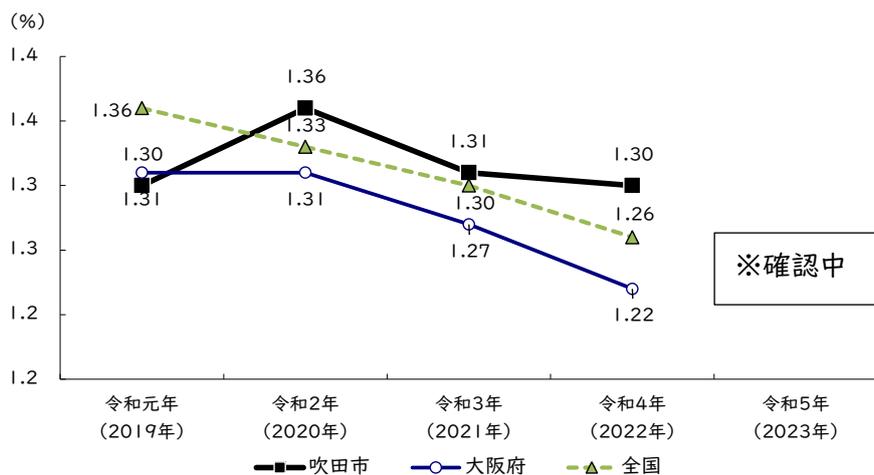


資料：人口動態統計（各年次）

#### (4) 合計特殊出生率の推移

吹田市の合計特殊出生率は、令和元年（2019年）の1.31から令和2年は1.36に急増しましたが、令和3年（2021年）1.31、令和4年（2022年）1.30と横ばい傾向となっています。

吹田市の合計特殊出生率は、令和元年（2019年）では全国・大阪府より低かったですが、全国・大阪府は減少傾向で推移したため、平成4年では吹田市は全国・大阪府よりも高くなっています。

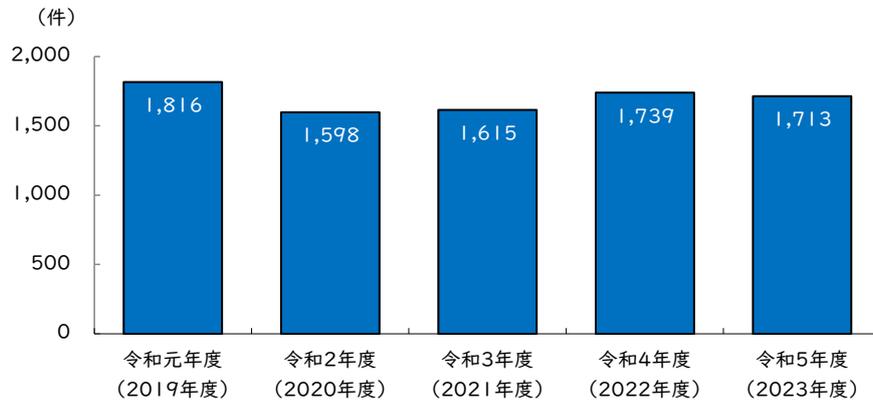


(資料) 厚生労働省「人口動態統計」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

## (5) 婚姻等の状況

### ■婚姻数の推移

吹田市の婚姻数は、令和元年（2019年）度の1,816件から減少傾向で推移し令和5年（2023年）度は1,713件となっています。



資料：市民課

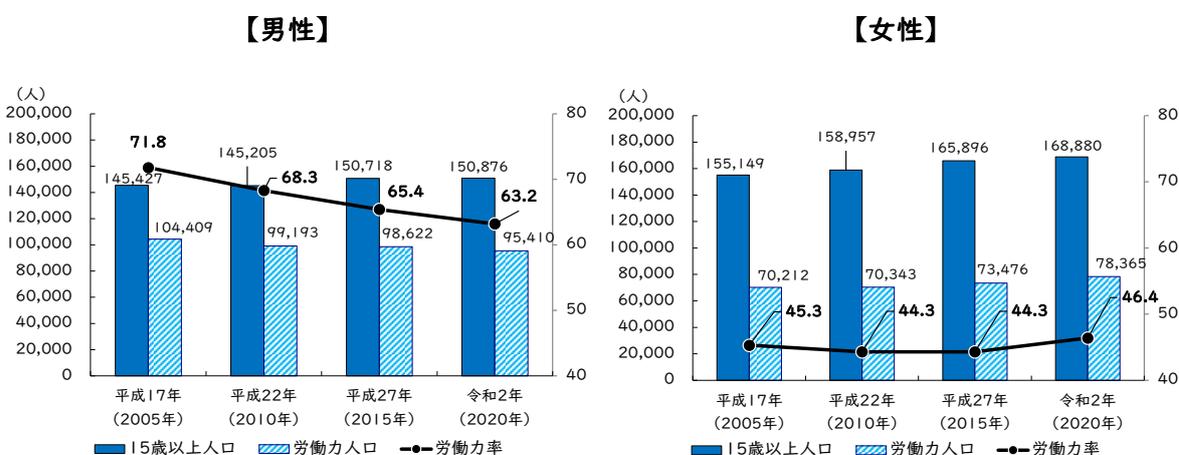
## (6) 労働力状態

令和2年(2020年)の労働力人口は、男性95,410人、女性78,365人となっています。

男性の労働力人口は減少傾向で推移し、女性の労働力人口は増加傾向で推移しています。

労働力率(※)では、男性は平成17年(2005年)の71.8%から減少し令和2年(2020年)では63.2%となっていますが、女性は平成17年(2005年)の45.3%から横ばい傾向を経て、令和2年(2020年)で46.4%と微増しています。

### ■労働力人口

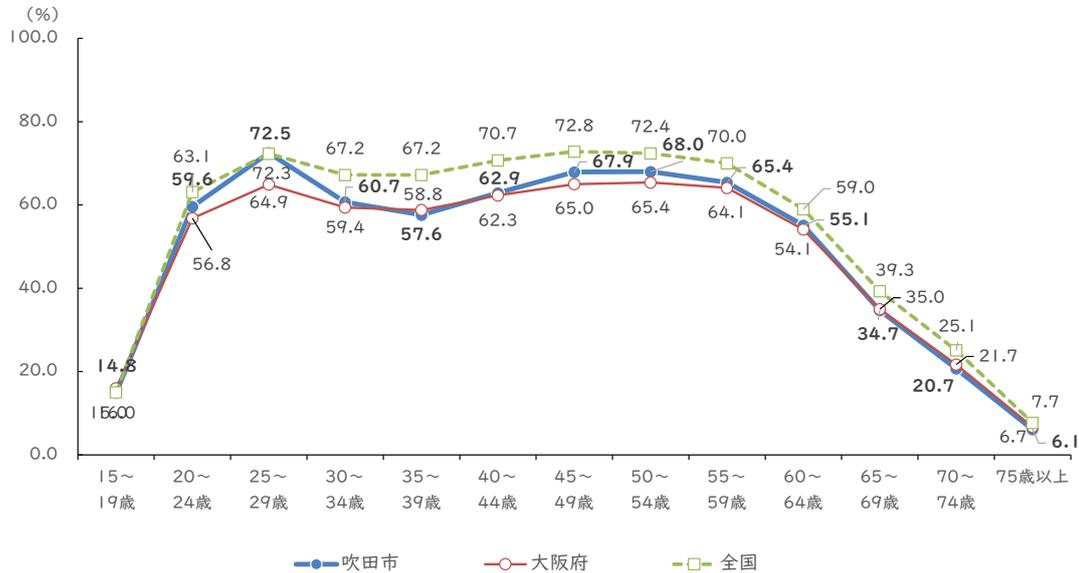


※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合

資料：国勢調査（各年10月1日）

## ■年齢階級別女性労働力率の全国・大阪府との比較（令和2年（2020年））

吹田市の年齢階級別女性労働力率をみると、全国に比べて30～44歳の年齢層で大きな落ち込みがみられ、大阪府と同様にいわゆるM字曲線の特徴が顕著となっている。



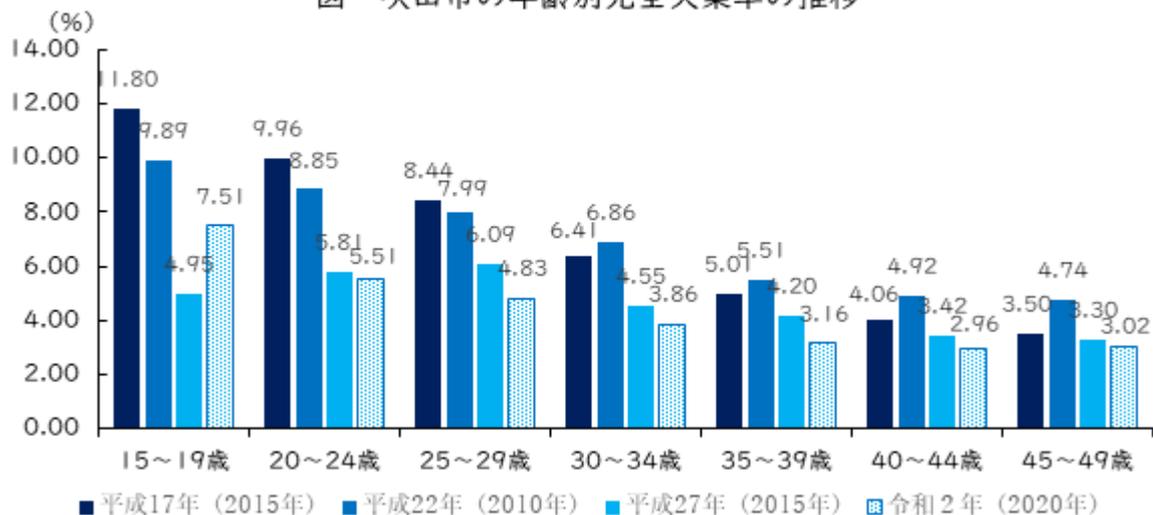
資料：国勢調査（10月1日）

## ■吹田市の年齢別完全失業率の推移

吹田市の年齢階級別の完全失業率は、平成17年(2015年)では15～19歳が11.80%と最も高く、年齢が上がるに従って低下する傾向がみられます。

令和2年（2020年）では年齢階級別とも平成17年（2015年）より低下しているものの、15～19歳は7.51%と最も高く、年齢が上がるに従って低下する傾向は変わりません。

図 吹田市の年齢別完全失業率の推移



※完全失業率＝完全失業者/労働力人口

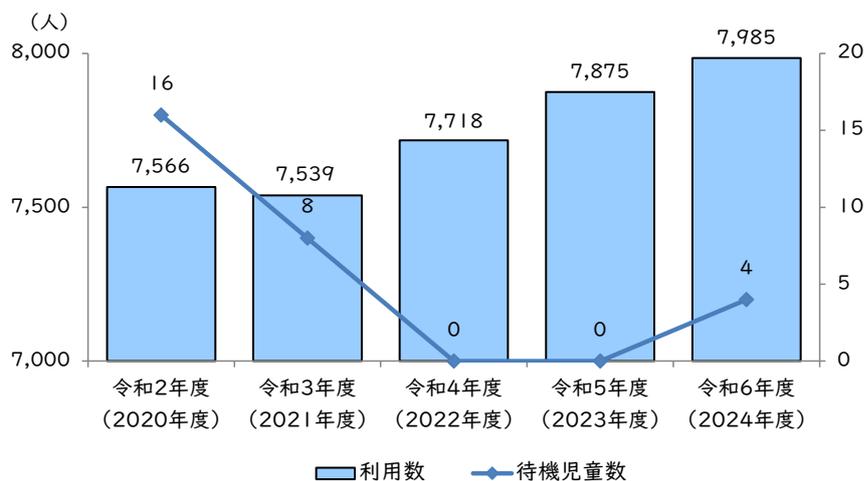
資料：国勢調査（10月1日）

## (7) 保育所、小中学校等の状況

### ①保育所等の利用数及び待機児童数の推移

保育所等の利用数は、令和4年度から増加傾向です。

待機児童数は令和4年（2022年）度及び令和5年（2023年）度では0人でしたが、令和6年（2024年）度は4人でした。



資料：保育幼稚園室

## ②小中学校の状況

### 小学校児童数の推移

吹田市の小学校児童数は令和2年(2020年)の2,1021人から微増し、令和5年(2023年)では2,1490人となっています。36小学校のうち、増加(～145.6%)したのは21校、減少(77.0%～)したのは15校となっています。

学校名	児童数				増加率 (令和5年/令和2年)
	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	
合計	21,021	21,343	21,478	21,490	102.2
吹田第一小学校	256	258	260	265	103.5
吹田第二小学校	365	351	359	382	104.7
吹田第三小学校	457	453	471	459	100.4
吹田東小学校	295	283	298	297	100.7
吹田南小学校	858	850	859	879	102.4
吹田第六小学校	270	288	269	285	105.6
千里第一小学校	757	780	780	827	109.2
千里第二小学校	941	1,019	1,086	1,103	117.2
千里第三小学校	1,034	1,045	1,067	1,072	103.7
千里新田小学校	847	834	828	821	96.9
佐井寺小学校	622	615	611	603	96.9
東佐井寺小学校	555	540	506	491	88.5
岸部第一小学校	246	244	245	244	99.2
岸部第二小学校	600	621	600	580	96.7
豊津第一小学校	1,040	1,081	1,036	1,003	96.4
豊津第二小学校	539	496	479	473	87.8
江坂大池小学校	447	451	454	439	98.2
山手小学校	548	528	538	528	96.4
片山小学校	884	892	876	906	102.5
山田第一小学校	499	512	520	518	103.8
山田第二小学校	477	500	527	562	117.8
山田第三小学校	330	311	298	277	83.9
山田第五小学校	213	196	175	164	77.0
東山田小学校	1,111	1,076	1,021	990	89.1
南山田小学校	1,082	1,040	983	926	85.6
西山田小学校	442	424	420	409	92.5
北山田小学校	527	492	497	458	86.9
千里丘北小学校	651	793	887	948	145.6
佐竹台小学校	746	811	789	763	102.3
高野台小学校	250	260	268	283	113.2
津雲台小学校	531	584	619	627	118.1
古江台小学校	530	539	589	651	122.8
藤白台小学校	727	788	835	818	112.5
青山台小学校	228	229	258	289	126.8
桃山台小学校	751	766	771	757	100.8
千里たけみ小学校	365	393	399	393	107.7

## 中学校生徒数の推移

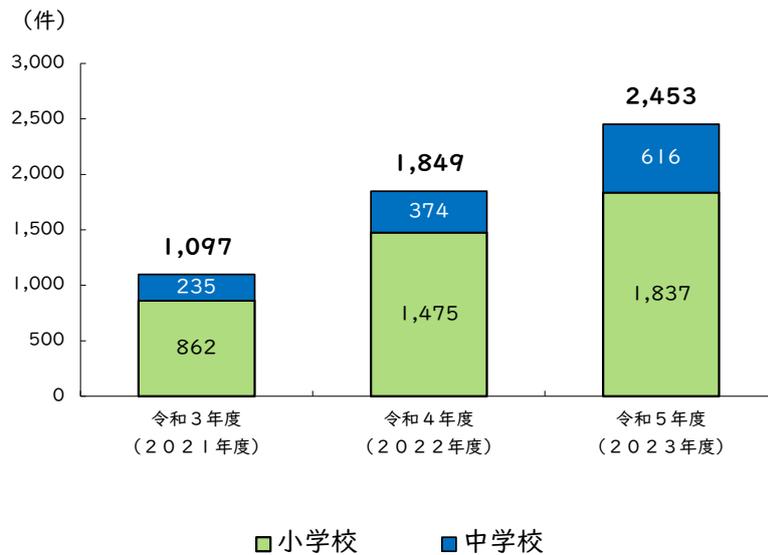
吹田市の中学校生徒数は令和2年(2020年)の8,852人から微増し、令和5年(2023年)では9,175人となっています。19中学校のうち、増加(～122.0%)したのは12校、減少(88.1%～)したのは7校となっています。

学 校 名	生徒数				増加率 (令和5年/令和2年)
	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	
合計	8,852	8,938	9,131	9,175	103.6
第一中学校	805	820	803	840	104.3
第二中学校	362	380	410	400	110.5
第三中学校	277	253	252	244	88.1
第五中学校	385	371	347	349	90.6
第六中学校	444	480	498	525	118.2
片山中学校	739	695	729	693	93.8
佐井寺中学校	584	581	575	579	99.1
南千里中学校	379	381	387	389	102.6
豊津中学校	675	681	695	704	104.3
豊津西中学校	390	408	408	411	105.4
山田中学校	749	715	712	683	91.2
西山田中学校	375	380	369	373	99.5
山田東中学校	479	478	484	466	97.3
千里丘中学校	845	875	948	964	114.1
高野台中学校	337	323	350	394	116.9
青山台中学校	311	345	359	360	115.8
竹見台中学校	318	354	395	388	122.0
古江台中学校	398	418	410	413	103.8

資料：学校教育室（各年5月1日現在）

吹田市のいじめの認知件数は小学校、中学校とも増加傾向で推移しており、令和5年(2023年)では小学校が1,837件、中学校616件となっています。

### いじめの認知件数の推移



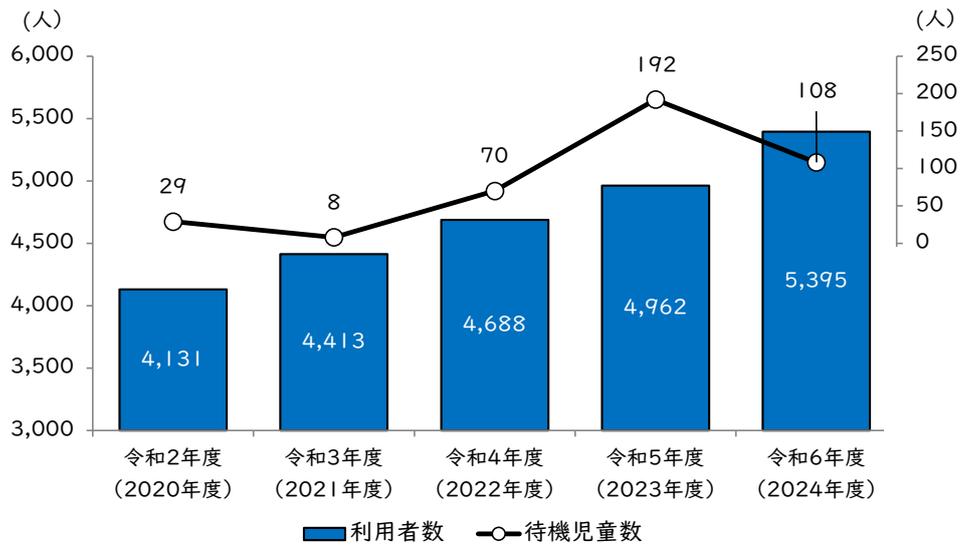
※いじめ防止対策推進法に規定されたいじめの定義についての理解が進み、積極的認知が行われた結果、いじめの認知件数は増加しています。

資料：学校教育室

## 留守家庭児童育成室

留守家庭児童育成室の利用者数は令和2年度の4,131人から増加傾向で推移し、令和6年度は5,395人となっています。待機児童数は令和2年度の29人から増加傾向で推移しましたが、令和6年度は108人となっています。

### ■留守家庭児童育成室の利用者数及び待機児童数の推移



資料：放課後子ども育成室

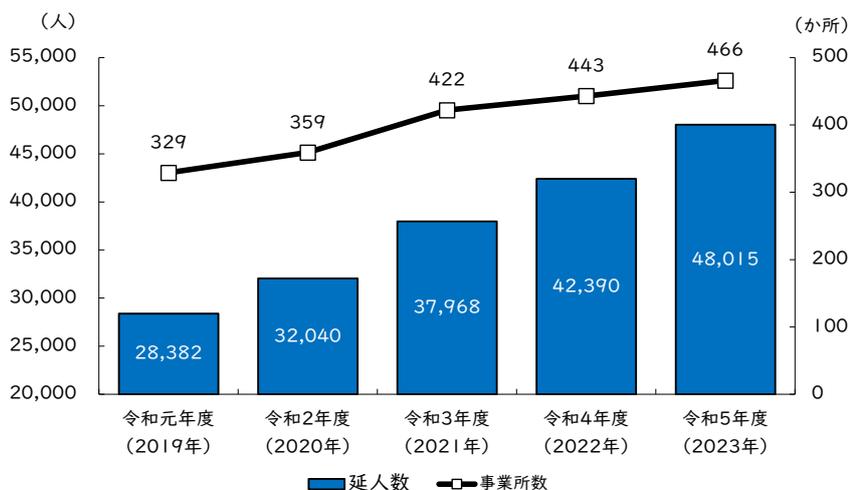
## (8) 支援が必要な子供の状況

### ① 障がい児等への支援状況

#### ・障がい児通所支援の利用状況及び事業者数（市内及び市外）

障がい児通所施設の延べ利用者数は令和2年（2020年）の28,382人から増加傾向で推移し、令和6年（2024年）は48,015人となっています。本市の児童が利用する事業者数（市外含む）は令和2年（2020年）の329か所から増加傾向で推移し、令和6年（2024年）は466か所となっています。

#### ■障がい児通所支援利用状況（延べ利用者数、事業者数（市内及び市外））

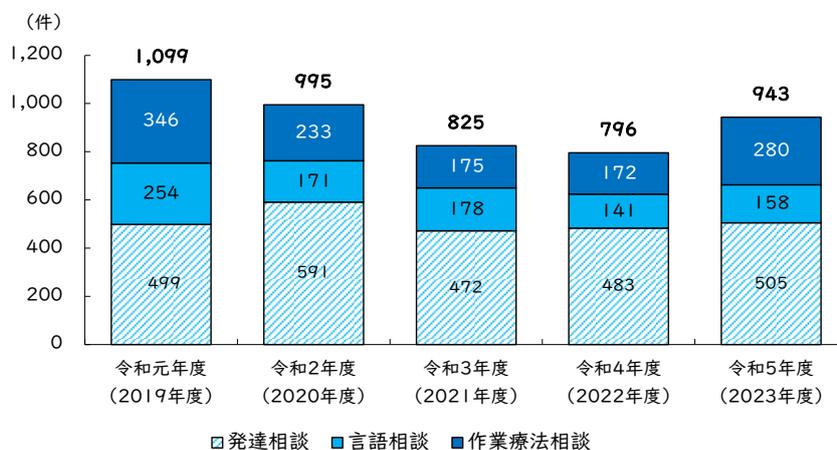


資料：すこやか親子室

#### ・発達障がい児等の各種相談件数の推移

令和元年（2019年）の発達相談は499件、言語相談は254件、作業療法相談は346件で、その後は令和4年（2022年）まで減少傾向で推移しましたが、令和5年（2023年）には3相談とも増加に転じています。また、令和4年（2022年）度から新たに就学に向けての5歳児おひさま相談を実施、令和4年（2022年）度は252件、令和5年（2023年）度は281件となっています。

#### ■各種相談件数の推移



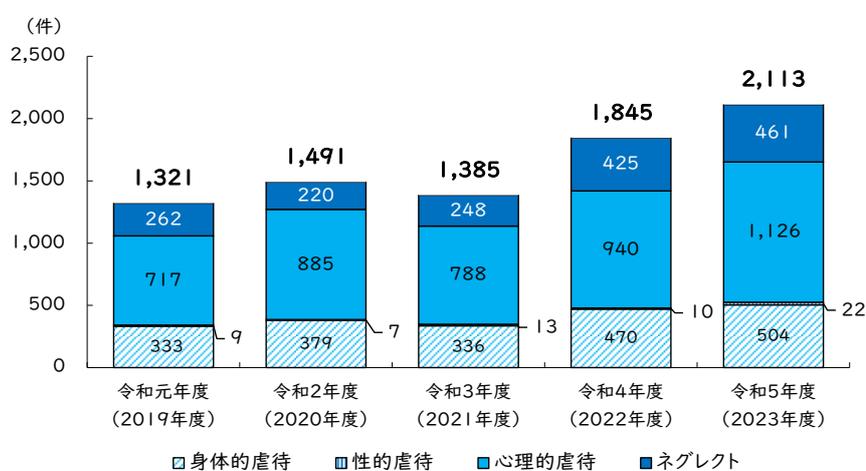
資料：こども発達支援センター

## ② 児童虐待相談の状況

### ・児童虐待相談件数の推移

令和元年度の児童虐待相談件数は1,321件で、その種別内訳は身体的虐待は333件、性的虐待は9件、心理的虐待は717件、ネグレクトは262件でしたが、令和5年度には児童虐待相談件数は2,113件と増加し、その種別内訳は身体的虐待相談は504件、性的虐待相談は22件、心理的虐待相談は1,126件、ネグレクト461件です。

### ■児童虐待相談件数の推移



資料：家庭児童相談室

## 2 吹田市こども計画等策定に係るニーズ調査結果（以下、ニーズ調査結果とする。）

### (1) 調査目的

「吹田市こども計画等」の策定に係る各項目及び子ども・子育て支援事業計画上の需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を実施したものです。

### (2) 調査方法と回収状況

調査対象	・市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者 3,000人 ・市内在住の「就学児童（小学生）」のいる世帯・保護者 3,000人
調査方法	住民基本台帳から層化抽出した世帯に調査の案内を郵送配布し、WEBにて回答・回収を実施 ※対象児童が複数いる世帯は、年齢が一番低い子供に郵送配布
調査期間	令和6年（2024年）2月14日～令和6年（2024年）2月29日

### (3) 調査結果

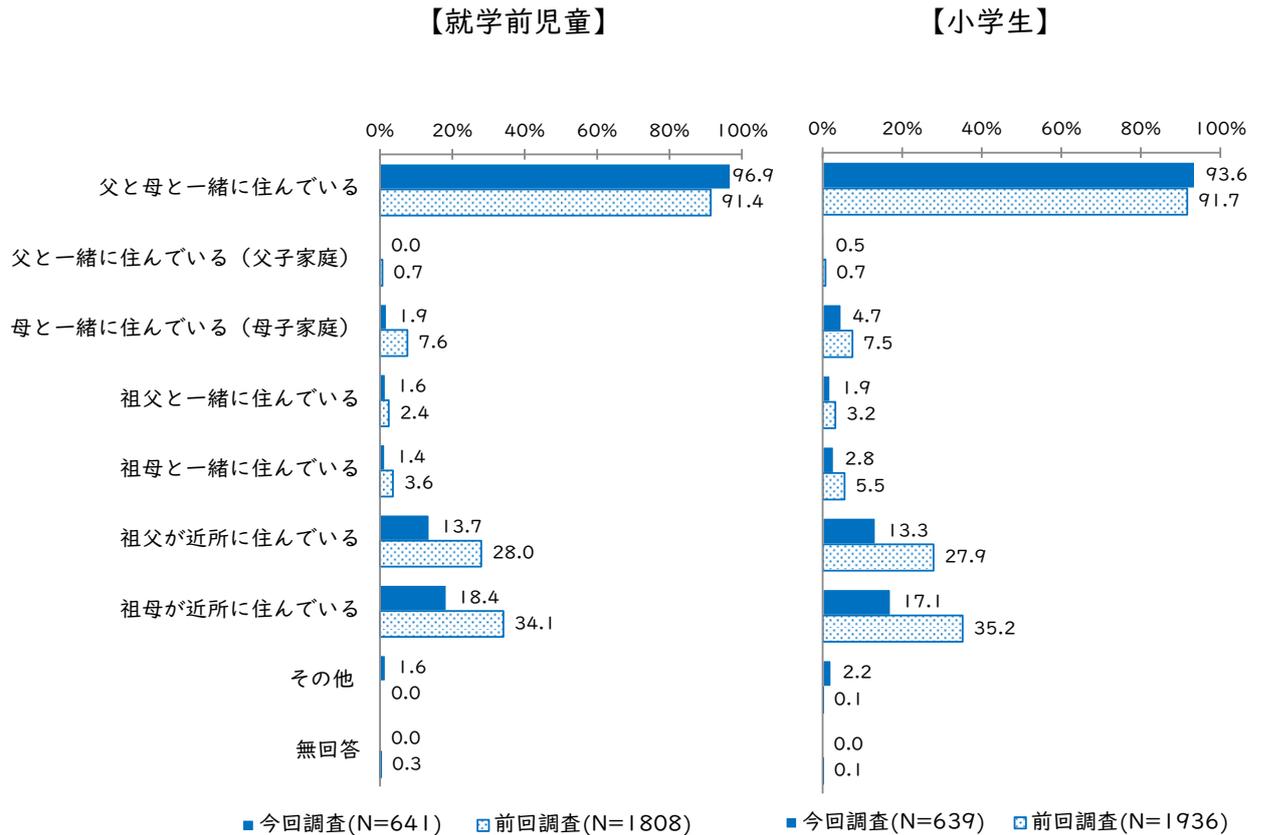
#### ①配布数及び回収状況

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童 保護者用調査	3,000票	641件	21.4%
就学児童（小学生1～6年生） 保護者用調査票	3,000票	639件	21.3%

② ニーズ調査結果の特徴的な事項

ア 家族構成について（ニーズ調査結果報告書 P8）

就学前児童、小学生とも核家族世帯が9割台となっています。前回調査と比較して、祖父母と同居する割合は大幅に減少しており、支援を受けることが難しい状況にあります。



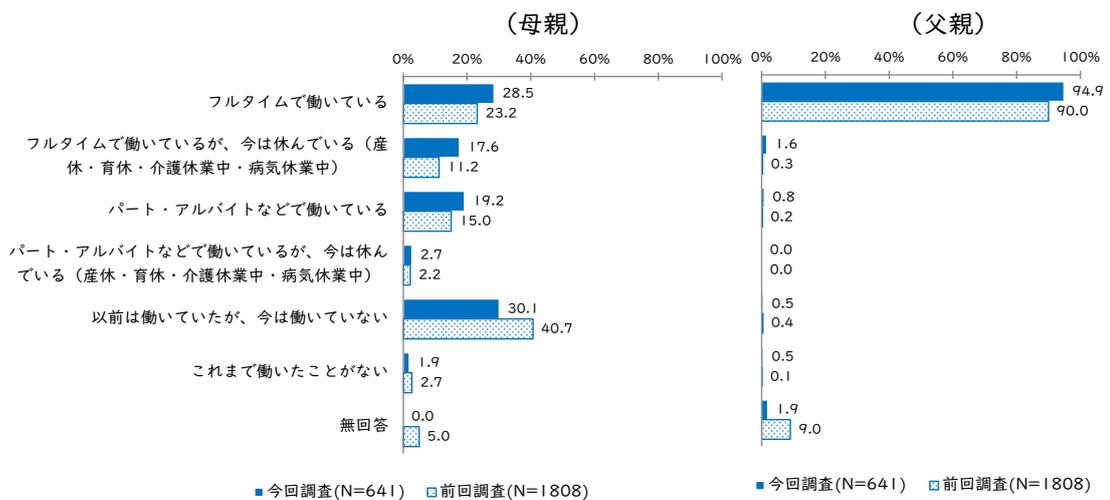
イ 母親の就労形態について（ニーズ調査結果報告書 P14）

フルタイムで働いている母親及び父親の割合が増加しており、さらに、「以前は働いていたが、今は働いていない」と回答した母親の割合が減少していることから、フルタイムで働く親が増加していることがうかがえます。

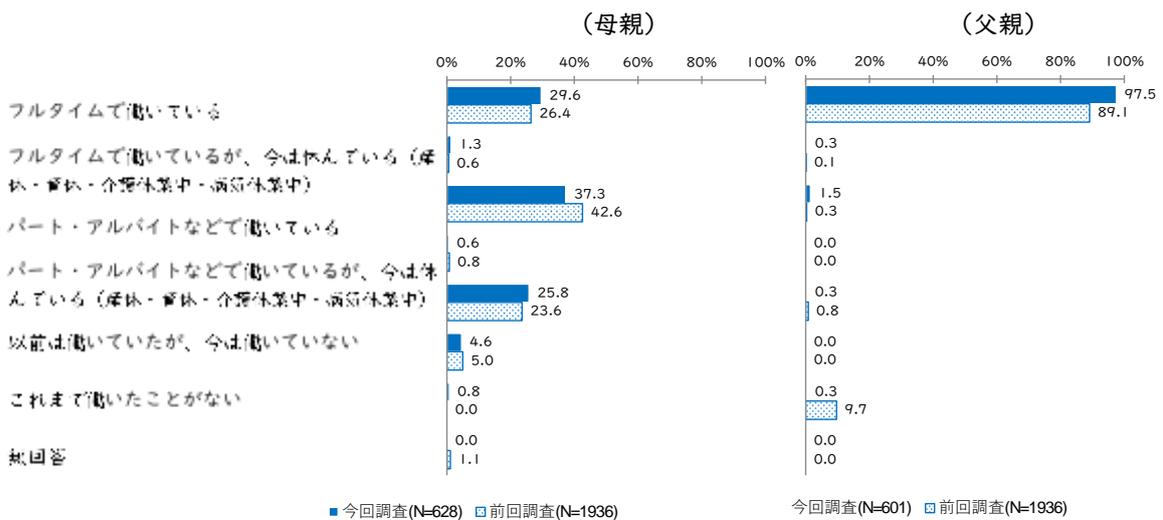
これは、世帯の経済状況の変化や産業分野での労働力不足、女性の意識改革、子育て支援サービスの提供などの要素が原因していることが考えられます。今後もこの傾向が続けば、子育て支援サービスの量・質へのニーズが高まることが予想されます。

図 保護者の就労形態

【就学前児童】



【小学生】

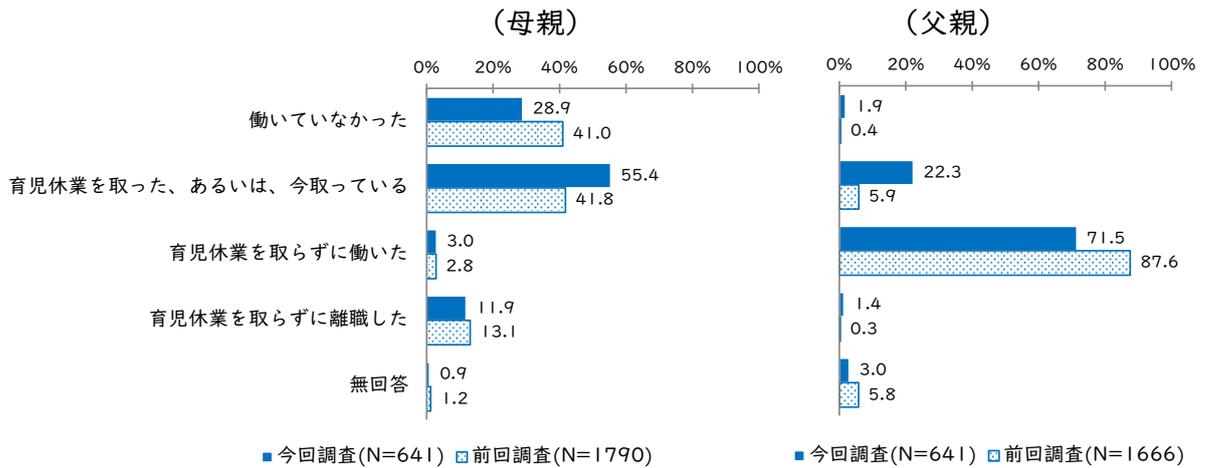


ウ 育児休業の取得状況について（ニーズ調査結果報告書 P50）

「育児休業を取った、あるいは、今取っている」と回答した保護者は前回調査と比較して増加しているが、父親の取得状況は母親の2分の1以下にとどまっています。父親の育児休業の取得は広がりつつあるが、育児の負担は母親に偏っている状況にあることがうかがえます。

図 育児休業の取得経験

【就学前児童】

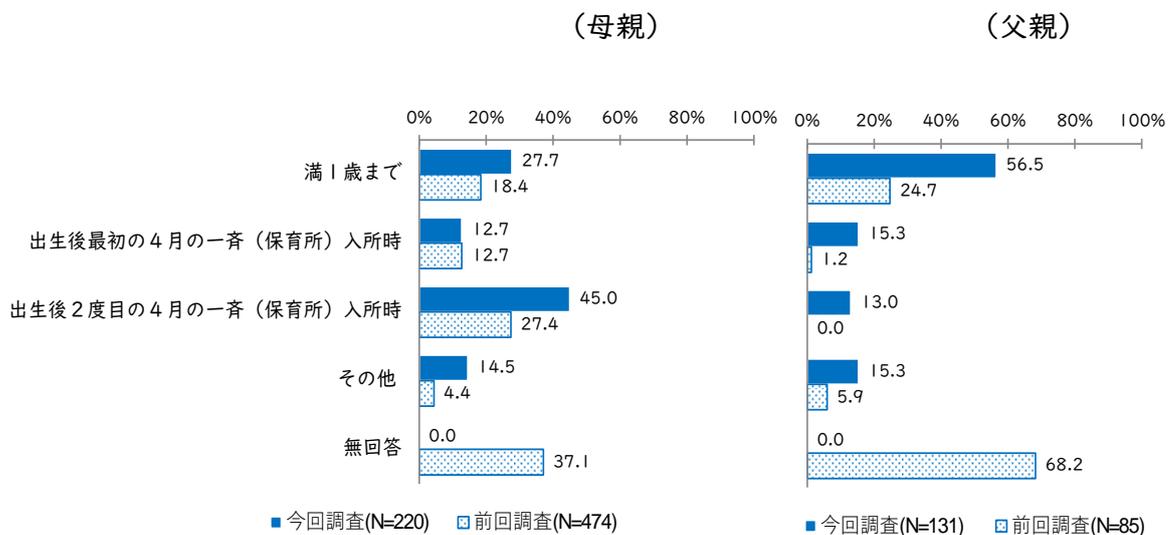


エ 希望する育児休業終了のタイミングについて（ニーズ調査結果報告書 P56）

母親については、「出生後2度目の4月一斉（保育所）入所時」と回答した割合が前回と比較して高く、育児休業の期間を長く取りたいニーズがうかがえます。一方で父親は満1歳までと回答した割合が前回調査よりも増加しており、育児休業の取得期間については父親よりも母親が長くなる傾向がうかがえます。

図 希望する育児休業終了のタイミング

【就学前児童】

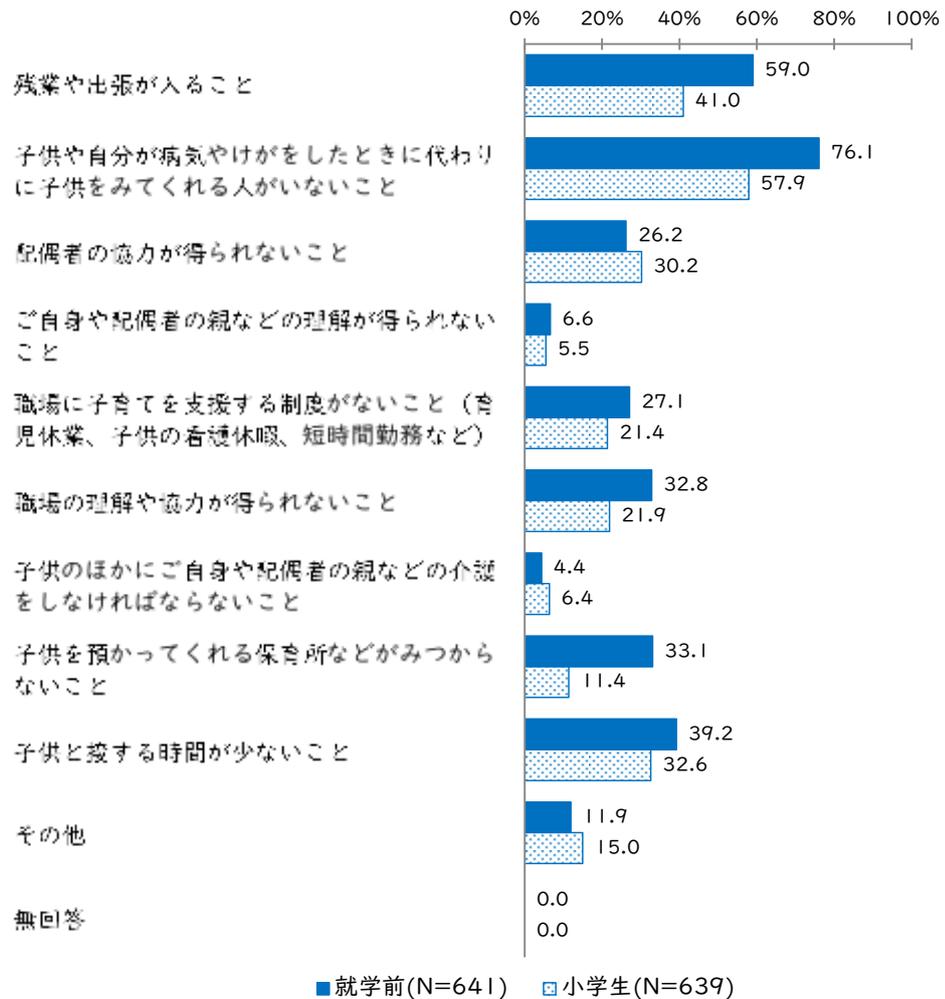


オ 仕事と子育てを両立させる上での課題について（ニーズ調査結果報告書 P65）

「子供や自分が病気やけがをしたときに代わりに子供をみてくれる人がいないこと」と回答した割合が増加しており、前回調査と同様に高い水準となっています。子供や保護者が病気になった際に対応できない状況となっており、仕事と子育ての両立が難しくなっていることがうかがえます。

図 仕事と子育てを両立させる上での課題

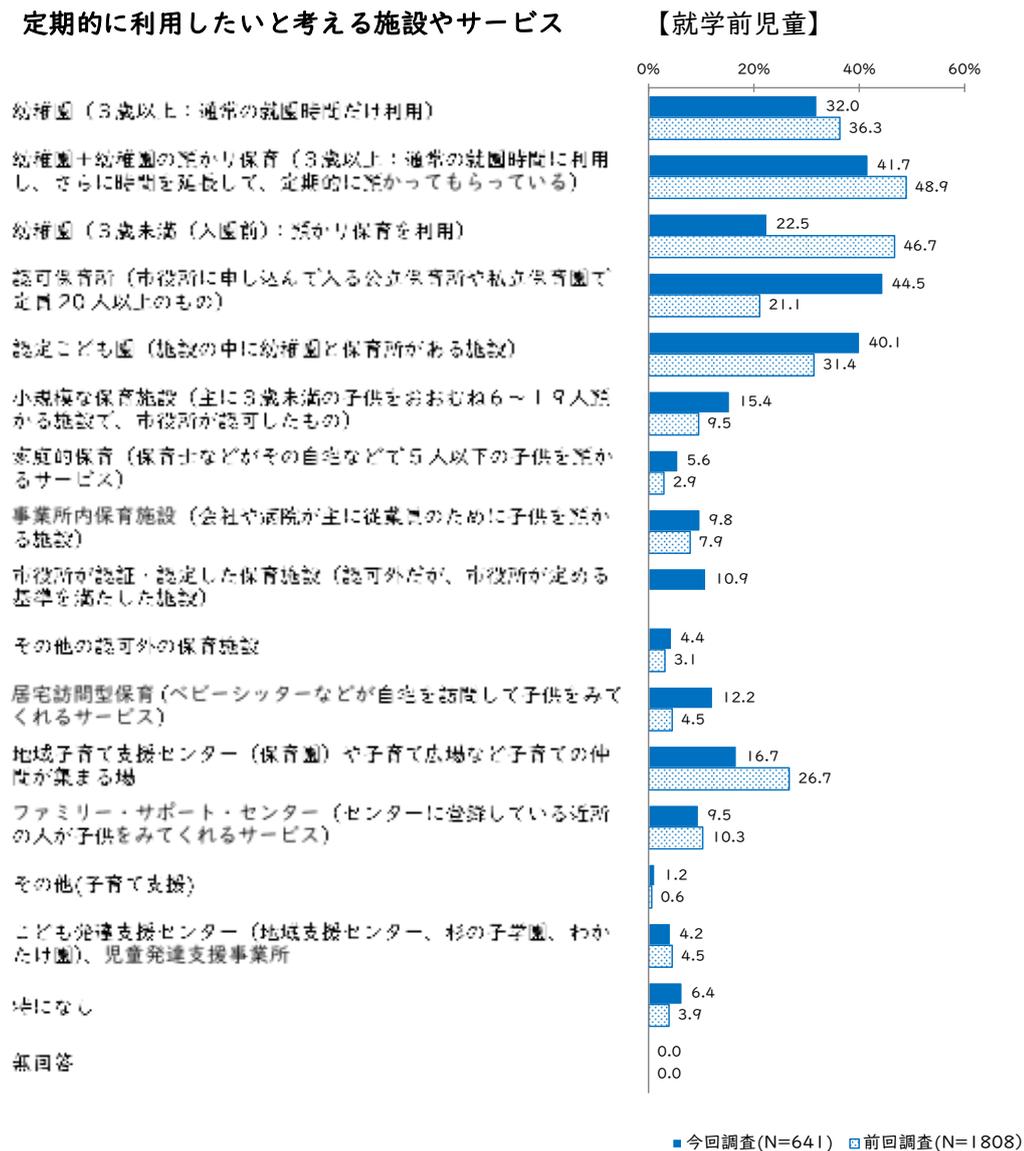
【 就学前児童 】 【 小学生 】



カ 平日に定期的にご利用させたい子供を預かる施設やサービスについて（ニーズ調査結果報告書 P45）

前回と比較して、「認可保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育園で定員 20 人以上のもの）」、「認定こども園（施設の中に幼稚園と保育所がある施設）」と回答した割合が増加しており、認可保育所、認定こども園の利用意向が増加していることがうかがえます。

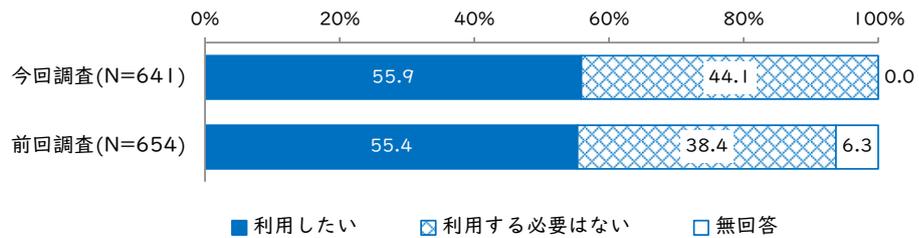
図 定期的にご利用したいと考える施設やサービス



キ 不規則な一時預かりの利用意向について（ニーズ調査結果報告書 P96）

就学前児童の親が、私用、通院、不規則な仕事を理由に一時預かりを利用したいというニーズは前回調査とほぼ同様の割合であり、半数を超える親が利用意向を持っています。

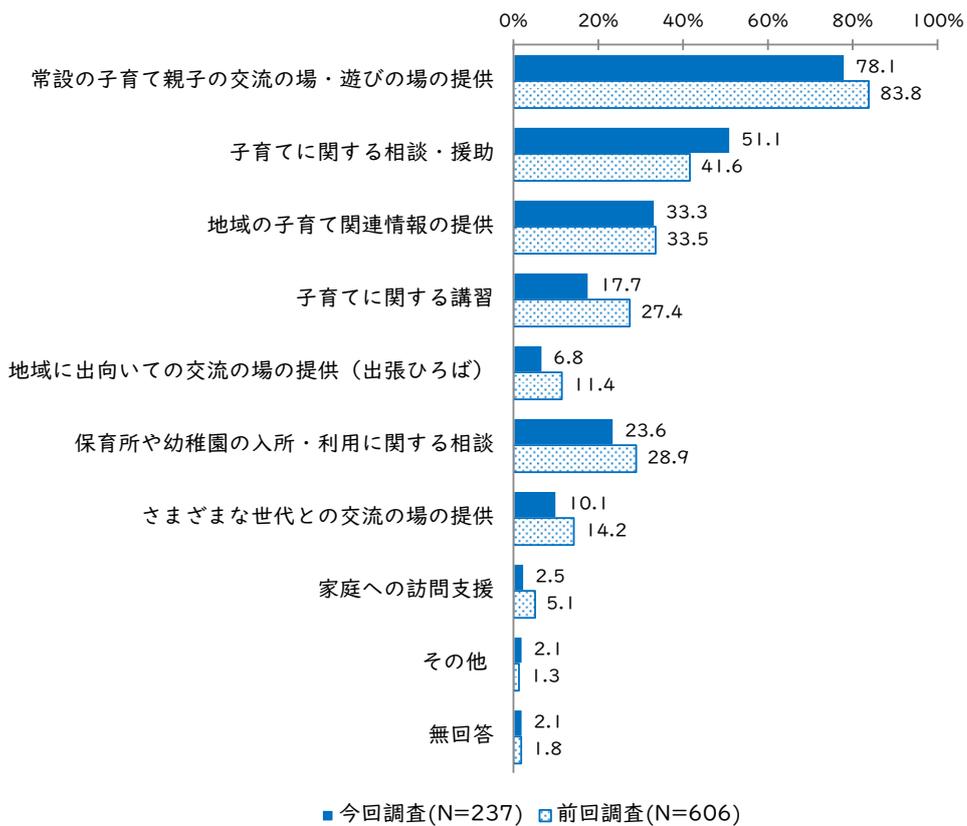
図 不規則な一時預かりの利用意向 【就学前児童】



ク 利用したい子育て支援事業のサービスについて（ニーズ調査結果報告書 P105）

地域子育て支援拠点事業について、「常設の子育て親子の交流の場・遊び場の提供」、「子育てに関する相談・援助」の順に回答割合が高く、親子同士の交流機会及び子育てに関する相談支援の充実に対するニーズが高いことがうかがえます。

図 利用したい子育て支援事業のサービス 【就学前児童】



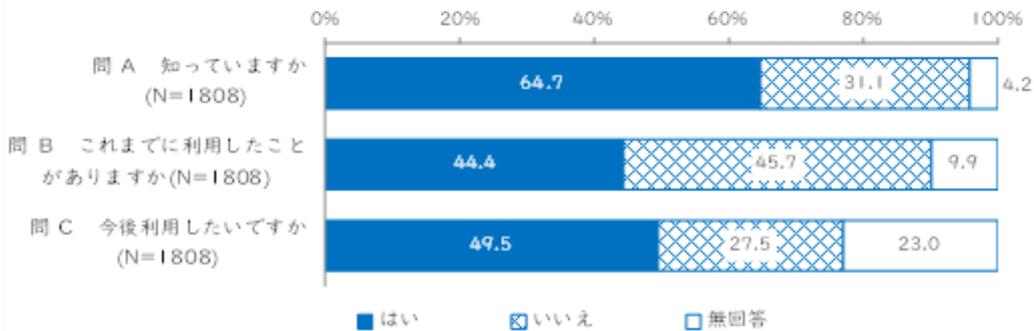
ケ 吹田市ホームページ「子育て応援サイトすくすく」に係る認知度・利用度・利用希望について（ニーズ調査結果報告書 P113）

前回調査と比較して「知っている」、「利用したことがある」、「今後利用したい」と回答した割合が増加しています。子育て支援に係る情報提供を求める保護者が増加しており、利用ニーズが高いことがうかがえます。

今回調査 問32（8） 吹田市ホームページ「子育て応援サイトすくすく」について



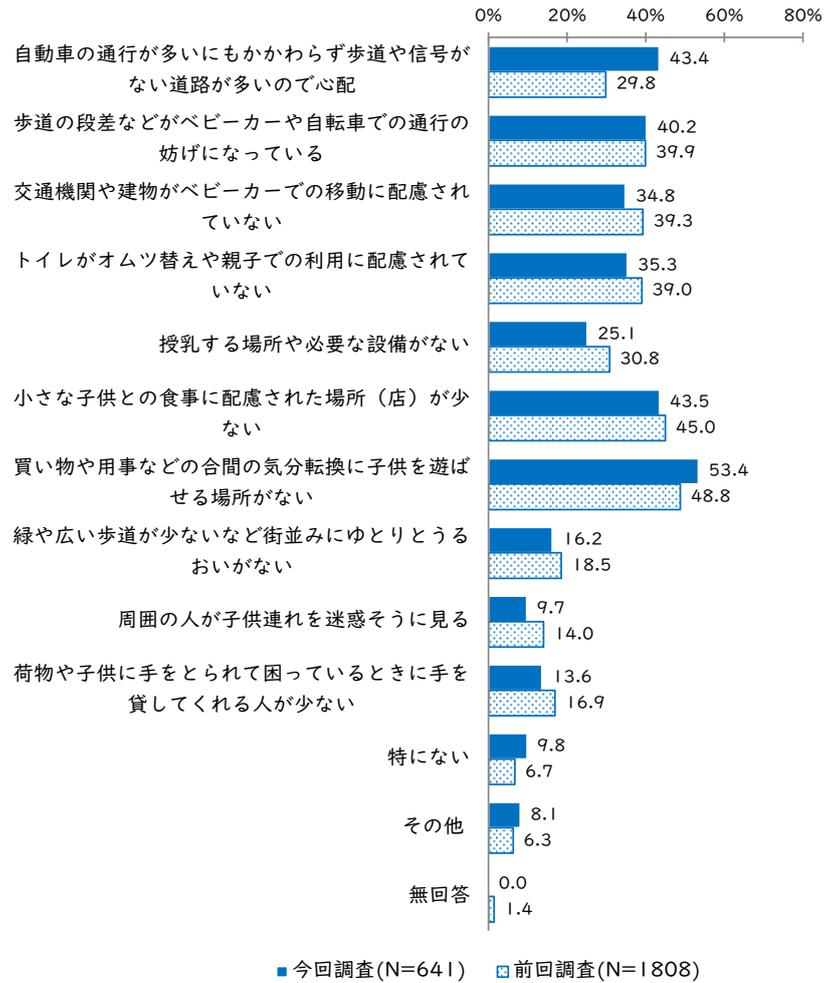
前回調査 問32（8） 吹田市ホームページ「子育て応援サイトすくすく」について



コ 子供と外出するときに困ることについて（ニーズ調査結果報告書 P134）

「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」と回答した割合が大幅に増加しており、交通面での安全を懸念する保護者が増加していることがうかがえます。

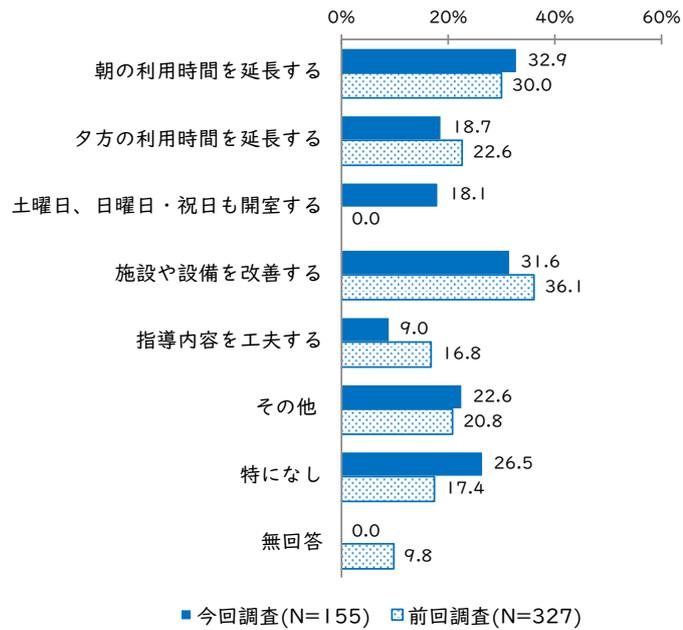
図 外出されるときに、困ること、困ったこと 【就学前児童】



サ 留守家庭児童育成室に希望することについて（ニーズ調査結果報告書 P83）

「利用時間を延長する」、「施設や設備を改善する」、「6年生まで利用したい」と回答した割合高くなっています。前回調査と概ね同様の傾向であり、引き続き多様なニーズがあることがうかがえます。

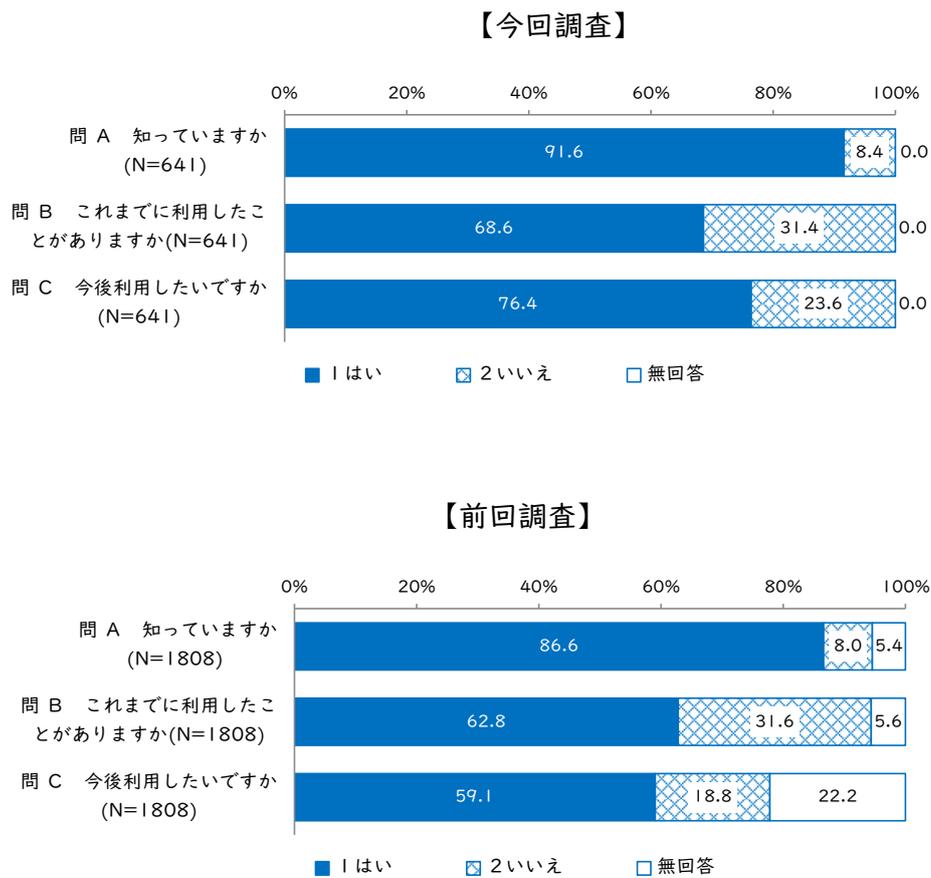
図 留守家庭児童育成室に希望すること 【小学生】



シ 児童館・児童センター、青少年会館（センター）の認知度・利用度・利用希望について（ニーズ調査結果報告書PI10）

児童館の認知度は前回調査よりも高くなり、9割を超えています。また利用したいという意向も前回調査よりも増加しており、利用意向も高まっていることがうかがえます。

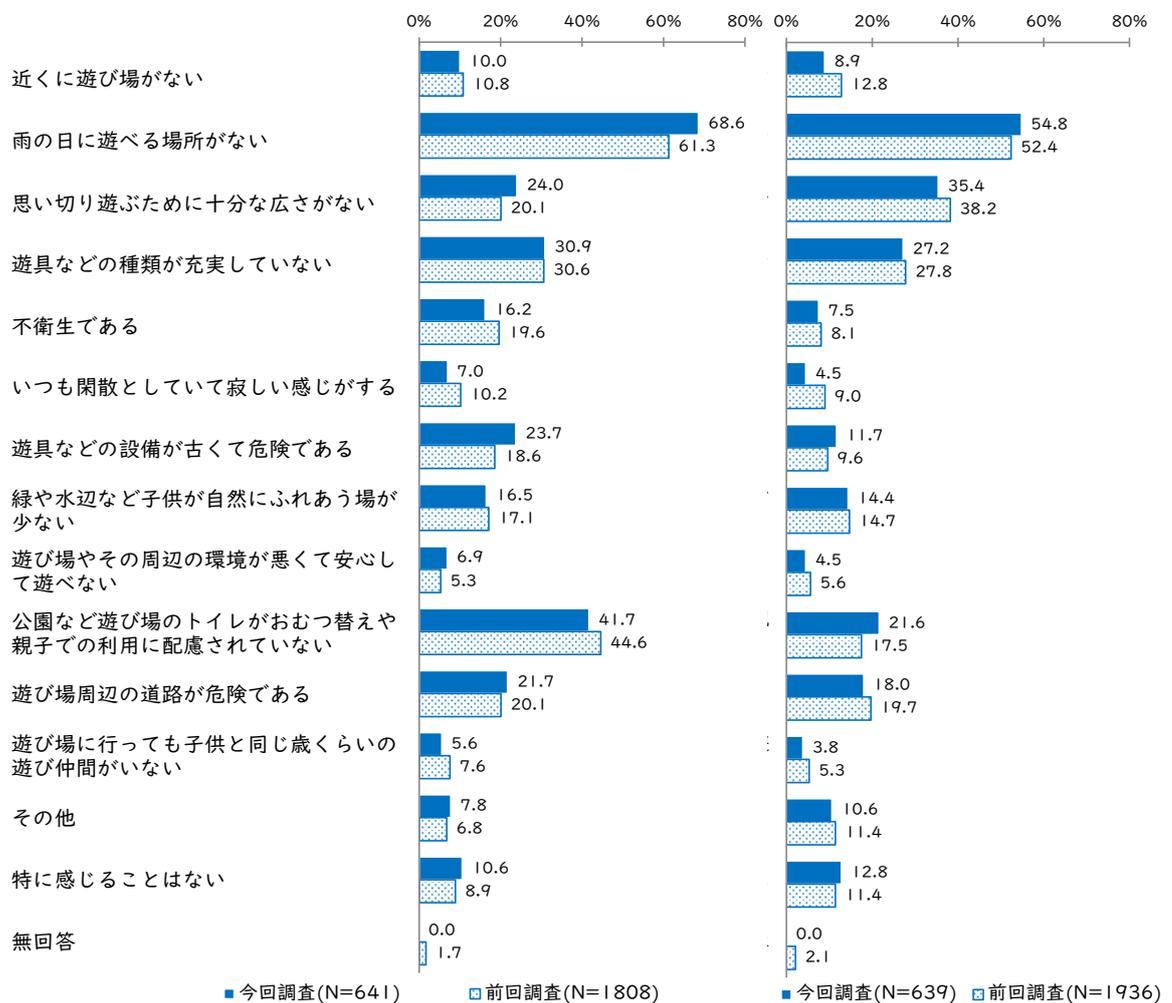
図 児童館・児童センター、青少年会館（センター）のについての認知度・利用度・利用希望



ス 子供の遊び場について日ごろ感じること（ニーズ調査結果報告書 P137）

前回調査と比較して「雨の日に遊べる場所がない」と回答した割合が増加しており、雨の日でも遊べる場所の確保に関するニーズが高いことがうかがえます。また、就学前児童においては、親子が過ごす公園など遊び場でのトイレ設備の充実や安全な遊具が求められており、安心安全で子育てしやすい環境づくりが求められています。

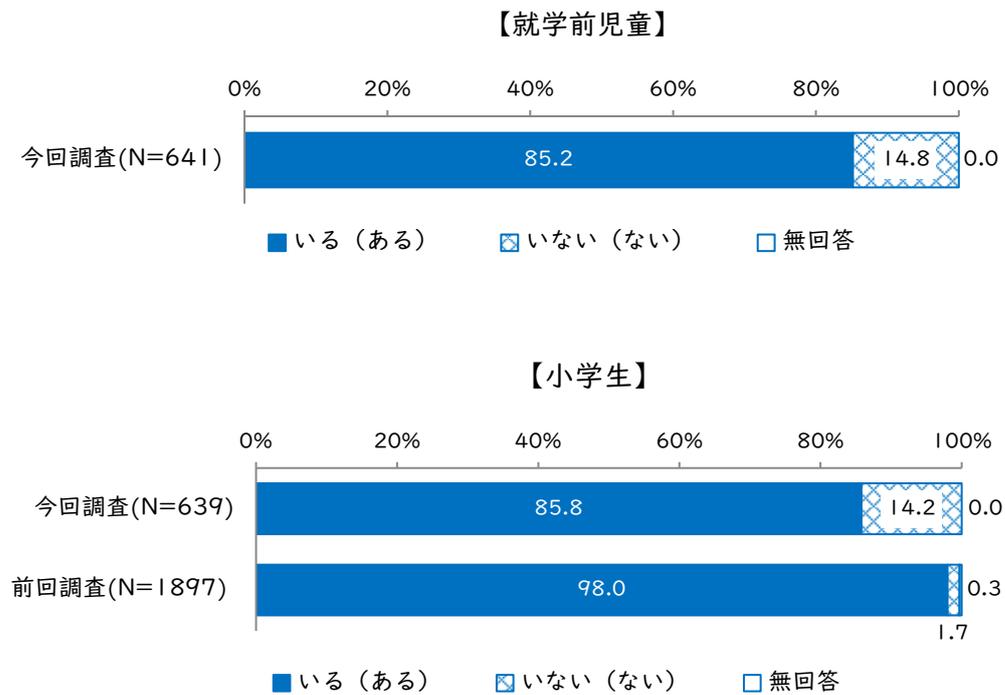
図 お住まいの地域の子供の遊び場について日ごろ感じること【就学前児童】【小学生】



セ 子育てや教育について相談できる人・場所（小学生）について（ニーズ調査結果報告書 P11）

今回調査では、気軽に相談できる人がいると回答した割合が減少しており、相談相手が減っている傾向がうかがえます。

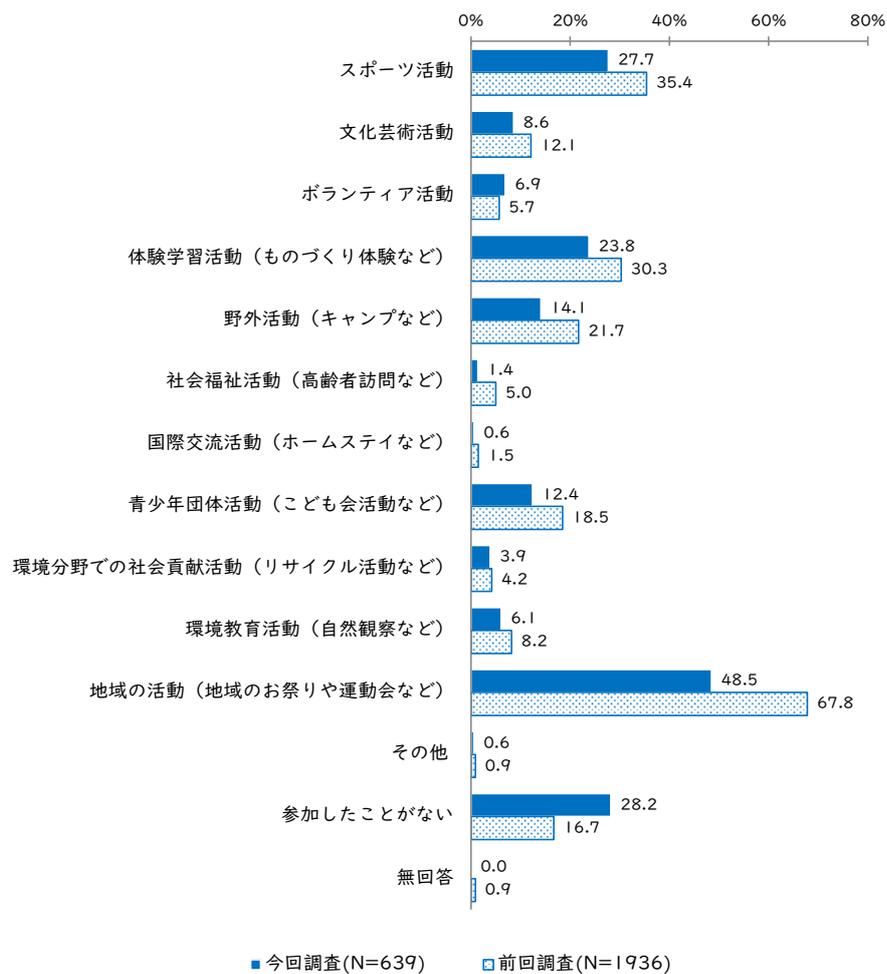
図 子育てや教育について、気軽に相談できる人の有無



ソ 参加したことがある地域活動について（ニーズ調査結果報告書 P131）

前回調査と比較して、それぞれの地域活動への参加の割合が低くなっていますが、これは学校外での生活時間が学習塾や習い事に充てられ自由な時間の減少や地域コミュニティの弱体化などにより、地域とのつながりが希薄となってきたためと思われます。

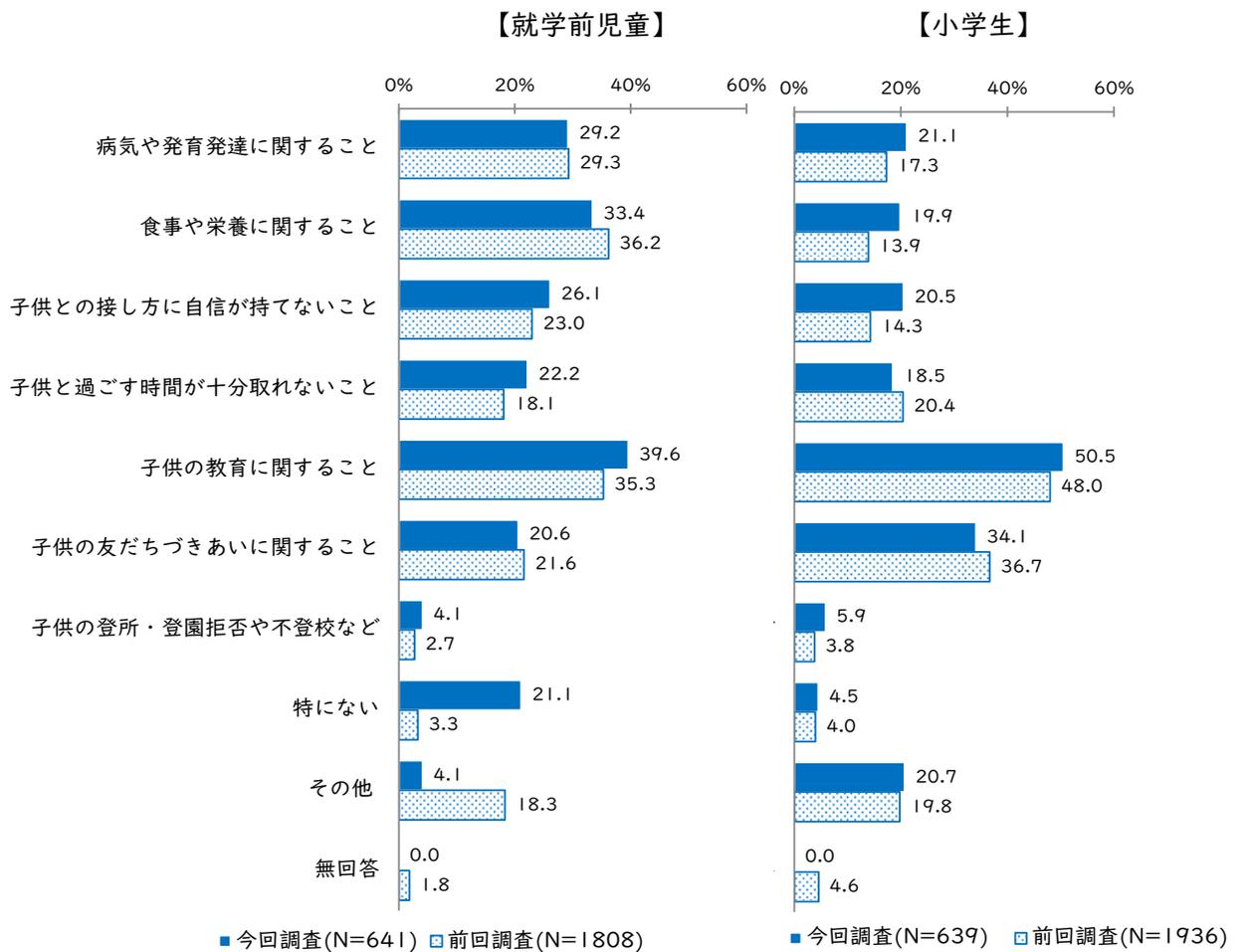
図 参加したことがある地域活動 【小学生】



タ 子育てに関して子供のことで、日常悩んでいること、気になることについて  
 (ニーズ調査結果報告書 P146、147)

就学前児童と小学生を比較すると、就学前児童は育ちに関する項目が多く、また小学生は教育に関する項目が多くなっており、成長段階により悩みが変化しています。

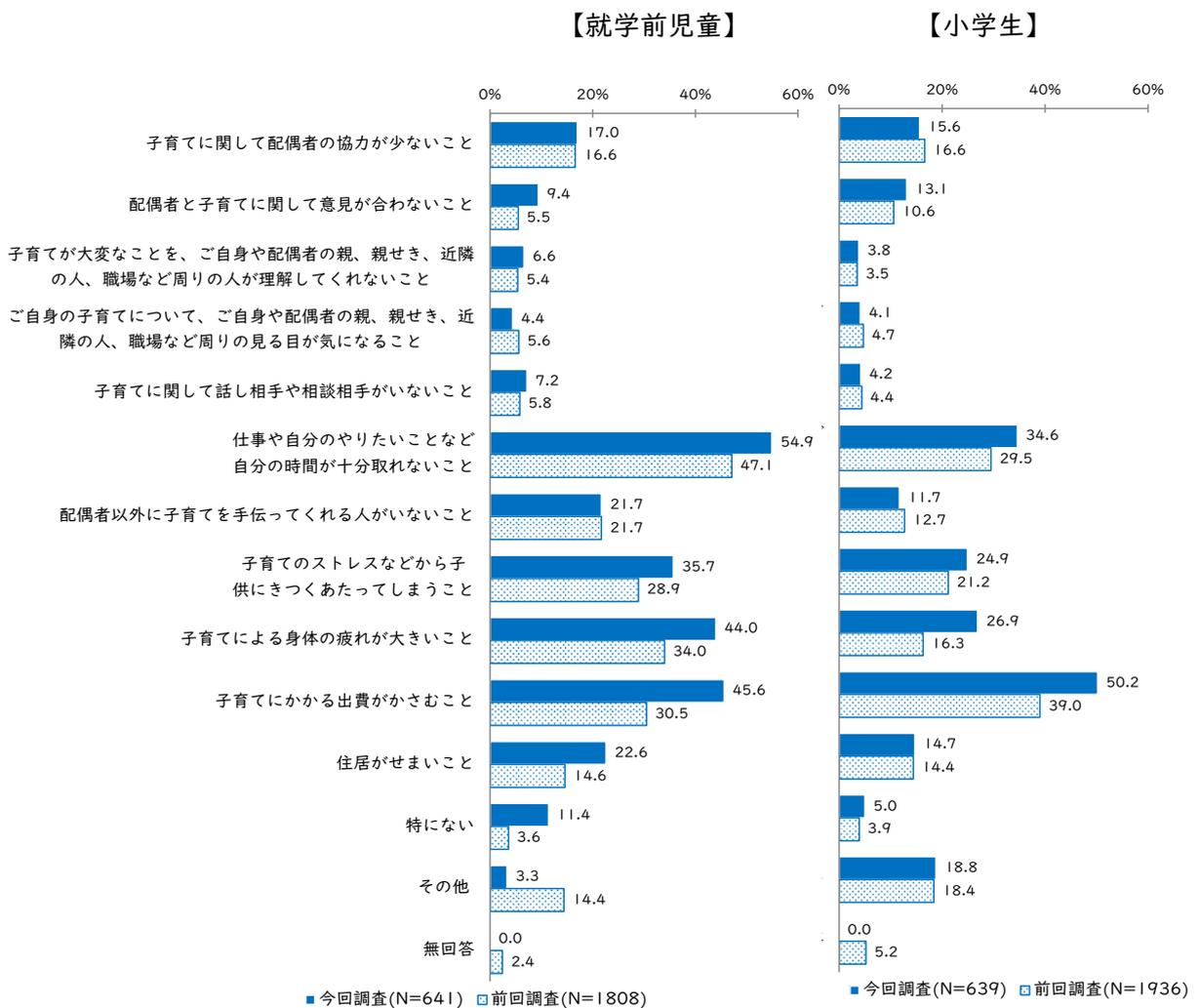
図 子育てに関して、子供のことで日常悩んでいること、気になること



チ 子育てに関して自身のことで、日常悩んでいること、気になることについて  
 (ニーズ調査結果報告書 P148、149)

「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」、「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合が高く、子育てによる時間的・経済的な負担で悩みを抱える保護者が多いことがうかがえます。

図 子育てに関して、ご自身のことで日常悩んでいること、あるいは気になること

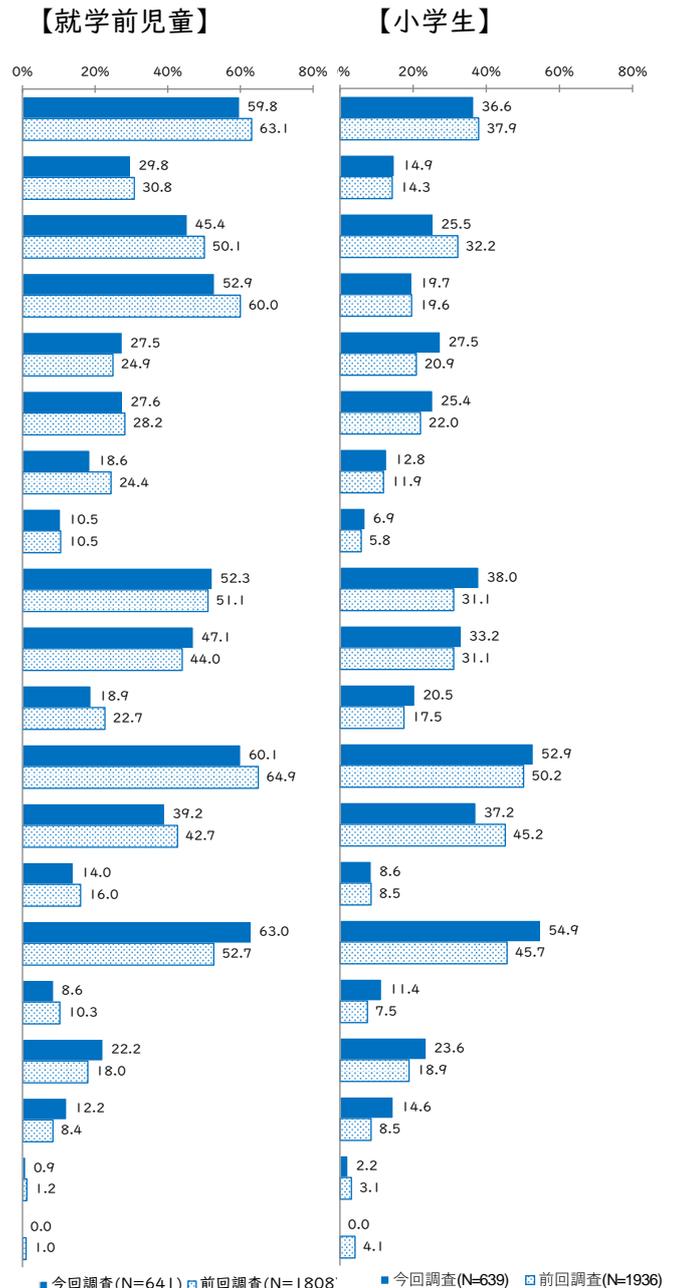


ツ 充実してほしいと思う子育て支援事業について（ニーズ調査結果報告書 P120、121）

「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」と回答した割合が高く、経済的支援に係るニーズが高い状況です。また、「小児救急など安心して子供が医療機関を利用できる体制を整備する」と回答した割合も高く、医療体制整備に係るニーズも高いことがうかがえます。

図 子育て支援サービスへの要望

- 親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する
- 親子が安心して集まれる保育所や幼稚園の運動場の開放を増やす
- 親子が安心して集まれるつどいの広場などの屋内の施設を整備する
- 子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む
- 子育てに困ったときの相談体制を充実する
- 子育て支援に関する情報提供を充実する
- 子育て中の親の仲間づくりや子育ての知識や技能の取得に役立つ親子教室の開催回数の増加と内容の充実を図る
- 子育てサークル活動への支援を充実する
- 保育所や留守家庭児童育成室など子供を預ける施設を増やす
- 幼稚園における早朝、夕方の預かり保育の延長や夏休みなどの預かり保育などを充実する
- 専業主婦（夫）など誰でも気軽に利用できるNPOなどによる子育て支援サービスに対する支援を行う
- 小児救急など安心して子供が医療機関を利用できる体制を整備する
- 子供の安全を確保する対策を充実する
- 子育ての講座など子育てについて学べる機会をつくる
- 育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充
- 公営住宅の優先入居など住宅面での配慮や支援に取り組む
- 子供の発達支援体制を充実する
- その他
- 特になし
- 無回答



テ 子育ての負担軽減のための支援やサービスの要望（1番目）について（ニーズ調査結果報告書 P154、155）

就学前児童では、子育てに関する費用負担の軽減や一時預かりサービスの提供など複数が負担感軽減の有効な方法としてニーズが高い状況です。小学生では、塾や習い事への経済的支援が最も高い状況であり、就学前児童及び小学生ともに経済的支援へのニーズが高いことがうかがえます。

図 子育ての負担を軽減する支援やサービス（1番目） 【就学前児童】

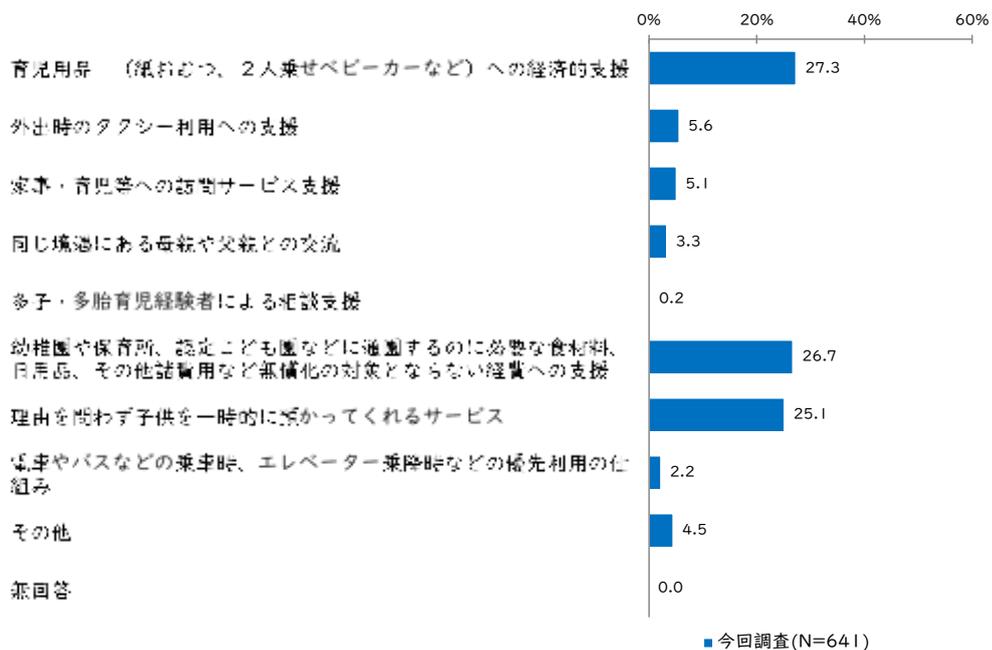
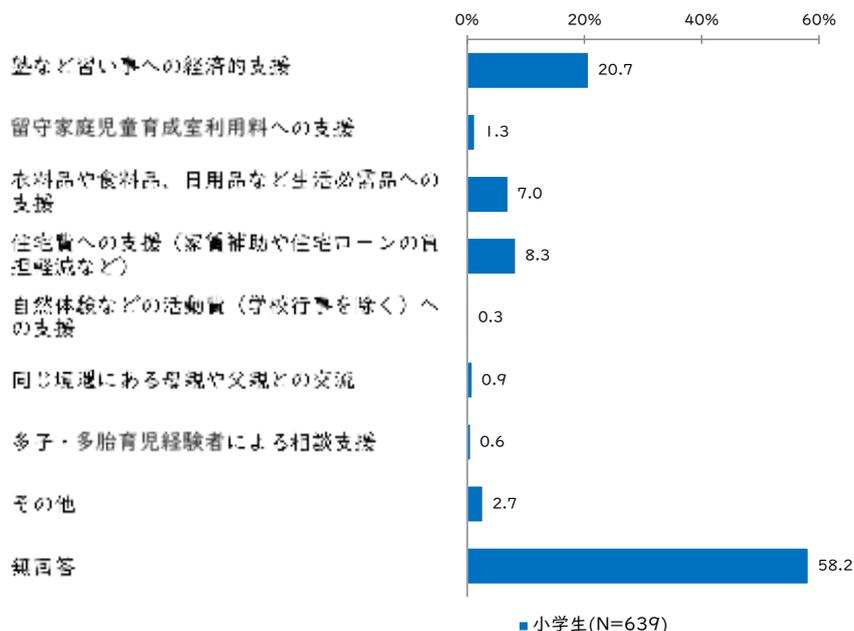


図 子育ての負担を軽減する支援やサービス（1番目） 【小学生】



### 3 吹田市子ども計画策定に関するアンケート結果【高校生以上】

#### (1) 調査目的

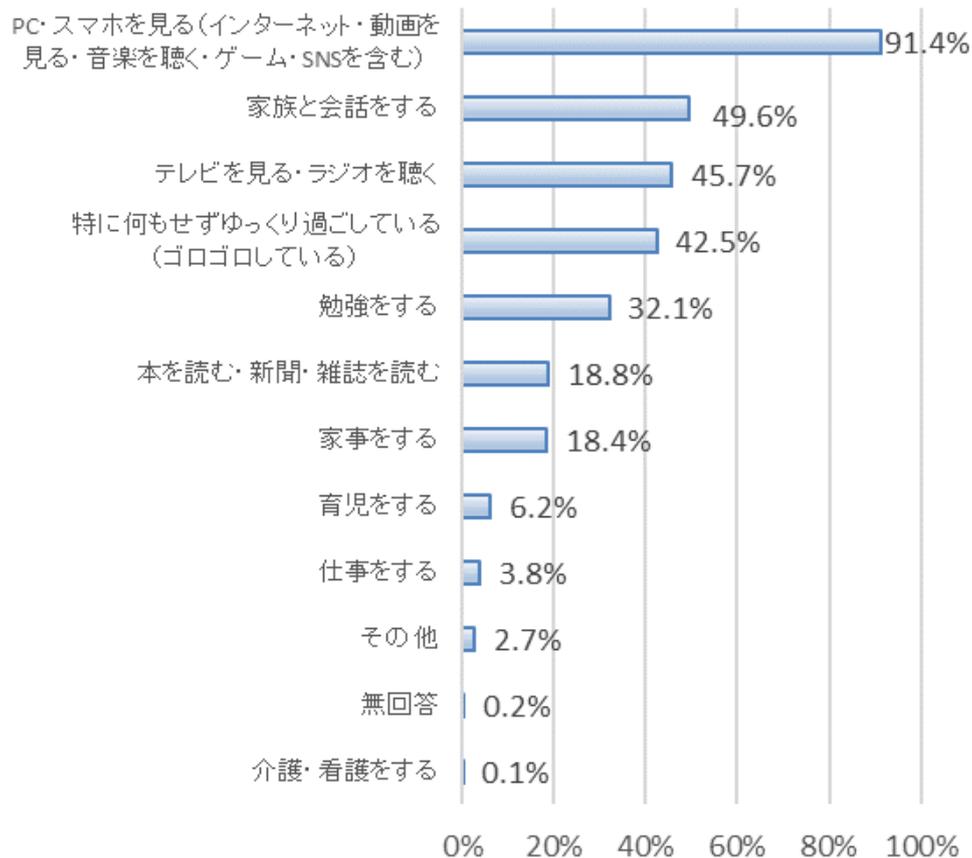
15歳以上の子供・若者の意見を聴き、意識・生活関係、居場所、相談に関しての実態を把握し、計画策定のための基礎資料とするための調査を実施しました。

#### (2) 調査概要

調査対象	15歳～39歳
調査方法	アンケート調査（インターネット）
調査期間	令和6年（2024年）1月9日から2月29日まで
回収状況	2,659件

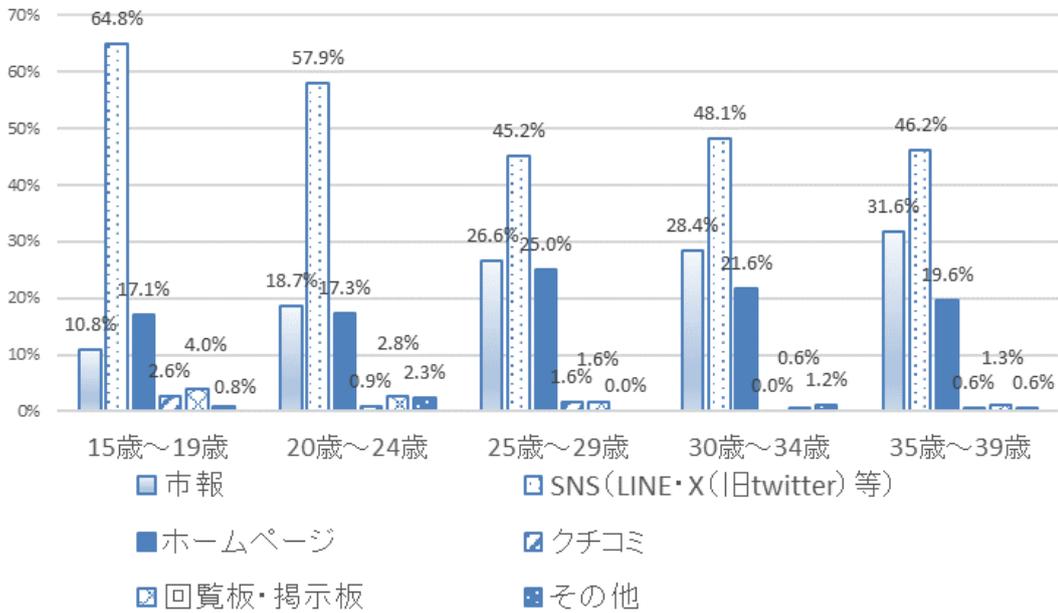
#### (3) 調査結果の抜粋

**家（暮らしている場所）にいるときは、どんなことに時間を使っていますか。よくしていることを教えてください（複数回答可）。**



家にいるときの時間の使い方としては、「PC・スマホを見る」が約9割と多くなっています。

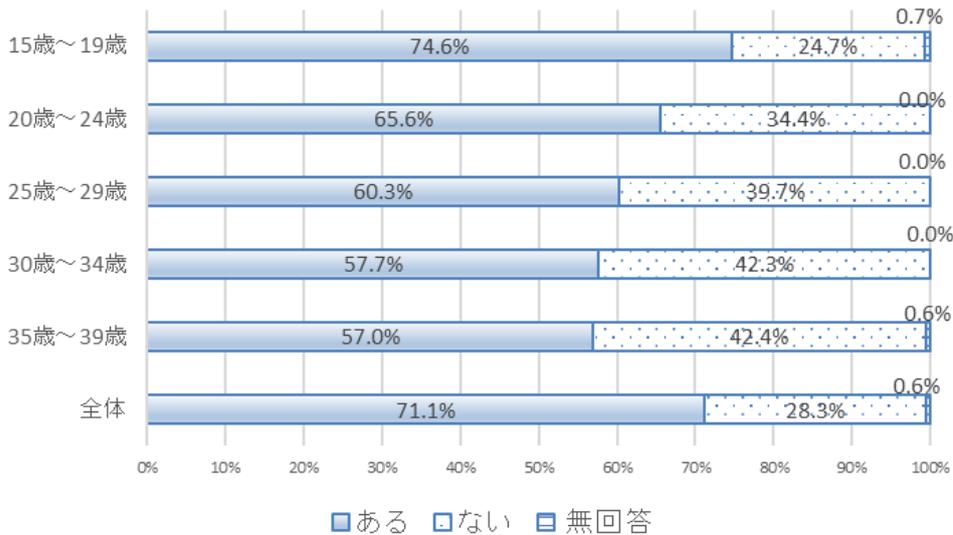
**市役所の行っている事業や情報の一番受け取りやすい方法について**



市役所の行っている事業や情報の一番受け取りやすい方法について、どの年齢層も「SNS (LINE・X (旧 twitter) 等)」が一番高くなっています。

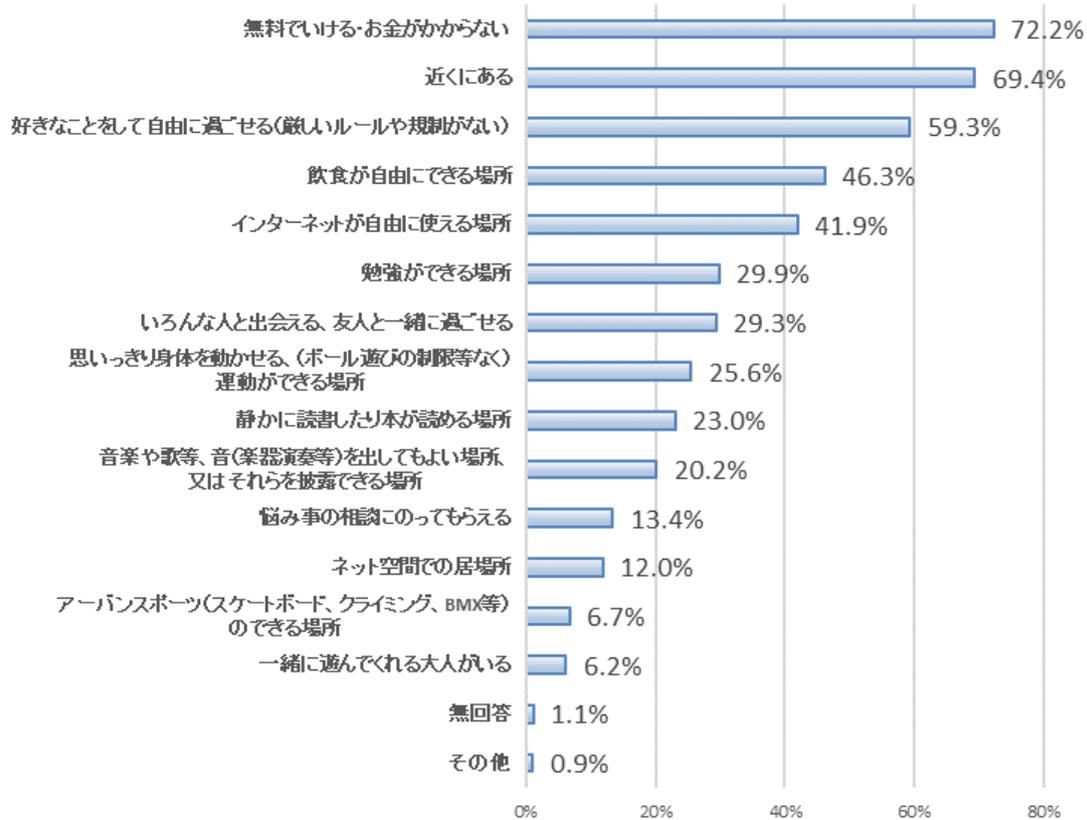
「市報」については、年齢層が高くなるほど、高くなる傾向となっています。

**家（暮らしている場所）や学校（授業や生活、クラブ活動）または職場以外にほっと安心できる居場所がありますか。**



年齢が高くなるほど、ほっと安心できる居場所が少なくなっています。

どのような居場所であれば利用したいですか（複数回答可）。



無料で行ける・お金がかからない、近くにある、自由に過ごせる居場所が求められています。

4 吹田市子ども計画策定に係る支援機関（子ども・若者支援地域協議会）向け

(1) 調査目的

子供・若者の支援に日々携わっている支援機関等において、声を上げにくい子供・若者や、課題を有する子供・若者の現状及び支援の課題を明らかにし、その対策を検討するための基礎資料を得ることを目的として調査を実施しました。

(2) 調査概要

調査対象	子ども・若者支援地域協議会構成機関
調査方法	アンケート調査（インターネット）及び対面による聞き取り調査
調査期間	アンケート調査（インターネット） 令和6年（2024年）2月15日から2月29日 対面による聞き取り調査 令和6年（2024年）3月6日から3月25日
回収状況	アンケート調査（インターネット） 37機関 対面による聞き取り調査 21機関

(3) 調査結果の抜粋

困難を有する子供・若者への支援にあたって、どのような点が課題であると感じますか。

【複数可】

【37 機関】



困難を有する子供・若者に対し、支援機関（部署・機関・団体）としてどのような支援等が更に必要もしくはあれば良いと思いますか。【複数可】



課題を有する子供・若者の現状については、世帯全体が課題を抱えていることや、支援が必要な人ほど自ら支援を求めることが難しく支援につながりにくいことなどの意見が挙げられています。

上記状況に対応するため、複雑化・複合化した課題を有する子供・若者の、早期発見・早期支援、世帯全体丸ごと伴走型の支援、関係機関連携連携した重なり合うチームでの支援、関係機関連携の強化、自立までの切れ目のない支援が求められています。

## 5 吹田市こども計画策定に関するアンケート結果【中学生】(R6.10.24 現在)

### (1) 調査方法と実施状況

調査対象	市内公立中学校の1年生から3年生
調査方法	アンケート方式(インターネット)
調査期間	令和6年(2024年)9月10日から11月7日まで
回収状況	3,579件

### (2) 調査結果の概要

家(暮らしている場所)や学校(授業、クラスやクラブ活動)以外にほっと安心して  
きる場所がありますか。(N=3,548)

・「はい」が2,723件(76.7%)、「いいえ」が826件(23.3%)となっています。

どのような場所であれば、利用したいですか。(複数回答可)(N=21,517)

・「近くにある(すぐ行ける)」が2,952件(13.7%)、「無料でいける・お金がかからない」が  
2,857件(13.3%)、「好きなことをして自由に過ごせる」が2,757件(12.8%)となってい  
ます。

あなたは市役所等が行っている取組について、どのような方法や手段であれば知る  
ことができますか。(複数回答可)(N=5,401)

・「学校でのお便り」が2,440件(45.1%)、「インターネットやニュースや市役所以外」が  
1,027件(19.0%)、「新聞、テレビやラジオ」が673件(12.5%)となっています。

どのような手段であれば、あなたは市役所等へ意見を伝えやすいですか。(複数回  
答可)(N=6,130)

・「LINE(ライン)」が1,836件(30.0%)、「インターネットでのアンケート」が1,678件  
(27.4%)、「SNS」が827件(13.5%)となっています。

## 6 吹田市こども計画策定に関するアンケート結果【小学生】(R6.10.24 現在)

### (1) 調査方法と実施状況

調査対象	市内公立小学校の1年生から6年生
調査方法	アンケート方式(インターネット)
調査期間	令和6年(2024年)9月10日から11月7日まで
回収状況	7,379件

### (2) 調査結果の概要

くらししている家(いえ)や学校(がっこう)、クラスやクラブ活動(かつどう)のほかに、ほっと安心(あんしん)できる場所(ところ)はありますか。(N=7,262)

- ・「はい」が5,709件(78.6%)、「いいえ」が1,553件(21.4%)となっています。

どのような場所(ところ)であれば、利用(りよう)したいですか。(複数回答可)(N=43,967)

- ・「近くにある(すぐ行ける)」が5,308件(12.1%)、「無料でいける・お金がかからない」が5,124件(11.7%)、「好きなことをして自由に過ごせる」が4,866件(11.1%)となっています。

あなたは市役所(しやくしょ)などが行(おこな)っている取組(とりくみ)について、どのような方法(ほうほう)であれば知(し)ることができますか。(複数回答可)(N=10,937)

- ・「学校でのお便り」が4,892件(44.7%)、「新聞、テレビやラジオ」が1,777件(16.2%)、「インターネットやニュースや市役所以外」が1,376件(12.6%)となっています。

どのような方法(ほうほう)であれば、あなたは市役所(しやくしょ)などへ意見(いけん)を伝(つた)えやすいですか。(複数回答可)(N=12,365)

- ・「LINE(ライン)」が2,603件(21.1%)、「インターネットでのアンケート」が2,519件(20.3%)、「手紙」が2,445件(19.8%)となっています。

## 7 子供・若者の意見聴取

### (1) 実施方法等

実施日	令和6年(2024年)8月23日
実施場所	青少年活動サポートプラザ
参加者数	6人
ファシリテーター	児童部子育て政策室職員 4人

### (2) 実施状況

#### ア 導入

参加した子供及び子育て政策室職員で、コミュニケーションを取りやすい雰囲気づくりのため、ゲームを行った。その後、ミーティングのテーマや進め方などをイラストを使って簡単に説明した。

#### イ 意見聴取

テーマ「ふだん、なにをして、どこであそんでいる？」

子供たちの居場所に関する状況を把握するため、普段からどのような場所で何をして遊んでいるかなど、ホワイトボードに付箋を貼ってもらい、分類をした。

#### 【主な意見】

##### ① 遊び場について

- ・自宅の近くで行きやすい場所を選んで遊んでいる。
- ・建物の中で冷房が効いているなど、快適な場所に集まっている。
- ・雨でも遊べる場所がほしい。
- ・公園で遊ぶのは涼しい季節が多い。
- ・学校では、図書室で過ごしたり、太陽の広場で遊んでいる。

##### ② その他

- ・自宅で過ごす際はゲームや動画を見て過ごすことが多い。
- ・おもちゃがあるだけでなく、大人も一緒に遊んでもらえる場所がたくさんあればいい。
- ・学校が終わってからは、習い事をしていることが多い。
- ・友達や家族と外で遊ぶことがとても楽しく感じる。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市では、「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」において、『子どもの笑顔があふれ子育てしたくなるまち吹田』を基本理念とし、「子供の権利の尊重」、「すべての子育て家庭への支援」「社会全体で支援する子育て・子育て」を基本的な視点に据え、すべての子供の育ちを尊重し、「子供を産み育てること」が喜びや生きがいとなるよう、家庭、地域、事業者、関係団体・機関、行政が協働して、子育て環境を整え、各種施策に取り組んできました。

こども大綱では、全ての子供・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

こども大綱の内容を勘案し、これまでの計画の基本理念及び基本的な視点を踏襲しつつ、子供・若者の笑顔があふれ、健やかに育つまち吹田をめざし、今後も各種施策に取り組めます。

#### 基本理念

子供・若者の笑顔があふれ、健やかに育つまち吹田

参考 第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画 基本理念

子どもの笑顔があふれ子育てしたくなるまち吹田

### 2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、次の4つの基本目標のもと、子供・若者及び子育て家庭への支援施策の総合的な推進を図ります。

#### (1) 基本目標1 子供・若者の権利の尊重

こども基本法及びこども大綱では、子供・若者が生まれながらに権利の主体であるとの認識のもと、保護者や社会の支えを受けながら、子供・若者の最善の利益を図ることを掲げています。また、子供・若者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくことを明記しています。

全ての子供・若者の個性や多様性が尊重され、ありのままの自分を受容し大切に

感じることができ、一人ひとりが思う幸福な生活を実現していけるよう、施策を推進します。また、子供・若者の意見を聴き、対話しながらともに施策を進めていくことで、子供・若者の権利を保障し、健やかな成長を支援します。

#### (2) 基本目標2 ライフステージに応じた支援

子供は、乳幼児期から学童期、思春期・青年期において様々な学びや体験を通じて成長し、社会生活を送るようになります。大人として社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程は、その置かれた環境によって様々で、自立できるようになる時期にも個人差があることから、それぞれの子供・若者の状況及び成長過程に応じて、自分らしく社会生活を送ることができるようまで、支援・施策を推進します。また、保護者の子育てに対する負担感や不安、孤立感を和らげ、保護者が子供の成長に喜びを感じることができるよう、子育て環境の整備を進めます。

#### (3) 基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり

全ての子供・若者が幸せな状態で成長できるようにするための環境づくりにおいては、教育・保育、保健、医療、療育、福祉など様々な分野が関わっていることから、関係機関による緊密な連携を図り、連続性を持ちながら、取り組めます。

子供・若者が、乳幼児期から安定した愛着（アタッチメント）を形成し、その愛着を土台として、安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、多様な学びや経験の機会を得ることを通して、幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるよう、取組を推進します。また、支援が必要な子供・若者や子育て家庭を誰一人取り残さず、それぞれが抱える課題やニーズに応じた支援を行います。

#### (4) 基本目標4 子育て・生活の基盤づくり

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、多くの子育て家庭は、祖父母や近隣の人から、子育ての協力やアドバイスを得ることが難しい状況にあります。こうした子育ての環境の変化に伴い、子育て家庭の抱える課題やニーズは多様化しています。保護者が自己肯定感を持って子供と向き合える環境を社会全体で整え、親としての成長を支えることで、子育てや子供の成長に喜びや生きがいを感じることができ、より良い親子関係の形成とより良い子供・若者の育ちを実現できるまちづくりを進めます。

さらに、子育てにやさしい社会に向けた取組の推進により、若者が将来、結婚や子供を持つことに希望を持つことができる社会へとつなげていきます。

# 吹田市子ども計画の体系（案）

## 理念

### 子供・若者の笑顔があふれ、健やかに育つまち吹田

全ての子供・若者の笑顔が満ちあふれるまちをめざして、4つの基本目標のもと、16の施策に沿って総合的に取り組みます。

基本目標1 子供・若者の権利の尊重

施策1 子供・若者の権利の保障及び意見の尊重

基本目標2 ライフステージに応じた支援

施策2 妊娠期から就学前期における支援  
施策3 幼児期までの子供の成長や遊びと体験の充実  
施策4 学童期・思春期・青年期における支援

基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり

施策5 児童虐待防止対策のさらなる強化・ヤングケアラーへの支援  
施策6 障がい児支援・医療的ケア児等への支援  
施策7 外国にルーツのある子供・若者及び子育て家庭への支援  
施策8 子供の貧困対策の推進  
施策9 生きづらさを抱えた子供・若者への切れ目のない支援体制の強化  
施策10 子供・若者が主体となった居場所の確保  
施策11 子供・若者への切れ目のない健康づくり・医療の提供  
施策12 子供・若者の安心・安全な暮らしの確保

基本目標4 子育て・生活の基盤づくり

施策13 ひとり親家庭等への支援  
施策14 子育てや教育に関する経済的負担の軽減  
施策15 子供・若者や子育て家庭への包括的な支援の推進と情報提供の充実  
施策16 働きながら子育てできる社会の推進

最終的には施策の下に担当所管を記載する予定です。審議会開催時には、当日担当所管一覧を配付させていただきます。

## 第4章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 子供・若者の権利の尊重

#### 施策Ⅰ 子供・若者の権利の保障及び意見の尊重

子供・若者は生まれながらに、権利の主体であり、多様な人格を持った個として尊重され、その権利を保障し、子供・若者の自己決定・自己実現を社会全体で支援することが必要です。また、子供・若者、子育て家庭に係る施策推進にあたっては、子供・若者等当事者の意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくことが重要です。

「令和4年度（2022年度）吹田市人権に関する市民意識調査結果」では、「近所で子供に対する虐待が少しでも疑われる場合は、プライバシーに関わりなく、速やかに通告すべきである」との問いに「そう思わない」の回答が依然として8.9%ありました。児童虐待の防止等に関する法律において「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際の通告」が国民の義務として定められていることを含めて、児童虐待、貧困、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力など、子供・若者の権利侵害を許さないという意識を、社会全体に浸透させる取組をさらに進めていかねばなりません。

一方、子供・若者の自己決定や自己実現のために必要な意見表明や社会参画の機会や場についても十分でない現状があります。子供・若者自身が意見を言えることを知っていること、大人はその意見を受け止めることが必要であり、両者が相互に理解を深めながら、子供・若者が自由に意見を表明しやすい環境の整備と機運の醸成に取り組むことが重要です。

#### 施策の方向性

##### 【1-①】

○子供・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するため、全ての大人を対象として子供・若者の権利に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

##### 【1-②】

○様々な機会を捉え、子供・若者が、自らの権利について知り、意見を表明する場をもち、他者との関わりのなかで互いの人権を尊重する意識を培うことができるよう取り組みます。

##### 【1-③】

○小中学生を対象としたアンケート調査において、「どのような手段であれば、市役所等へ意見を伝えやすいか」との問いに「LINE」や「インターネットでのアンケート」の回答が圧倒的に多いことを踏まえ、声を上げにくい状況にある子供・若者に特に留意しながら、子供・若者がその年代に応じて、その思いや意見を述べるができる機会の確保等、意見表明の仕組みづくりを進めます。

## 基本目標 2 ライフステージに応じた支援

子供の誕生前から大人になるまでのライフステージごとによって変わっていく子育て上の悩みや課題に応じた適切な支援を提供していきます。支援にあたっては、医療的ケア児、障がいや外国にルーツを有する子供など特別な配慮を必要とする子供を含め、一人ひとりの置かれた環境等に十分配慮しつつ、全ての子供の健やかな成長を支える視点を持ち、取り組みます。

### 施策 2 妊娠期から就学前期における支援

核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱える妊産婦や子育て家庭も少なくありません。多様な背景や状況下にある子育て家庭への支援の充実と向上を図り、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が必要です。

本市では、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない包括的な相談・支援体制（吹田版ネウボラ）を推進し、保護者の子育てに係る不安や負担感を軽減する取組を進めてきました。令和6年（2024年）4月には、児童部にすこやか親子室、家庭児童相談室、こども発達支援センターで構成する子育て支援センターを設置し、母子保健、児童福祉、発達支援の各機能の一体的な運営による相談支援を行っています。支援の必要度が高い妊産婦、子供やその家庭を把握し、子育て支援サービス等へつなぎ、児童虐待リスクの高まりの未然防止に努めています。

ニーズ調査結果において「子育てをつらいと感じるほうが多い」との回答の割合が前回調査より増加していることを踏まえ、今後さらに支援体制を強化し、妊産婦や子育て家庭が抱える不安や課題の改善を図っていく必要があります。

#### 施策の方向性

##### 【2-①】

○妊娠届け出時や乳幼児健診等の機会を通じて、出産・育児に関する課題や不安を抱える妊婦・子育て家庭を早期に把握し、ニーズや状況に応じたサービス等の情報提供や助言を行うとともに関係機関と連携し必要な支援につなげます。また、児童虐待リスクの高いケースは、子育て支援センターの母子保健と児童福祉の一体的な相談支援等を行う中で、虐待リスクの軽減を図ります。

##### 【2-②】

○妊産婦や保護者の子育ての不安や負担感を軽減するため、妊娠・出産・育児に関する情報提供や子育て支援サービスの充実を図ります。子育て支援の情報が届きにくい家庭へ必要な情報が確実に届くよう、周知や把握の方法を工夫するとともに、アウトリーチの取組等により、支援につながる仕組みの充実を図ります。

### 【2-③】

〇とりわけ未就園の乳幼児の保護者が孤立することがないように、身近に交流や相談等ができる場の充実を図ります。子育て支援機関が実施する相談等を通じて、継続的な支援が必要な家庭を把握した場合は、子育て支援センターと連携し、地域全体で子供の育ちを見守り、支えます。

## 施策3 幼児期までの子供の成長や遊びと体験の充実

少子化の進行等に伴いきょうだいの数も減ってきている中、子供同士で育ちあう機会や、保護者以外の大人と関わる機会、様々な社会文化や自然等の環境に触れる機会が、家庭の環境によって左右されている現状があります。そのため、子供の誕生前から幼児期までが、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって最重要であることを社会全体で共有し、子供の育ちをひとしく保障し、切れ目なく支援するための関連施策を強力に推進するための羅針盤として、国は令和5年（2023年）12月に「幼児期までの子供の育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」を閣議決定しました。

本ビジョンを踏まえ、本市においても親の就業状況にかかわらず、3歳未満児を持つ子育て家庭が地域の中で孤立することなく、子供の育ちに必要な「アタッチメント（愛着）の形成」と「豊かな遊びと体験」の機会を得られるよう、のびのび子育てプラザや保育所など地域の身近な場での子供や保護者への支援を充実させることが必要です。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのある子供や医療的ケア児、外国籍の子供など特別な配慮を要する子供を含め、一人ひとりの子供の健やかな成長を支えていくことが大切であり、学びの連続性を踏まえ、幼児教育・保育と小学校教育への円滑な接続を図る視点も重要です。

### 施策の方向性

#### 【3-①】

〇今後も保育ニーズは高く推移すると見込まれるため、子育て家庭の多様な保育ニーズに対応できるよう、待機児童の解消はもとより、教育・保育の提供体制の充実を図るとともに、質の高い教育・保育の実現に向け取り組みます。さらに質の高い教育・保育を担う人材の確保・育成、現場の負担軽減等に取り組み、全ての子供がひとしく教育・保育を受けられる環境整備に努めます。また、学びの連続性を踏まえ、保育所・幼稚園・こども園・小学校等の相互連携推進体制の整備を進めます。

#### 【3-②】

〇親の就業の状況にかかわらず、とりわけ3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、のびのび子育てプラザや保育所など地域の身近な場を通じた支援の充実

を図ります。また、保育所や幼稚園等のいずれにも通っていない子供の状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていきます。

#### 施策4 学童期・思春期・青年期における支援

学童期・思春期は心身ともに成長する時期であり、様々な悩みに対し、学校と支援機関が連携しながら、子供たち自らが将来を選択できるよう支援していくことが重要です。

子供にとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、大切な居場所の一つであり、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させていく必要があります。社会環境が急激に変化していく中において、学校教育を通じて学習した知識や技能を人生や社会に生かす力や、様々な課題に対応できる力を育てていくことが求められています。また、すべての特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、個に応じた支援の充実を図る必要があります。

全国的に不登校の児童・生徒が増える中、令和5年度（2023年度）の本市小・中学校の不登校児童・生徒数は前年度より100人以上増加し、906人にのぼっています。不登校は、取り巻く環境によっては誰にでも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童・生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要です。児童・生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整え、学びの場を保障するとともに、社会的自立に向けて、学校と関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた支援を行っていく必要があります。また、「吹田市の子供・若者の支援機関調査」では、高校の中退を予防すること、高校卒業後の進学・就労等社会的自立までの支援の必要性があげられています。

複雑化、多様化するいじめ問題については、いじめの早期発見、適切な認知に努め、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門職との連携を強化しながら、早期の解消に向けた組織的な対応に努める必要があります。

現代社会がICT機器やインターネットを抜きにしては成り立たないことを前提に、ウェルビーイングの視点から、ICT機器を積極的に活用し、社会に参画するために必要な能力を身につけるデジタル・シティズンシップ教育が重要なものとなっています。また、成年年齢を迎える前に社会生活において必要な情報提供の充実が求められています。

青年期は、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を広げ、自立した社会生活に向けた基盤をつくる時期で、自己決定の尊重や自身が望む人生を選択できる支援が必要です。自立し安定した社会生活に向け、大学や専門学校等の高等教育への進学、安定した就学、学校教育から社会・職業への移行として就職活動、経済的安定を図りながら多様な働き方に対応した就労の継続や労働環境等の整備等の支援が求められています。

一方で、本市の子ども・若者支援センターの相談件数は増加傾向にあることを踏まえ、複

雑化・複合化した課題にも対応できるよう相談体制のさらなる充実を図り、就労や自立に向け悩みを抱える若者が自らの意思で将来を選択し、社会の一員として自立できるよう支援を行うことが重要となっています。

#### 施策の方向性

##### 【4-①】

○義務教育を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」とともに新しい時代に必要とされる資質や能力を含めた総合的人間力を育成します。また、全ての子供が安心して学べる教育環境の整備に努めるとともに、地域との連携を生かした教育活動を推進します。

##### 【4-②】

○特別な教育的ニーズのある児童・生徒が学びの場を選択しやすい環境を整えるため、通級指導教室の充実に努めます。

##### 【4-③】

○いじめの起こりにくい学校風土を醸成するため、全ての子供が自他を大切にし、互いに尊重し合うことができるよう、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、これらの取組を効果的に進めるため、市長部局と教育委員会の連携の強化を図ります。

##### 【4-④】

○不登校により学びの機会や人とのつながりを持っていない児童・生徒をゼロにするため、すべての児童・生徒の学びの場を確保し、学べる環境の整備、心のSOSを見逃さず多角的・組織的な支援の充実や安心して学べる学校づくりなど様々な取組を積極的に推進します。高校生年齢の支援については、中学校卒業時に支援が途切れないよう、学校等を通じ支援機関への引き継ぎを行います。高校と子ども・若者総合相談センターをはじめ支援機関の連携を進め、中退の予防に努めるとともに、中退した子供が復学や、就労等自立できるまでを支援していきます。

##### 【4-⑤】

○児童・生徒の英語力の向上や国際社会に貢献できるグローバル人材の育成を目指し、国際理解教育の充実に取り組みます。また、日々多様化する情報化社会においては、義務教育9年間を見通してデジタル・シティズンシップ教育に取り組むことにより、ICTの善き遣い手としての情報活用能力の向上を図ります。ICTの活用、地域や外部機関との連携を図りながら、児童・生徒が将来の目標を持ち、自ら進路を切り拓く力を身に付けるよう幅広い教育を推進していきます。

##### 【4-⑥】

○消費生活センターにおいて、助言・斡旋を行うとともに、セミナーの開催など社会人としての基礎知識を身に付けるため、イベント・SNS等の各種メディアを通じた情報提供等を行います。

##### 【4-⑦】

○社会生活に向けた移行期として、大学や専門学校等の高等教育段階の就学の支援を行います。市内の大学や高校と、学生、生徒のメンタルヘルスの課題の共有や意見交換を行うなど、こころの健康を含む悩みを抱えた学生、生徒について、大学、高校等と連携し支援を進めていきます。

【4-⑧】

○就職活動の段階においては、学生を含む就労等に悩みを抱える若者が、支援機関とつながり、若者自らがキャリアを選択できるよう支援します。

【4-⑨】

○就労に関することに悩みを抱えた若者の、はじめの一歩としての地域の企業と連携した就労の体験の場の提供や、キャリア形成に向けた資格等取得の支援、多様な働き方に対応した支援、労働環境に関する相談等を行います。

【4-⑩】

○悩みや不安を抱える若者やその家族に対し、早期に相談支援につながるきっかけづくりや体制づくりの充実に努めます。

## 基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり

### 施策5 児童虐待防止対策のさらなる強化・ヤングケアラーへの支援

児童虐待は子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。しかしながら、全国的に子供の権利を脅かす児童虐待事案は後を絶たず、本市においても児童虐待相談件数は、年々増加しています。また、令和4年(2022年)の「吹田市子供の生活状況調査」では、「家族のお世話をしている」と回答した小学生が32.2%、中学生が21.9%おり、そのうち3時間以上お世話をしている小学生が5.2%、中学生が4.0%と、本来守られるべき「子供の権利」が侵害されている可能性があることが浮き彫りになりました。子供・若者を取り巻く状況が深刻化、複雑化してきており、子供・若者の相談支援や児童虐待予防に係る取組の充実などを図り、子供・若者の最善の利益を確保していく必要があります。

#### 施策の方向性

##### 【5-①】

○子育て支援センターによる母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、要保護児童対策地域協議会等の地域のネットワークや、医療機関、保育所等の地域の子育て支援機関と連携し、妊産婦、子供やその家庭が抱える課題やニーズ、不安を早期に把握し、必要とされる支援を切れ目なく行うことにより、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を強化します。

##### 【5-②】

○ヤングケアラーへの支援の難しさには、当事者にとって家族へのケアは「お手伝い」であり「日常」であるので、誰かに相談するようなことだと思いついていない場合が多くあります。また、たとえつらいと感じていても、誰かに相談することで大切な家族が責められたり、家族関係が悪化し家庭内で孤立するのではないかとといった不安等から、子供・若者自身から声をあげにくく、相談につながりにくいといった特徴があります。こうした状況は顕在化しづらいため、「吹田市ヤングケアラー支援ガイドライン」の活用を促進し、関係機関との情報共有と連携により早期発見・把握に努め、本人や家族の意向に寄り添いながら必要な支援につなげます。

## 施策 6 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

本市では、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による連携を図り、障がい児や支援を要する子供たちが、それぞれ置かれた環境やライフステージに応じて、必要な支援を受けることができるよう、地域のインクルージョンの推進に取り組んでいるところです。

障がい児通所支援等を必要とする子供たちや、保育所、学校等で配慮を要する児童・生徒が増え続けており、早期発見・早期支援のための体制整備や相談支援体制の充実はより重要なものとなっています。また、関係機関の協議の場を活用し、医療的ケア児をはじめ、重症心身障がい児など専門的支援が必要な子供と、その家族へのサポートを含めた地域の連携体制の構築を図っていく必要があります。

### 施策の方向性

#### 【6-①】

○こども発達支援センターを障がい児支援の拠点施設と位置付け、母子保健や教育・保育施設・子育て支援施設と連携を図りながら、健診から親子療育教室や杉の子学園、わかたけ園での発達支援など、障がいの早期発見、早期療育の取組を推進します。子供の障がい等による養育上の負担を抱えるなど児童虐待のリスクが高いケースについては、子育て支援センターの母子保健、児童福祉、発達支援の一体的な相談支援の機能により、協働での評価や支援方法を検討するなど、保護者への相談支援体制の強化を図ります。

#### 【6-②】

○こども発達支援センターにおいて、発達支援の入口である相談機能や、ペアレントトレーニング及び保護者同士の交流促進等の家族支援、障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション、保育所等への巡回相談の拡充を図り、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、地域療育の中核的機能を強化します。また、施設の老朽化に対応するため、一定の年数が経過した設備については計画的に更新し、発達支援が適切に実施できる環境整備に努めます。

#### 【6-③】

○吹田市域療育等関係機関連絡会や吹田市地域自立支援協議会等を活用し、ライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援を提供する体制の強化を図ります。また、医療的ケア児等コーディネーターを中心として医療的ケア児とその家族が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整するなど、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備を図ります。

## 施策 7 外国にルーツのある子供・若者及び子育て家庭への支援

本市では、外国人市民の増加や多国籍が進み、その中でも子育て支援が必要な0～14歳の年少人口は平成30年(2018年)から令和5年(2023年)の5年間で328人から500人へと大幅に増加していることから、外国にルーツを持つ子供(外国人市民及び日本国籍であっても文化的背景を持つ子供等)への支援の必要性がこれまで以上に高まっています。

現在、令和6年度(2024年度)からの5年間を計画期間とする「吹田市多文化共生推進アクションプラン」に定めた基本方針及び施策に沿って、必要な取組を進めているところです。教育や学習、子育て、行政窓口等での手続きなど日常生活のあらゆる場面で課題となる言語に係る支援のほか、多言語での必要な情報の提供や、母語を背景とした文化や慣習を踏まえた視点からの支援も重要となっています。

### 施策の方向性

#### 【7-①】

○外国にルーツを持つ子供や若者への直接的な支援として、教育環境の整備や学習支援、子供の居場所づくり等を行います。

また、子育て世帯等への支援として、必要な情報や相談場所に迅速に到達することができる多言語相談窓口の運営、行政窓口への通訳派遣、子育て世帯の交流や情報交換の場の提供等、地域で子育てがしやすい環境整備に向け、関係機関と連携し取組を進めます。

## 施策 8 子供の貧困対策の推進

「吹田市子供の生活状況調査」で、およそ 10 人に 1 人の子供たちは相対的貧困の状態にあることがわかっています。また、困窮度が高い世帯の子供ほど、学校外での習い事や家族以外の大人と関わる体験が少ない傾向がありました。この調査結果を踏まえ、子供たちの多様な学び、経験の機会を確保し、所得格差による学び、経験の差を解消することができるよう、令和 6 年度（2024 年度）からスポーツ・芸術、学習等の習い事に要する費用を助成する事業を実施しています。子供の貧困を家庭の経済的な困窮だけでなく、地域社会における孤立や健康上の問題など、個々に家庭を取り巻く成育環境全般にわたる複合的な課題と捉え、貧困が連鎖しないよう、その解決や予防に向けた総合的な施策の推進が必要です。

### 施策の方向性

#### 【8-①】

○すべての子供・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、現在から将来にわたって一人ひとりが前向きな気持ちで夢や希望を抱けるよう、「第 2 次 吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」に基づき、①教育・学びへの支援、②生活・健康への支援、③保護者の就労・経済的支援、④支援体制の整備に係る施策について集中的・重点的に取り組めます。

## 施策 9 生きづらさを抱えた子供・若者への切れ目のない支援体制の強化

生きづらさを抱えた子供・若者の課題は、不登校、高校中退、いじめ、非行、児童虐待、DV、ヤングケアラー、生活困窮、ひきこもり、孤独・孤立、就労、障がい、こころの健康、自殺等多岐にわたり、複雑化・複合化しています。

こうした困難な状況にある全ての子供・若者及びその家族を誰一人取り残さず、きめ細やかに支援することが求められています。

本市の子供・若者の支援機関調査でも、世帯全体が複雑化・複合化した課題を有している、支援が必要な子供・若者ほど、支援を求めることが難しいという現状が挙げられました。そのような子供・若者を早期に発見し、支援への誘導等、関係機関と連携した世帯丸ごと伴走型の支援が必要です。

### 施策の方向性

#### 【9-①】

○全ての子供・若者が、困ったときに支援を受け、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、学校、行政、地域、民間団体等がそれぞれの強みを生かし、吹田市全体で切れ目なく支えていきます。

複雑化・複合化した課題を有する子供・若者とその家族が孤立することのないよう関係機関が連携し、アウトリーチ型の支援の強化を行い、「早期発見、早期対応」、そして「継続的な切れ目のない支援」を行う等、一人ひとりに寄り添った自立までの伴走型支援のさらなる充実を図ります。

## 施策10 子供・若者が主体となった居場所の確保

近年、少子高齢化や共働き家庭の増加、地域社会における人間関係の希薄化などが進む中で、子供たちの豊かな発達や成長に欠かせない、様々な人達との交流や、自然・文化とのふれあい等、様々な体験の機会の提供がますます重要となっています。本市では、子供・若者の健やかな成長を支えるため、身近な地域の方々の協力を得ながら、子供・若者の見守り活動、安心・安全な居場所や体験活動を通じた交流の場の提供に努めています。

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、子供・若者にとってのニーズに応じた多様な居場所が求められており、『吹田市こども計画策定に関するアンケート【高校生以上】』では、「年齢が高くなるほど、もっと安心できる居場所が少なくなっていること」、「無料で行ける、近くにある、好きなことを自由にできる居場所等が求められている」という結果が示されています。

子供・若者が誰ひとり取り残されず、社会の中で安全で安心して過ごせ、健全に成長し活躍することができる、子供・若者が主体となった居場所の整備を進めることが重要であり、それらを支える地域等との連携の充実が求められています。

また、留守家庭児童育成室では、共働き世帯の増加等により入室希望児童数が増え続けています。待機児童が発生しており、指導員及び施設の確保が課題となっています。一方、地域が主体となって行っている放課後の居場所づくり事業である「太陽の広場」の取組においても、見守りボランティアの高齢化が進み、継続が難しくなっており、地域の負担を軽減し、持続可能な事業とするための仕組みづくりが必要となっています。

中学校の部活動は、生徒の文化・スポーツに親しむ機会を確保するとともに、責任感や連帯感、自主性の育成にも寄与する活動となっており、生徒の放課後の居場所の一つとしても機能しています。教員の長時間勤務の解消や指導者不足といった課題に対応し、継続的・安定的な運営へと再構築していく必要があります。

### 施策の方向性

#### 【10-①】

○全ての子供・若者が、身近な地域において、様々なニーズやそれぞれのライフステージに応じ安心して過ごせる居場所を切れ目なく持つことができるよう、子供・若者が主体となった居場所づくりに、市をあげて取り組みます。また、子供・若者が活躍できる機会・場を持つことができるよう、子供・若者自らが企画運営に携わる機会を提供し、自己肯定感や主体性、社会性を育みます。自然や文化芸術など自然体験・外遊びを含む様々な遊びを提供することにより、子供・若者の健やかな成長の促進に向けた取組を進めます。

児童館は子供が来たいときに自由に利用できる施設（拠点性）、遊びの中で子供が直面している様々な課題に対応できる場（多機能性）、異なる年齢の子供や地域住民と関わりができる居場所（地域性）としての機能を兼ね備えた施設です。本市の児童会館・児童センターに

においても、これらの機能を存分に発揮し、これまで以上に子供たちの多様な思いに応える居場所となるよう、蓄積してきたノウハウや特色を生かしつつ、利用対象年齢の拡大や開館時間の柔軟化、子供が意見表明できる場の設置、ICTを活用したコミュニケーション環境や学習環境の整備等、機能強化に取り組みます。あわせて老朽化が進む施設の改修や利用対象年齢を広げるためのスペースの確保等、また多様なニーズや年齢層に対応できる人員体制・人材の育成といった課題の解消に向け、検討を進めます。

青少年施設では、すべての子供・若者が、学び、交流し、様々なことにチャレンジできるよう、「居たい」「行きたい」「やってみたい」という視点に応じた居場所づくりを大切にしています。子供・若者たちの声を聴き、子供・若者の視点に立ち、子供・若者とともに作り上げる居場所をこれからもめざします。

○図書館などの既存の公共施設や、子供食堂など地域にある多様な資源についても、その特色を生かし、子供・若者にとってよりよい居場所になるよう取り組みます。

#### 【10-②】

○留守家庭児童育成室については、指導員及び施設の確保状況を踏まえ、入室対象の小学5・6年生までの拡大は引き続き延期しています。まずは小学4年生までの受け皿の整備を進め、待機児童の解消を図ります。また、「太陽の広場」については、見守りボランティアの確保が困難な地域において民間委託モデル事業を実施するなど、持続可能な仕組みづくりを進めます。両事業については、引き続き校内交流・連携に取り組みます。

#### 【10-③】

○中学校部活動の安定的・持続可能な仕組みを構築するとともに、教員の負担軽減を図り、教員が一人ひとりの児童・生徒に寄り添う時間を確保することで、教育の質の向上につなげるため、試行実施している中学校部活動運営の外部委託の検証を行いつつ、拡充を検討していきます。

## 施策 11 子供・若者への切れ目のない健康づくり・医療の提供

時代とともに生活環境やライフスタイル、運動や食生活などの生活習慣が変化しており、すべての子供・若者がライフステージごとに健康の保持・増進に必要な知識を身につけ、健康づくりに取り組む必要があります。

妊産婦は、ホルモンバランスの乱れやストレスなどで、心身の不調を生じやすいため、メンタルヘルスを含む健康管理が重要です。また、子供の健全育成と将来の健康づくりを図るためには、健康診査を通して疾病や障害を早期に発見し早期治療につなぐとともに、発育、発達、栄養、歯科保健等に関する健康相談や保健指導を推進する必要があります。

「子どもの生活習慣病予防健診」において、本市の子供たちは「要指導」「要経過観察」と判定された子供の割合が増加傾向にあるため、「子供たちが食を通じた生活習慣病予防の基礎づくりや望ましい食習慣を身につけられるよう、学校給食を活用した食育のさらなる推進が必要です。

青年期は進学や就職、結婚、妊娠・出産などのライフイベントが多くあり、生活環境が大きく変化する時期です。若者自身が栄養、運動、休養、禁煙、適切なアルコール摂取などの生活習慣に関する正しい知識を身につけ、ライフステージにあわせた定期的な健（検）診の受診を促すとともに、必要に応じて医療機関の受診につなげる必要があります。

子供が地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実が求められていますが、医師の働き方改革をはじめとする医療を取り巻く環境が変化する中、適切な医療提供体制の維持が課題となっています。

また、慢性疾病や難病を抱える子供・若者への切れ目のない医療費助成や、自立のための支援が求められています。

全国的に小中校生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況になっています。本市では、自殺者数の年代別構成比において大阪府・全国に比べ、20歳未満及び20歳代の割合が高い状況にあり、子供・若者への自殺対策の強化は喫緊の課題です。

また、近年、大阪府内における、20歳未満の者への大麻の蔓延が極めて厳しいものになっており、若年者に対する薬物乱用防止教育を充実することが求められています。

### 施策の方向性

#### 【11-①】

○妊娠期から産後期の母子の健康管理と、子供の健康保持・増進、疾病や障がい等の早期発見・早期治療に資する切れ目のない健康診査の体制整備に努めます。また、食生活や口腔ケア、生活習慣に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

#### 【11-②】

○休日・夜間を含め、必要なときに適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関との連携を促進し、小児医療体制の維持を図ります。

【11-③】

○学童期・思春期の子供が、食・生活習慣の改善や、歯と口を含む健康づくり、性や妊娠に関する正しい知識、薬物乱用防止に関する事など、生涯を見据えて自身で適切な健康管理が行えるよう、保健部局と教育委員会、学校、地域、家庭、医療機関などが連携を深め、子供の健康に対する意識の向上を図ります。

【11-④】

○給食を通じた食育の取組をより推進することで、子供たちの生活習慣の改善など健康の保持増進に努めます。また、健（検）診や健康教育・健康相談等の取組を通して、若者の健康的なライフスタイルの確立を支援します。

【11-⑤】

○誰も自殺に追い込まれることのないよう、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいことを学ぶ活動（SOSの出し方を学ぶ）や教員等へのSOSの受け止め方に関する研修等を推進します。市内大学や高校との連絡会を開催するなど、子供・若者の自殺対策を推進するため連携体制の強化を図ります。

## 施策 12 子供・若者の安心・安全な暮らしの確保

安心して子育てできる環境として、安全な道路や公園、安定した居住の確保は欠かせない要素です。ニーズ調査において「子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策」として保護者からは「子供を対象とした犯罪・事故の軽減」の回答が多数あり、子供が事故や犯罪に巻き込まれないか、子供を取り巻く環境に不安を抱いていることがうかがえます。本市では、全市一斉合同パトロールの実施などにより危険個所の点検や、子供・若者育成支援強調月間による少年非行防止の啓発に取り組むなど、地域ぐるみで子供・若者の見守り活動を進めてきましたが、安心安全なまちづくりのより一層の推進が求められているところです。

高校生以上のアンケートにおいては、「家にいるときは、どんなことに時間を使っていますか」の回答として「PC、スマホを見る」が91.4%となっています。子供・若者のネット依存が懸念されるところです。また、SNS等での性や暴力等の有害情報、誹謗・中傷などに対する情報教育を家庭や学校で進めることが重要です。

子供・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進することが必要です。

### 施策の方向性

#### 【12-①】

○安心して生活できる道路、公園等の環境整備に取り組むとともに、吹田市居住支援協議会によるサポートや市営住宅募集時の子育て・ひとり親世帯等向け優先枠の確保など、居住の安定確保に努めます。

#### 【12-②】

○子供・若者が危険から身を守るための適切な行動がとれるよう、また加害者になることのないよう、金銭管理・契約責任の消費者教育、情報リテラシーや情報モラル教育を含めたデジタル・シティズンシップ教育、薬物乱用防止教育や防犯・防災教育、交通安全などの安全教育の充実を図るとともに、学校や地域、関係機関と連携し、犯罪や事故が起りにくい環境づくりに取り組みます。

## 基本目標 4 子育て・生活の基盤づくり

### 施策 13 ひとり親家庭等への支援

「吹田市子供の生活状況調査」では、ひとり親世帯の母親の雇用形態は、ふたり親世帯と比較し正規雇用の割合が高いものの、世帯収入は相対的貧困の所得層の割合がふたり親世帯より高い状況となっています。また、養育費については5歳児の保護者の約7割が受け取っていない状況となっています。一方、子供が家族のお世話をしていると回答した割合が、ふたり親世帯よりひとり親世帯の方が高くなっています。このような状況を踏まえ、就業や子育て支援、経済的支援等保護者への支援を進めるとともに、ひとり親家庭の自立と子供の生活の向上を図る観点から、居場所づくりや多様な学び・経験の機会の提供等にも取り組み、総合的に施策を進めることが重要です。

#### 施策の方向性

##### 【13-①】

○ひとり親家庭については、社会を構成するひとつの世帯の形態として、保護者と子供の人権が尊重され、経済的に自立し生活の安定・向上が図られるよう、①就業支援、②子育て・生活支援、③養育費確保支援、④経済的支援に係る施策を進め、庁内関係所管で構成するひとり親家庭等自立促進施策推進委員会において、各取組の進捗の把握や情報共有を行います。

##### 【13-②】

○母子・父子自立支援員及び就業支援専門員の資質向上に取り組み、支援を必要とする家庭等に確実に情報等が届くよう、支援サービスや制度等の一層の周知に努めるとともに、各家庭の様々な課題に対し、ワンストップで必要な支援につなぐことができる体制を推進していきます。給付や制度利用の申請については、利用者の負担軽減を図る観点から、簡略化及び電子化を進めます。

##### 【13-③】

○児童館の利用対象年齢の拡大など、子供・若者の居場所の充実や、地域団体等による学習の場づくりへの支援を含め、学ぶことのできる場の提供など、子供たちの生活の向上に資する取組を推進します。

## 施策14 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

ニーズ調査では「充実してほしいと思う子育て支援事業」として「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」と回答した割合が最も高く、また、「子育てに関して、ご自身のことで日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか」の問いでは、「子育てにかかる出費がかさむこと」が上位にあがっており、経済的支援の充実が求められています。

### 施策の方向性

#### 【14-①】

○本市では子育て支援及び少子化対策に資する取組として、令和6年度（2024年度）から認可保育所等における0～2歳児の保育料について、世帯の所得にかかわらず第2子分を無償化しています。各種手当、医療や教育など、子育て家庭における経済的負担の軽減や少子化に資する取組の充実引き続き取り組みます。

## 施策 15 子供・若者や子育て家庭への包括的な支援の推進と情報提供の充実

本市の子供・若者の支援機関調査では、複雑化・複合化した課題を有する子供・若者及びその家族の支援について、1つの支援機関だけでは支援が難しいとの声があげられており、関係機関が連携しチームとなって重層的に支援することが、切れ目のない支援として重要です。

「吹田市子供の生活状況調査」では子育て支援サービス等について、「利用したいが、今までこの支援制度を知らなかった」という回答が一定あり、施策の周知不足により、利用につながらなかったケースがあることがうかがえます。支援を必要とする子供・若者や家庭が支援施策の情報を確実に得られるよう、効果的な周知を図る必要があります。

ニーズ調査では、「利用したい子育て支援事業のサービス」として「常設の子育て親子の交流の場・遊び場の提供」、「子育てに関する相談・援助」の順に回答割合が高く、親子や親同士の交流など子育ての仲間づくりの機会が求められています。また、子供・若者や家庭にとって身近な場所である地域で、その悩みや困りごとに気づき、支援につながるような、子供・若者やその家族のために活動している団体等の交流、学習機会の提供などのネットワークづくりを推進し、行政、市民、地域、民間団体等が連携して重層的な支援体制の構築を図っていく必要があります。

### 施策の方向性

#### 【15-①】

○教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有、連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく、継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、重層的支援体制整備事業の活用や、児童虐待防止ネットワーク会議と子ども・若者支援地域協議会をはじめ、各種協議会（ネットワーク）間の連携（ネットワークのネットワーク）の促進に取り組みます。

#### 【15-②】

○一時預かりやファミリーサポートセンター等の行政サービス、地域の取組等の社会資源を集約し、その情報提供にあたっては、若い世代にとってなじみやすいSNSやアプリ等の手段により、広く周知していきます。また、子供・若者についても、体験活動できる機会の情報提供や仲間同士の交流に係る情報提供を行い、その活動を支援します。

#### 【15-③】

○保護者同士がつながれる場や機会の提供をはじめ、子育て広場などの子育て支援団体や青少年関係団体への研修、情報交換する機会等を設けることにより、ネットワークの形成を図り、地域全体で子供・若者を見守り、支えるまちづくりを進めます。

## 施策16 働きながら子育てできる社会の推進

育児休業の取得状況は、父親の取得は増加しているものの、育児休業を取らずに働いた父親は依然と多く、共育の一層の推進が必要です。ジェンダー平等に関する意識の形成において、教育が果たす役割は大きく、子供たちに固定的な性別役割分担を植え付けず、また、押し付けない取組が重要です。

また、ニーズ調査では「有効と感じる子育ての支援・対策」として、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」をあげる回答割合が前回調査より増加しています。男性の家事・育児等への参画促進など男女共同参画の推進、長時間労働の解消等ワーク・ライフ・バランスの推進など、あらゆる分野から育児と仕事の両立支援を進めていくことが重要です。

### 施策の方向性

#### 【16-①】

○保育や教育の場で教職員への男女共同参画やジェンダー平等に関する研修を行うとともに、子供・若者が性別にとらわれず、それぞれが持つ個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等参画やジェンダー平等など係る学習機会の充実を図ります。

#### 【16-②】

○男性の家事や子育てへの参画促進に向けた意識啓発に取り組むとともに、事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスについてのセミナーや情報提供等の啓発を実施し、官民一体となって子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めます。

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制

### 1 第2期子ども・子育て支援事業計画 これまでの取組の振り返り

第2期計画(令和2年度(2020年度)~令和6年度(2024年度))の取組状況については、毎年度、吹田市子ども・子育て支援審議会において点検・評価を行っています。第1期計画(平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)のうち、最終年度である令和元年度(2019年度)から第2期計画の令和5年度(2023年度)までの、各事業における主な取組状況は以下のとおりです。

#### 第1 教育・保育事業(幼稚園・保育所・認定こども園等)の取組状況

本市では未就学児人口の減少に伴い、教育需要は逡減し、教育提供量は一貫して充足状態にありました。この一方、保育需要は周辺自治体と同様に上昇しており、提供量の不足を補うため幼稚園の認定こども園移行や保育所整備等による受け皿の拡充に取り組みました。令和4年(2022年)4月には国基準に基づく待機児童の解消に至り、人口推計の見直しにより量の確保方策を修正しています。

しかしながら、令和6年(2024年)4月には本市独自の子育て支援策等の影響により保育需要が大幅に上昇し、再び待機児童が4人生じています。高い保育需要は今後も継続すると見込まれることから、量の確保を推し進めていく必要があります。就学前の保育の充実に向け、既存施設の有効的な活用や新たな施設整備等による拡充に取り組みます。

#### 第2 地域子ども・子育て支援事業の確保の取組状況

##### 1 利用者支援事業

###### 【これまでの主な取組】

基本型1か所、特定型1か所、母子保健型2か所を設置する目標を達成し、保護者への子育て等に係る情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図りました。

###### 【今後の取組の方向性】

児童福祉法の改正により「母子保健型」が廃止され、「こども家庭センター型」が創設されました。本市では令和6年度(2024年度)に、児童福祉と母子保健と障がい児支援を一体的に行う「子育て支援センター」を設置しています。今後、吹田版ネウボラの相談支援体制をベースに地域の子育て支援機関との連携強化が必要です。

##### 2 地域子育て支援拠点事業

###### 【これまでの主な取組】

在宅での子育て中の親子を対象に、育児教室や子育て相談、サークル活動支援等を通じて、仲間づくりや子育ての悩みの軽減、虐待の予防につながる支援に努めました。

###### 【今後の取組の方向性】

本市は、令和7年(2025年)中に重層的支援体制整備事業へ移行予定であり、複合的地域支援の

充実を図りながら、今後も提供量を維持し市民ニーズに注視しつつ内容の充実に努めます。

### 3 妊婦健康診査

#### 【これまでの主な取組】

妊婦健診については、最大14回(多胎妊婦は19回)、計120,000円まで公費で受診できるようにしました。妊娠届出時の面接で、受診の必要性を伝えるとともに、未受診での飛び込み出産を防ぐため、予期せぬ妊娠等の相談窓口(妊娠 SOS)の周知に努めました。また、医療機関等と連携し、支援の必要な妊婦を把握し、支援を実施しました。

#### 【今後の取組の方向性】

引き続き、医療機関と連携し支援が必要な妊婦の把握に努め、必要とされるサービス等につなぐことが重要です。

### 4 乳児家庭全戸訪問事業

#### 【これまでの主な取組】

民生・児童委員、主任児童委員等が各家庭を個別に訪問し、子育てに関する相談や情報提供、乳児及び保護者の心身の様子や養育環境の把握を行いました。また事業を通し、地域での見守りや子育てを支援することで、孤立を防ぎ虐待予防にもつながっています。

#### 【今後の取組の方向性】

家庭訪問の際に、不在の家庭への再訪問を強化するなど、訪問率の向上に努めていく必要があります。

### 5 養育支援訪問事業

#### 【これまでの主な取組】

若年の妊産婦や産後うつ、虐待のおそれがあるなど、養育上の困難を抱える等の家庭に、保健師が継続的に訪問を行い、保健指導や相談支援を実施し、要支援者が抱える課題の改善を図りました。

#### 【今後の取組の方向性】

多様で複雑な課題を抱える家庭を早期に把握し、必要な支援につなげていくかが重要であり、引き続き、医療機関など関係機関との連携強化に努めていく必要があります。

また、支援は必要としているものの、事業の実施に繋がらない家庭について、丁寧に説明を行い支援の導入に努めます。

### 6 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

#### 【これまでの主な取組】

児童虐待に関する相談や通告への対応を行うとともに、児童虐待防止ネットワーク会議の関係機関と連携し、支援方針の検討や役割分担を行い、児童虐待の改善や重症化防止を図っています。また児童虐待防止推進月間の11月に講演会を開催するなど、啓発活動にも取り組みました。

【今後の取組の方向性】

児童虐待に関する相談件数は年々増加し、さらに様々な課題が複雑に絡み合っているため、児童虐待防止ネットワーク会議を通して関係機関との連携をより一層強化するとともに、専門職員の配置や研修を通して相談員のスキル向上を図るなど、相談体制の強化に努めます。

7 子育て短期支援事業

【これまでの主な取組】

保護者の疾病や仕事などの緊急時だけでなく、レスパイトとしても利用希望があり、育児負担の軽減や虐待予防に寄与しています。

【今後の取組の方向性】

本事業の利用にあたっては、施設の空き状況等によって、利用が困難なことがあるため、新規施設の開拓等に努めます。

区分		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
人数 (人)	ショートステイ	2	7	4	7	6
	トワイライトステイ	2	4	0	0	2
延日数 (日)	ショートステイ	10	30	16	34	101
	トワイライトステイ	6	4	0	0	3

ショートステイ・トワイライトステイ事業の状況

資料：家庭児童相談室

8 ファミリー・サポート・センター事業

【これまでの主な取組】

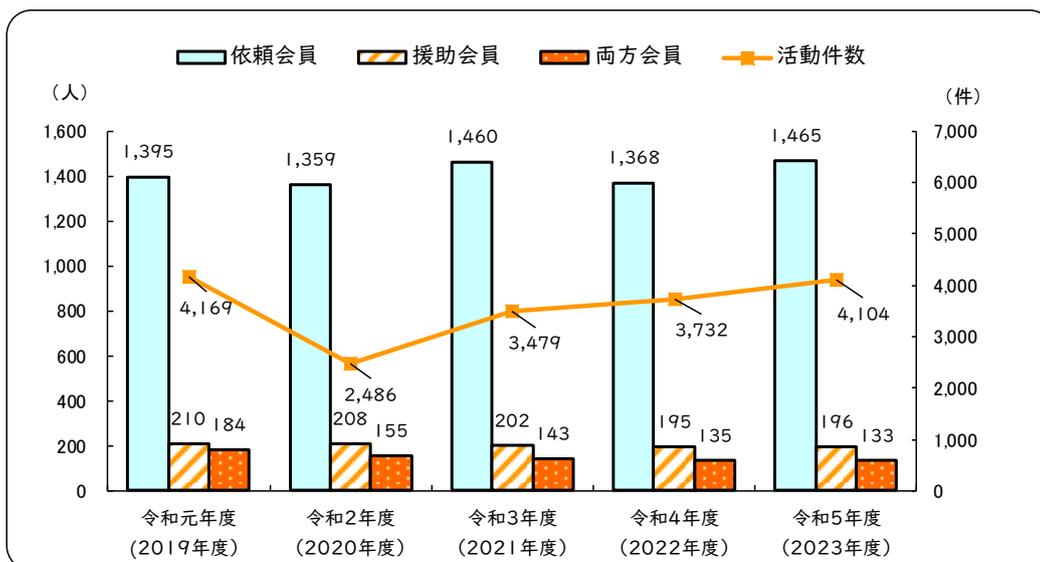
会員の更新を1年ごとに行うことになり、会員数は減少傾向にありますが、出張による入会講習会を開催し、会員数の維持に努めました。

令和2年度(2020年度)から多胎児世帯への利用料補助を行いました。本事業は、仕事と家庭の両立支援や育児負担の軽減に寄与しています。

【今後の取組の方向性】

積極的に広報活動を行うとともに引き続き出張での講習会を開催し、援助会員の拡大につなげます。

援助依頼が多様化する中で、依頼内容を丁寧に聞き取り、調整することで安全で安心な相互援助活動を支援していきます。



ファミリー・サポート・センター事業の状況

資料：のびのび子育てプラザ

## 9 一時預かり事業

### (1) 一時預かり事業 (幼稚園)

#### 【これまでの主な取組】

在園児を対象に、通常の教育時間に加え、預かり保育を実施することにより、子育て世帯の就業支援及び育児負担の軽減等につなげることができました。

#### 【今後の取組の方向性】

多様化する保育ニーズを受け、今後も本事業の重要性は高いものと予想されます。国の補助金等を活用し、引き続き事業の充実に努めます。

### (2) 一時預かり事業 (幼稚園以外)

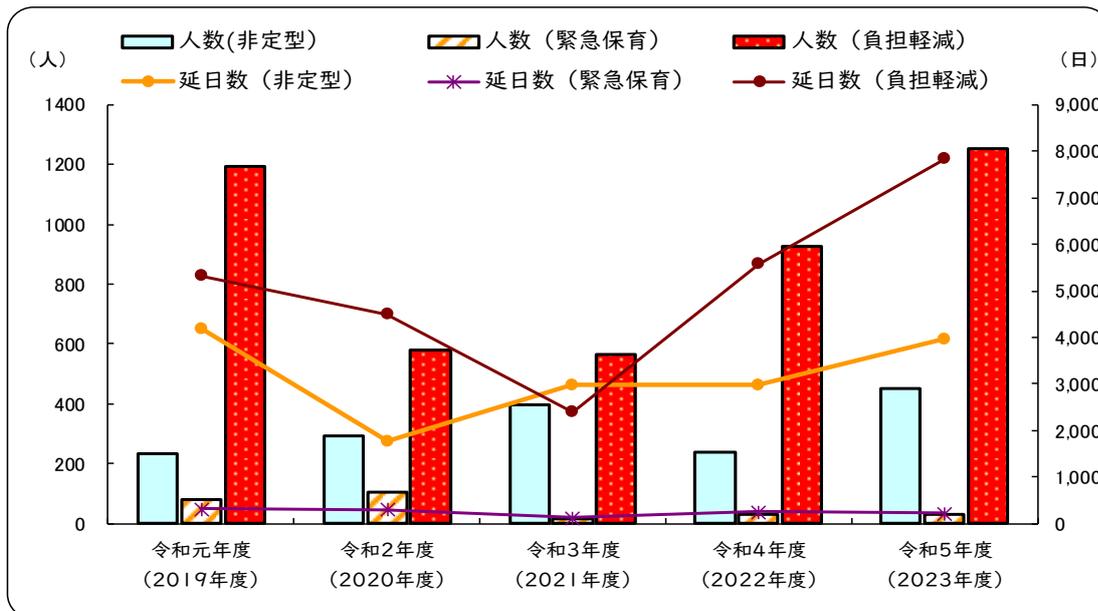
#### 【これまでの主な取組】

必要な提供量を確保するため、既存施設の定員増や実施個所数の増加による拡充を行いました。本事業は、子育て世帯の就業支援及び育児負担の軽減等につながっています。

#### 【今後の取組の方向性】

多様化する保育ニーズを受け、今後も本事業の重要性は一層高まるものと予想されます。さらに多くの市民が利用できるよう実施施設数を増やすなど、提供量を確保するため、引き続き事業の充実に努めます。

予約システムの導入など、利用者の利便性向上を図ります。



一時預かり利用状況

資料：子育て政策室

## 10 延長保育事業

### 【これまでの主な取組】

保育所 48 か所・認定こども園 24 か所・小規模保育施設 43 か所の計 115 か所のうち、公立保育所 12 か所、公立認定こども園 11 か所、公立小規模保育所 1 か所、私立保育所 32 か所、私立認定こども園 12 か所、私立小規模保育施設 11 か所の計 79 か所で延長保育を実施しました。

### 【今後の取組の方向性】

小規模保育施設については、利用人数が少なく、延長保育事業を実施しても経費に見合った補助金の受給が困難なことから、延長保育事業の実施に消極的な施設が多くあります。令和6年度(2024年度)より補助金が拡充されたことから、保育ニーズの実態を踏まえ、延長保育の実施を事業者に求めていく必要があります。

## 11 病児保育事業

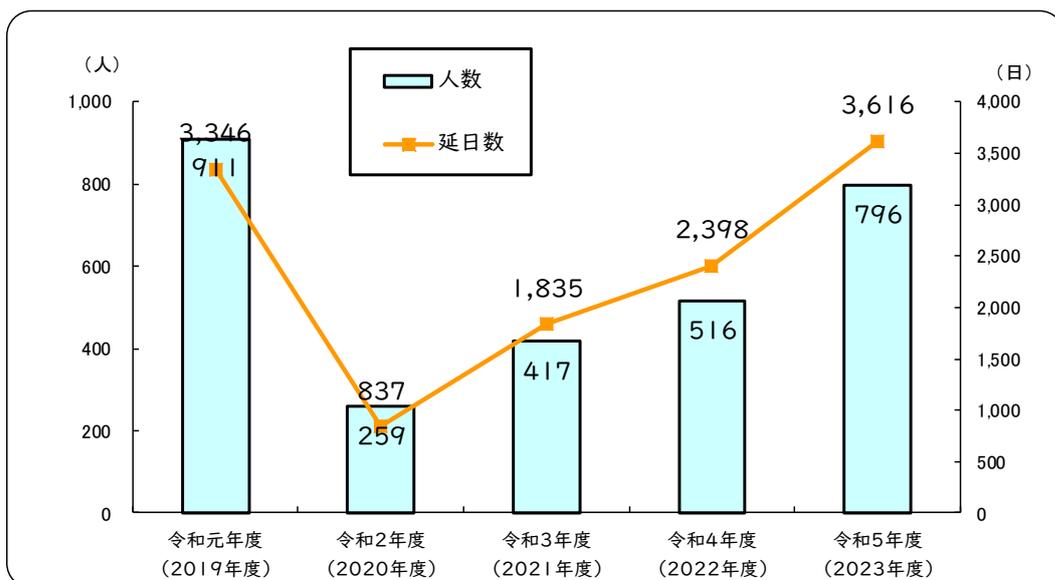
### (1) 病児・病後児対応型

#### 【これまでの主な取組】

病児・病後児保育室予約システムを構築したほか、利用できる学年の上限を小学3年生に延長するなど、利便性の向上を図りました。

#### 【今後の取組の方向性】

市民ニーズが高い事業であるため、引き続き事業の充実に努めます。



病児・病後児保育利用状況

資料：保育幼稚園室

## (2) 体調不良児対応型

### 【これまでの主な取組】

共働き等ですぐには迎えに來られない家庭が増える中、保育中に体調不良となった児童を一時的に保育所等の中で預かる本事業は、子育て世帯の就業支援及び育児負担の軽減等につながっています。

### 【今後の取組の方向性】

本事業により看護師を配置することで、保育中に体調不良となった児童 に対する安心かつ安全な体制を確保し、児童の福祉の向上を図ることができるよう、引き続き本事業を推進していきます。

## 12 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

### 【これまでの主な取組】

小学校の協力を得ながら、教室の活用や育成室の増築を行い、必要な施設を確保しました。

指導人の欠員を解消するため、人材派遣サービスの活用等により指導員 の確保を行い、令和5年(2023年)4月から指導員の初任給の報酬を6号給引上げ、処遇改善を図りました。

育成室の運營業務委託を進めるとともに、令和5年度(2023年度)から 国の交付金を活用し、委託育成室において放課後児童支援員等処遇改善事業を実施しました。

### 【今後の取組の方向性】

共働き世帯の増加等により入室希望児童数が増加している中、指導員及 び施設の確保が課題となっており、入室対象の5・6年生までの拡大は引き続き延期しています。

今後、対象学年の拡大や開室時間の延長等の多様なニーズへの対応につ いて検討する必要がありますが、まずは4年生までの受け皿の整備を進め、待機児童の解消を図ります。

なお、高学年の放課後の居場所については、総合的な検討が必要です。

### 13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 【これまでの主な取組】

本市に居住し、私学助成幼稚園に在籍する低所得世帯に対して、副食材料費に要する費用の補助を行いました。

#### 【今後の取組の方向性】

私学助成幼稚園から新制度幼稚園への移行や、幼稚園に在籍する児童数の減少に伴い、対象者は減少傾向にありますが、今後も継続して実施していく必要があります。

### 14 多様な主体の参入促進事業

#### 【これまでの主な取組】

新規開園した私立小規模保育施設等を園長経験のある保育士OBが巡回し、保育内容や保護者対応等の相談・助言を通して、質の高い保育を提供することに寄与することができました。

#### 【今後の取組の方向性】

質の高い保育を提供するため、今後も継続的に巡回を行っていく必要があります。

## 2 第3期子ども・子育て支援事業計画

令和2年度（2020年度）から5年間の計画期間である「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」に沿って、子供が健やかに成長する環境整備や子育て家庭のニーズに対応できる子育て支援サービスの充実に向け取組を進めてきました。

令和6年度（2024年度）の児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業において、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が新たに創設され、これらの事業についても、量の見込みやその確保方策を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。また、国では「こども未来戦略<加速化プラン>」に基づき、子ども・子育て支援事業の一つとして、幼児等のための支援給付として「こども誰でも通園制度」の創設に向けた検討が進められています。

令和6年度（2024年度）が第2期計画の最終年度であることから、第2期計画での取組の成果、課題等を踏まえ、また新たに創設された事業や制度の実施に向け、各事業の量の見込み及び提供量を設定し、令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）までの5年間の計画期間とする「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進し、きめ細かい、切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組めます。

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育<sup>※1</sup>及び地域子ども・子育て支援事業<sup>※2</sup>の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

### ※1 教育・保育

ア 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）

イ 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

### ※2 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業など

#### 【子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）】

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

#### 【子ども・子育て支援法に基づく基本指針から関係部分を整理】

- ・地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とする。
- ・地域別保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて認定区分または地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能。

子ども・子育て支援法や基本指針の規定、市の施設整備の状況や利用実態を踏まえ、区域設定に当たっては、次の視点により検討しました。

- (1) 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと。
- (2) 現在の教育・保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に施設を整備できること。
- (3) 利用者が利用しやすい範囲で施設の整備が可能であること。
- (4) 今後の待機児童数等の推移が不確定な中で、需要推計を比較的立てやすいこと。
- (5) 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいこと。
- (6) 教育・保育の提供については、できる限り区域内での確保を原則とするが、困難な場合は隣接区域での確保を可能とすること。

本市では、教育・保育提供区域を以下のとおり設定し、各認定区分・年齢ごとに「量の見込み」及びそれぞれに対する「提供体制の確保方策」を策定しました。

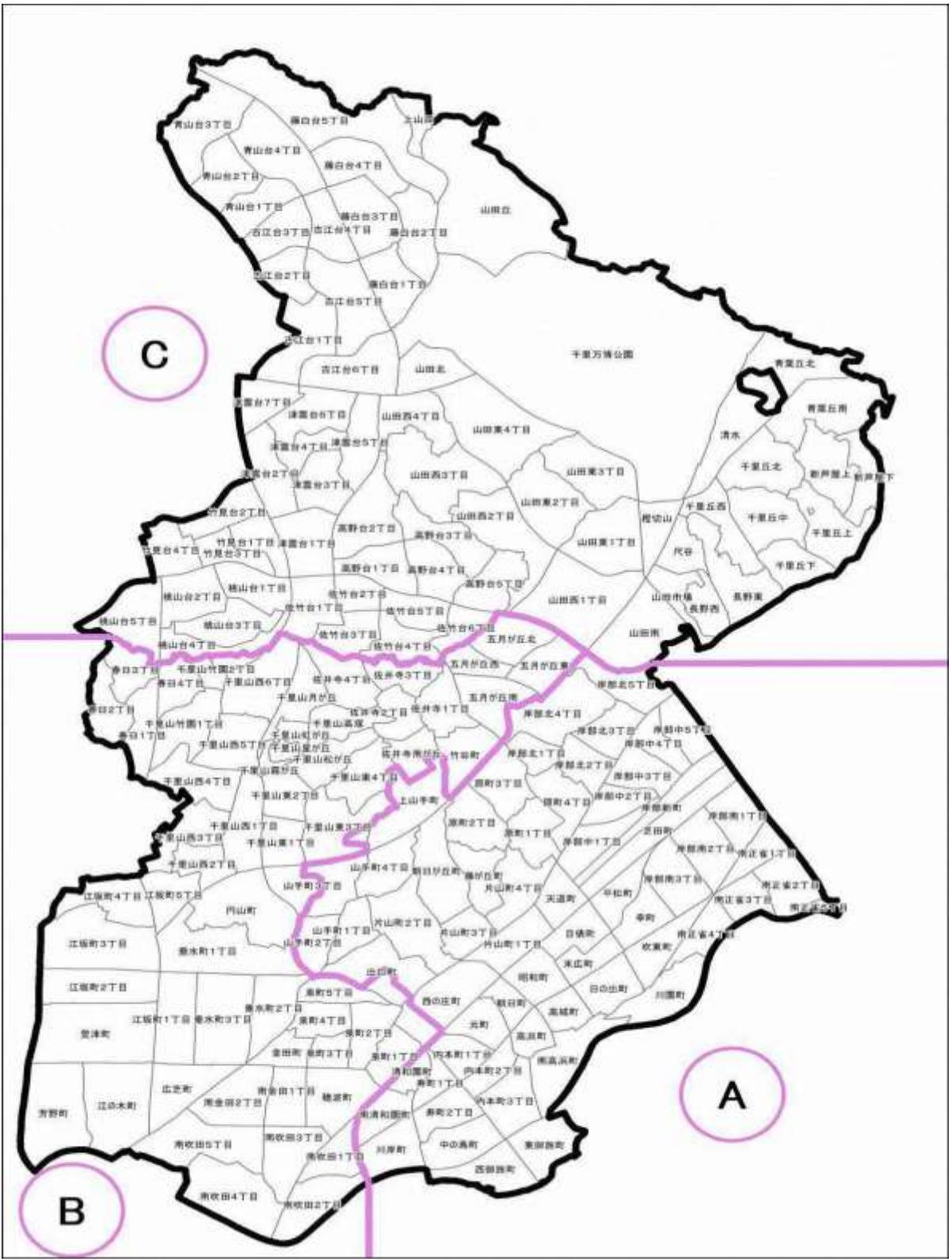
教育・保育	設定区域数
教育（1号認定）	3
保育（2号・3号認定）	3

地域子ども・子育て支援事業		設定区域数
利用者支援事業	（基本型・特定型）	1
	（こども家庭センター型）	1
	（地域子育て相談機関）	6
地域子育て支援拠点事業		6
妊婦健康診査		1
乳児家庭全戸訪問事業		1
養育支援訪問事業等		1
子育て短期支援事業		1
ファミリー・サポート・センター事業		1
一時預かり事業（幼稚園型）		3
一時預かり事業（幼稚園型以外）		6
延長保育事業		3
病児保育事業		3
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）		35
実費徴収に係る補足給付を行う事業		1
多様な主体の参入促進事業		1
子育て世帯訪問支援事業		1
児童育成支援拠点事業		1
親子関係形成支援事業		1
妊婦等包括相談支援事業		1
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		1
産後ケア事業		1

区域数	ブロック名	地域
1区域	—	吹田市全域
2区域	北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域
	南部	J R以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域
3区域	A	J R以南地域、片山・岸部地域
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域
6区域	a	J R以南地域
	b	片山・岸部地域
	c	豊津・江坂・南吹田地域
	d	千里山・佐井寺地域
	e	山田・千里丘地域
	f	ニュータウン地域
36区域	—	小学校区
18区域	—	中学校区

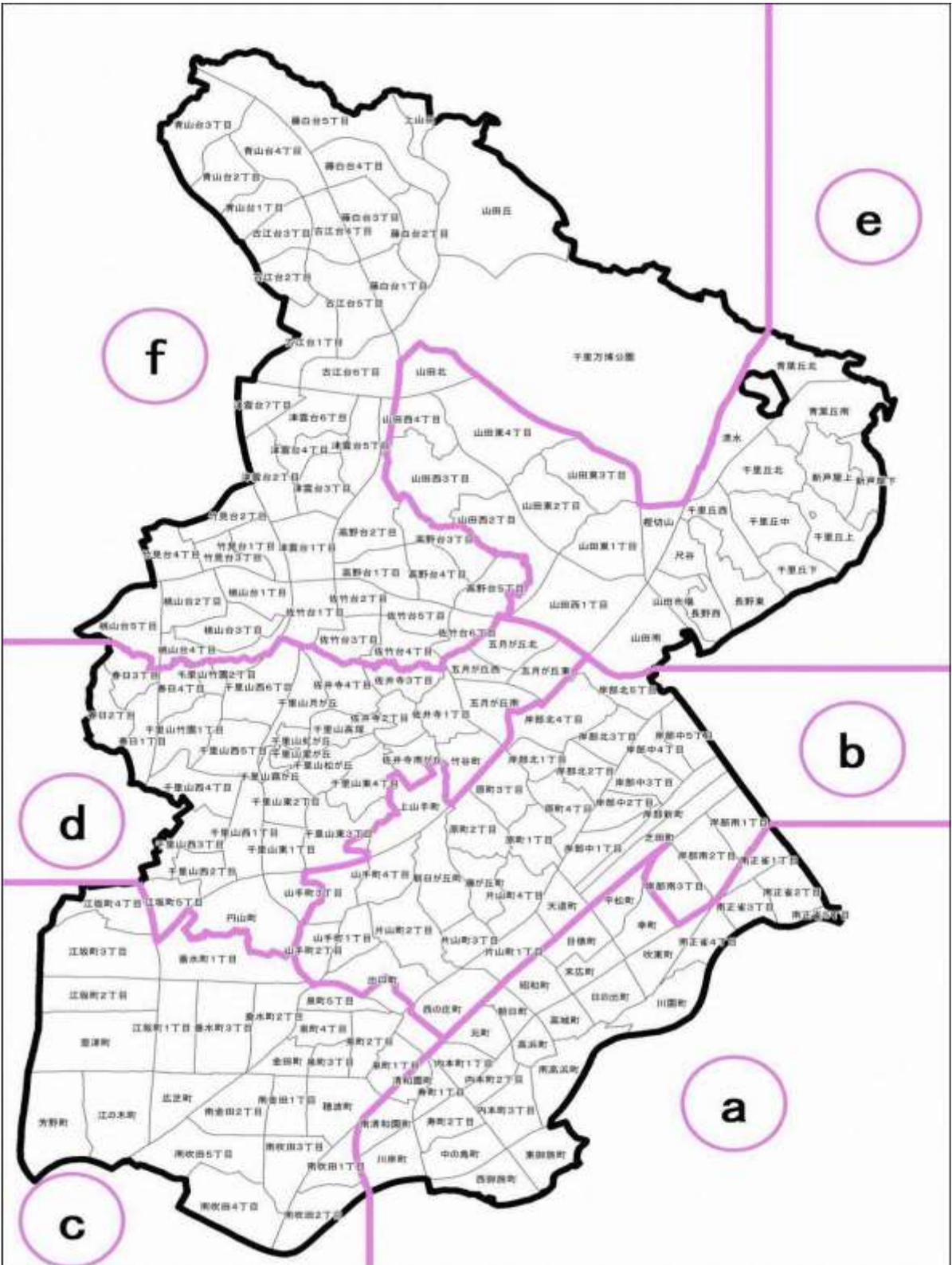
3区域：教育（1号認定）・保育（2号・3号認定）、一時預かり事業（幼稚園型）、延長保育事業、病児保育事業

3区域	A	JR以南地域、片山・岸部地域
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域



6区域：利用者支援事業（地域子育て相談機関）、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業（幼稚園型以外）

6区域	a	J R以南地域	b	片山・岸部地域
	c	豊津・江坂・南吹田地域	d	千里山・佐井寺地域
	e	山田・千里丘地域	f	ニュータウン地域



## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出

算出にあたり必要としたデータ

- (1) 令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの0歳から11歳までの推計人口
- (2) ニーズ調査集計結果内の保護者の就労状況と就労意向に関する質問
- (3) ニーズ調査集計結果内の教育・保育の事業の利用状況及び利用希望に関する質問

### (1) 計画期間における0歳から11歳までの推計人口

推計人口については、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの6地域別人口をもとに6地域別に1歳年齢別変化率の平均(年あたり)を求め、算出しました。なお、0歳児の推計は、0歳児対女性比の過去5年間の推移より推計しています。

児童数の推計(0~11歳)

【全市】

(各年4月1日現在)

(単位:人)

年齢区分	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	2,899	2,887	2,888	2,959	2,930
1歳	3,030	3,038	3,021	3,077	3,084
2歳	3,066	3,060	3,067	3,089	3,094
0~2歳(計)	8,995	8,985	8,976	9,125	9,108
3歳	3,242	3,093	3,087	3,130	3,109
4歳	3,291	3,252	3,097	3,133	3,130
5歳	3,252	3,310	3,274	3,149	3,145
3~5歳(計)	9,785	9,655	9,458	9,412	9,384
0~5歳(計)	18,780	18,640	18,434	18,537	18,492
6歳	3,410	3,254	3,317	3,305	3,151
7歳	3,502	3,414	3,258	3,355	3,310
8歳	3,577	3,500	3,412	3,277	3,352
6~8歳(計)	10,489	10,168	9,987	9,937	9,813
9歳	3,756	3,588	3,511	3,443	3,287
10歳	3,748	3,757	3,587	3,528	3,444
11歳	3,621	3,748	3,756	3,610	3,528
9~11歳(計)	11,125	11,093	10,854	10,581	10,259
6~11歳(計)	21,614	21,261	20,841	20,518	20,072

ブロック別児童数の推計（0～11歳）

【JR以南地域】

（各年4月1日現在）（単位：人）

年齢区分	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	236	244	254	266	273
1歳	227	238	246	255	268
2歳	206	220	231	239	247
0～2歳（計）	669	702	731	760	788
3歳	221	207	221	232	240
4歳	210	222	208	222	233
5歳	192	210	222	208	222
3～5歳（計）	623	639	651	662	695
0～5歳（計）	1,292	1,341	1,382	1,422	1,483
6歳	213	191	208	220	207
7歳	242	213	191	208	220
8歳	233	244	215	193	209
6～8歳（計）	688	648	614	621	636
9歳	228	232	243	214	192
10歳	229	227	232	242	214
11歳	211	228	226	231	241
9～11歳（計）	668	687	701	687	647
6～11歳（計）	1,356	1,335	1,315	1,308	1,283

【片山・岸部地域】

（各年4月1日現在）（単位：人）

年齢区分	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	371	359	344	330	317
1歳	400	390	378	361	347
2歳	418	401	391	378	361
0～2歳（計）	1,189	1,150	1,113	1,069	1,025
3歳	447	424	408	397	384
4歳	461	447	424	408	397
5歳	472	462	448	425	409
3～5歳（計）	1,380	1,333	1,280	1,230	1,190
0～5歳（計）	2,569	2,483	2,393	2,299	2,215
6歳	484	470	460	446	423
7歳	440	486	472	462	448
8歳	503	437	483	469	459
6～8歳（計）	1,427	1,393	1,415	1,377	1,330
9歳	524	503	437	483	469
10歳	530	520	500	434	480
11歳	518	525	515	495	431
9～11歳（計）	1,572	1,548	1,452	1,412	1,380
6～11歳（計）	2,999	2,941	2,867	2,789	2,710

## 【豊津・江坂・南吹田地域】

(各年4月1日現在) (単位:人)

年齢区分	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	717	737	760	847	830
1歳	667	686	705	788	810
2歳	611	627	645	707	740
0～2歳(計)	1,995	2,050	2,110	2,342	2,380
3歳	528	572	587	641	662
4歳	518	498	539	596	604
5歳	526	494	476	552	568
3～5歳(計)	1,572	1,564	1,602	1,789	1,834
0～5歳(計)	3,567	3,614	3,712	4,131	4,214
6歳	521	500	470	478	526
7歳	497	506	486	488	464
8歳	525	484	493	494	475
6～8歳(計)	1,543	1,490	1,449	1,460	1,465
9歳	518	516	475	504	485
10歳	537	513	511	487	499
11歳	512	537	513	536	487
9～11歳(計)	1,567	1,566	1,499	1,527	1,471
6～11歳(計)	3,110	3,056	2,948	2,987	2,936

## 【千里山・佐井寺地域】

(各年4月1日現在) (単位:人)

年齢区分	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	563	555	553	550	547
1歳	620	614	604	602	599
2歳	649	650	644	632	630
0～2歳(計)	1,832	1,819	1,801	1,784	1,776
3歳	782	680	681	675	662
4歳	724	795	691	692	686
5歳	677	745	818	711	712
3～5歳(計)	2,183	2,220	2,190	2,078	2,060
0～5歳(計)	4,015	4,039	3,991	3,862	3,836
6歳	737	687	757	830	722
7歳	749	748	697	768	842
8歳	778	751	750	699	770
6～8歳(計)	2,264	2,186	2,204	2,297	2,334
9歳	790	785	758	757	705
10歳	736	787	781	755	754
11歳	726	736	787	781	755
9～11歳(計)	2,252	2,308	2,326	2,293	2,214
6～11歳(計)	4,516	4,494	4,530	4,590	4,548

## 【山田・千里丘地域】

(各年4月1日現在) (単位:人)

年齢区分	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	508	490	469	452	437
1歳	555	546	526	503	485
2歳	628	566	557	536	513
0～2歳(計)	1,691	1,602	1,552	1,491	1,435
3歳	646	633	570	562	540
4歳	696	655	642	578	570
5歳	719	699	658	644	580
3～5歳(計)	2,061	1,987	1,870	1,784	1,690
0～5歳(計)	3,752	3,589	3,422	3,275	3,125
6歳	747	715	696	655	641
7歳	843	746	714	695	654
8歳	822	843	746	714	695
6～8歳(計)	2,412	2,304	2,156	2,064	1,990
9歳	891	825	846	749	717
10歳	928	890	824	845	748
11歳	883	932	893	826	847
9～11歳(計)	2,702	2,647	2,563	2,420	2,312
6～11歳(計)	5,114	4,951	4,719	4,484	4,302

## 【ニュータウン地域】

(各年4月1日現在) (単位:人)

年齢区分	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	504	502	508	514	526
1歳	561	564	562	568	575
2歳	554	596	599	597	603
0～2歳(計)	1,619	1,662	1,669	1,679	1,704
3歳	618	577	620	623	621
4歳	682	635	593	637	640
5歳	666	700	652	609	654
3～5歳(計)	1,966	1,912	1,865	1,869	1,915
0～5歳(計)	3,585	3,574	3,534	3,548	3,619
6歳	708	691	726	676	632
7歳	731	715	698	734	682
8歳	716	741	725	708	744
6～8歳(計)	2,155	2,147	2,149	2,118	2,058
9歳	805	727	752	736	719
10歳	788	820	739	765	749
11歳	771	790	822	741	767
9～11歳(計)	2,364	2,337	2,313	2,242	2,235
6～11歳(計)	4,519	4,484	4,462	4,360	4,293

(2) ニーズ調査集計結果内の保護者の就労状況と就労意向に関する質問

ア 家庭類型の算出

保護者の就労状況を以下の8タイプに分け、教育・保育等の事業分類のための割合を算出します。

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム ※就労時間 月120時間以上+64~120時間 ※0~2歳で、教育・保育の事業を希望している者 ※3~5歳で、タイプC'以外の者
C'	フルタイム×パートタイム ※就労時間 月64時間未満+64~120時間 ※0~2歳で、タイプC以外の者 ※3~5歳で、平日の教育・保育の事業利用者のうち、保育所と認定こども園の利用を希望しない者
D	専業主婦(夫)
E'	パートタイム×パートタイム ※就労時間 双方が120時間以上+64~120時間 ※0~2歳で、教育・保育の事業を希望している者 ※3~5歳のうち、タイプE'以外の者
E	パートタイム×パートタイム ※就労時間 いずれかが月64時間未満+64~120時間 ※0~2歳で、タイプE以外の者 ※3~5歳のうち、平日の教育・保育の事業利用者のうち、保育所と認定こども園の利用を希望しない者
F	就労なし×就労なし

イ 分類表

父親 \ 母親		フルタイム	パート・アルバイト			就労なし
			120h以上	64~120h未満	64h未満	
フルタイム		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
パート・アルバイト	120h以上	タイプC	タイプE	タイプE'		
	64~120h未満	タイプC'	タイプE'			
	64h未満					
就労なし		タイプD			タイプF	

ウ タイプ別による教育・保育の事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
・タイプC'	1. 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
・タイプD	
・タイプE'	
・タイプF	
・タイプA	2. 保育認定② (認定こども園及び保育所)
・タイプB	
・タイプC	3. 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育事業所)
・タイプE	
 ※ただし現在幼稚園利用	 2. 保育認定①(幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)

(3) ニーズ調査集計結果内の教育・保育の事業の利用状況及び利用希望に関する質問

(利用意向率)

アンケートの質問をもとにそれぞれの教育・保育の事業において、全体のどのくらい希望しているのかの割合を算出します。

各事業の割合は、国の「手引き」に記載しています。

(4) 「量の見込み」の算出

ア 教育・保育

<計算方法>

$$\underbrace{\text{推計児童数}} \quad \times \quad \underbrace{\text{施設利用率}} \quad = \quad \text{量の見込み}$$

将来の教育・保育の対象人数      教育・保育を必要とする児童の割合

- (ア) 0歳家庭の「3号認定」(認定こども園及び保育所+地域型保育事業所)
- (イ) 1歳・2歳家庭の「3号認定」(認定こども園及び保育所+地域型保育事業所)
- (ウ) 3歳以降の教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園)
- (エ) 3歳以降の「2号認定」(幼稚園希望)
- (オ) 3歳以降の「2号認定」(認定こども園及び保育所)

イ 地域子ども・子育て支援事業

<計算方法>

$$\underbrace{\text{推計児童数} \times \text{家族類型の割合}}_{\text{将来の教育・保育の対象人数}} \times \underbrace{\text{利用意向率}}_{\text{利用を希望する人の割合}} = \text{量の見込み}$$

量の見込みを算出した事業は、以下のとおりです。

- (ア) 地域子育て支援拠点事業
- (イ) 子育て短期支援事業
- (ウ) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

上記以外の事業は、推計児童数、実績等により「量の見込み」を算出しました。

なお、ニーズ調査結果の概要については「吹田市こども計画等策定に係るニーズ調査結果」を参照してください。

### 3 教育・保育の現状と確保方策

#### (1) 認定区分ごとの区域設定について

##### ア 1号認定

基本情報	(ア) 満3歳以上、教育標準時間設定 (イ) 幼稚園等での教育を希望される場合 (ウ) 利用先は、幼稚園、認定こども園
提供区域	3区域
理由	私立幼稚園においてはスクールバスの運行により広域的な受け入れが一般的ですが、認定こども園においては広域的な受け入れが一般的ではありません。そのため、保護者や子供が容易に移動することが可能な区域を、2号認定子ども及び3号認定子どもに準じ、3区域に設定します。

##### イ 2号認定

基本情報	(ア) 満3歳以上、保育認定 (イ) 「保育の必要性に係る事由※」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (ウ) 利用先は、保育所、認定こども園
提供区域	3区域
理由	広域的な受け入れが一般的ではなく、保護者や子供が容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。利用申込が集中する地域に対しては効果的な資源投資が必要ですが、保育の量を確保するためある程度広域の設定が必要であるため、3区域に設定します。

※ 「保育の必要性に係る事由」(子ども・子育て支援法施行規則)

- ① 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業中に、既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合(本市では、発達支援が該当)

ウ 3号認定

基本情報	(ア) 満3歳未満、保育認定 (イ) 「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (ウ) 利用先は、保育所、認定こども園、地域型保育事業※
提供区域	3区域
理由	広域的な受け入れが一般的ではなく、保護者や子供が容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。利用申込が集中する地区に対しては、効果的な資源投資が必要ですが、保育の量を確保するためある程度広域の設定が必要であるため、3区域に設定します。

※「地域型保育事業」とは、原則として0～2歳児を対象とする事業です。吹田市では、「小規模保育事業」と「事業所内保育事業」を採用しています。

(2) 教育・保育の現状について

ア 教育における区域別施設状況

区域		幼稚園		合計
		公立	私立	
A	J R以南地域、 片山・岸部地域	4か所	4か所	8か所
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	4か所	4か所	8か所
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	4か所	8か所	12か所
合計		12か所	16か所	28か所

イ 保育における区域別施設状況

区域		保育所		小規模 保育所等	合計
		公立	私立		
A	J R以南地域、 片山・岸部地域	5か所	11か所	8か所	24か所
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	6か所	17か所	31か所	54か所
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	4か所	21か所	12か所	37か所
合計		15か所	49か所	51か所	115か所





### (3) 認定区分別・区域別の「量の見込み」

ア 1号認定（教育） ※年度末時点 (単位：人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
J R以南地域 片山・岸部地域	689	619	551	497	451
豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	1,583	1,485	1,393	1,289	1,187
山田・千里丘地域 ニュータウン地域	1,635	1,480	1,369	1,272	1,182

イ 2号認定（幼稚園利用希望） ※年度末時点 (単位：人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
J R以南地域 片山・岸部地域	186	191	195	200	203
豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	283	302	321	341	364
山田・千里丘地域 ニュータウン地域	448	449	456	467	481

ウ 2号認定（保育所・認定こども園） ※年度末時点 (単位：人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
J R以南地域 片山・岸部地域	1,004	1,029	1,049	1,080	1,099
豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	1,640	1,726	1,869	1,983	2,111
山田・千里丘地域 ニュータウン地域	1,453	1,439	1,458	1,487	1,519

エ 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業） ※年度末時点 (単位：人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
J R以南地域 片山・岸部地域	908	918	926	933	941
豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	1,733	1,768	1,878	1,922	1,945
山田・千里丘地域 ニュータウン地域	1,594	1,598	1,598	1,605	1,614

(4) 認定区分別・区域別の「量の見込み」と提供量及び不足数(令和7年度(2025年度)当初)

ア 1号認定(教育)

(単位:人)

1号認定	J R以南地域 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域 ニュータウン地域
①量の見込み			
3歳児	244	555	570
4歳児	246	535	629
5歳児	268	588	599
②提供量			
3歳児	400	530	1,341
4歳児	463	547	1,526
5歳児	551	607	1,601
不足数 ①-②			
3歳児	△156	25	△771
4歳児	△217	△12	△897
5歳児	△283	△19	△1,002

イ 2号認定(幼稚園利用希望)

(単位:人)

2号認定	J R以南地域 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域 ニュータウン地域
①量の見込み			
3歳児	46	57	118
4歳児	58	98	151
5歳児	76	107	177
②提供量			
3歳児	64	114	213
4歳児	93	128	241
5歳児	92	128	239
不足数 ①-②			
3歳児	△18	△57	△95
4歳児	△35	△30	△90
5歳児	△16	△21	△62

ウ 2号認定（保育所・認定こども園）

（単位：人）

2号認定	J R以南地域 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域 ニュータウン地域
①量の見込み			
3歳児	343	609	481
4歳児	331	507	494
5歳児	300	439	469
②提供量			
3歳児	406	548	674
4歳児	427	563	688
5歳児	432	568	698
不足数 ①-②			
3歳児	△63	61	△193
4歳児	△96	△56	△194
5歳児	△132	△129	△229

エ 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

（単位：人）

3号認定	J R以南地域 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域 ニュータウン地域
①量の見込み			
0歳児	145	285	254
1歳児	387	736	686
2歳児	364	675	651
②提供量			
0歳児	173	295	292
1歳児	341	593	598
2歳児	413	673	708
不足数 ①-②			
0歳児	△28	△10	△38
1歳児	46	143	88
2歳児	△49	2	△57

(5) 教育・保育の新たな確保方策の必要性について

ア 教育における現状・課題と新たな確保方策

(ア) 1号認定（教育）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域 片山・岸部地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	3歳児	3歳児のみ供給量は不足していますが、他区域で定員に余剰のある私立幼稚園がスクールバスを運行して広域的な受け入れを行うため、実際上の不足は生じないものと判断します。	量の見込みの減少が見込まれること、他地域の受入枠に余裕が見込まれることから確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
C	山田・千里丘地域 ニュータウン地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		

イ 保育における現状・課題と新たな確保方策

(ア) 2号認定（幼稚園利用希望）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域 片山・岸部地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
C	山田・千里丘地域 ニュータウン地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		

(イ) 2号認定（保育所・認定こども園）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域 片山・岸部地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	①既存施設の改築（1か所）
		4歳児	なお、他の区域における提供量の不足を補うことが期待できる場合には、本区域においても施設整備を含めた複合的な対策が有効と判断します。	
		5歳児		

B	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	3歳児	3歳児の提供量は不足しており、 4歳児と5歳児の提供量は充足し ています。 将来的に保育ニーズ増加を見込 んでおり、施設整備を含めた複合 的な対策が必要と判断します。	①保育所の整備 (7か所)
		4歳児		
		5歳児		
C	山田・千里丘地域 ニュータウン地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は 充足しています。 なお、他の区域における提供量 の不足を補うことが期待できる場 合には、本区域においても施設整 備を含めた複合的な対策が有効と 判断します。	充足しており、確保方策 は不要
		4歳児		
		5歳児		

(ウ) 3号認定(保育所・認定こども園・地域型保育事業)

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	0歳児	0歳児と2歳の提供量は充足し ており、1歳児の提供量は不足し ています。 なお、他の区域における提供量 の不足を補うことが期待できる場 合には、本区域においても施設整 備を含めた複合的な対策が有効と 判断します。	①幼稚園の預かり保 育の推進
		1歳児		
		2歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域 千里山・佐井寺地域	0歳児	0歳児の提供量は充足してお り、1歳児と2歳児の提供量は不 足しています。 将来的に保育ニーズ増加を見込 んでおり、施設整備を含めた複合 的な対策が必要と判断します。	①保育所の整備 (7か所) ②小規模保育事業所 の整備 (3か所) ③既存施設の増築 (1か所) ④幼稚園の預かり保 育の推進
		1歳児		
		2歳児		
C	山田・千里丘地域 ニュータウン地域	0歳児	0歳児と2歳の提供量は充足し ており、1歳児の提供量は不足し ています。 なお、他の区域における提供量 の不足を補うことが期待できる場 合には、本区域においても施設整 備を含めた複合的な対策が有効と 判断します。	①幼稚園の預かり保 育の推進
		1歳児		
		2歳児		

(6) 確保方策による教育・保育の提供（確保）量

- ア 「量の見込み」は、令和11年度(2029年度) 末時点の見込値です。
- イ 既存施設は、令和7年(2025年)4月1日時点の幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業所の定員（見込）です。
- ウ 広域等は、令和7年(2025年)4月1日時点の市外への委託数、企業主導型保育施設（地域枠）の定員及び既存施設の定員超過受入数の合計から市外受託数を差し引いた数値（見込）です。
- エ 確保方策の内容は、当該年度に整備（廃止）を予定している定員です。
- オ 確保方策は、既存施設の活用（増改築、幼稚園での預かり保育等）及び幼稚園の認定こども園移行を基本とし、これによってもなお提供量不足が見込まれる場合には、当該不足定員を拡充するに適した施設を整備します。

◆ A JR以南地域、片山・岸部地域

（単位：人）

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
JR以南地域、 片山・岸部地域	量の見込み	451	203	1,099	941		
	提供量	既存施設	1,414	249	1,223	831	
		広域等			42	96	
		令和7年度 (2025年度)					
		令和8年度 (2026年度)	△60			29	○幼稚園廃止（1号△60） ○既存施設改築（3号11） ○幼稚園での預かり保育 （3号18）
		令和9年度 (2027年度)	△19	△9	△50		○既存施設の認定こども園 移行（1号△19、2号(幼) △9、2号△50）
		令和10年度 (2028年度)					
		令和11年度 (2029年度)					
		計	△79	△9	△50	29	○既存施設改築（3号11） ○幼稚園の預かり保育 （3号18） ○既存施設の認定こども園 移行（1号△19、2号(幼) △9、2号△50） ○幼稚園廃止（1号△60）
	不足数	△884	△37	△116	△15		
<p>《確保方策》</p> <p>既存施設1か所を改築します。</p> <p>幼稚園での預かり保育を推進します。</p>							

◆ B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	量の見込み	1,187	364	2,111	1,945		
	提 供 量	既存施設	1,684	370	1,544	1,344	
		広域等			135	217	
		令和7年度 (2025年度)			116	178	○保育所2か所整備 (2号116、3号84) ○小規模3か所整備(3号57) ○既存施設増築(3号37)
		令和8年度 (2026年度)			61	82	○保育所1か所整備 (2号61、3号39) ○幼稚園での預かり保育 (3号43)
		令和9年度 (2027年度)			145	75	○保育所2か所整備 (2号145、3号75)
		令和10年度 (2028年度)			122	78	○保育所2か所整備 (2号122、3号78)
		令和11年度 (2029年度)					
		計			444	413	○保育所7か所整備 (2号444、3号276) ○小規模3か所整備(3号57) ○既存施設増築(3号37) ○幼稚園での預かり保育 (3号43)
	不足数	△497	△6	△12	△29		
<p>《確保方策》</p> <p>保育所を7か所、小規模保育事業所を3か所それぞれ整備します。</p> <p>既存施設1か所を増築します。</p> <p>幼稚園での預かり保育を推進します。</p>							

◆ C 山田・千里丘地域、ニュータウン地域

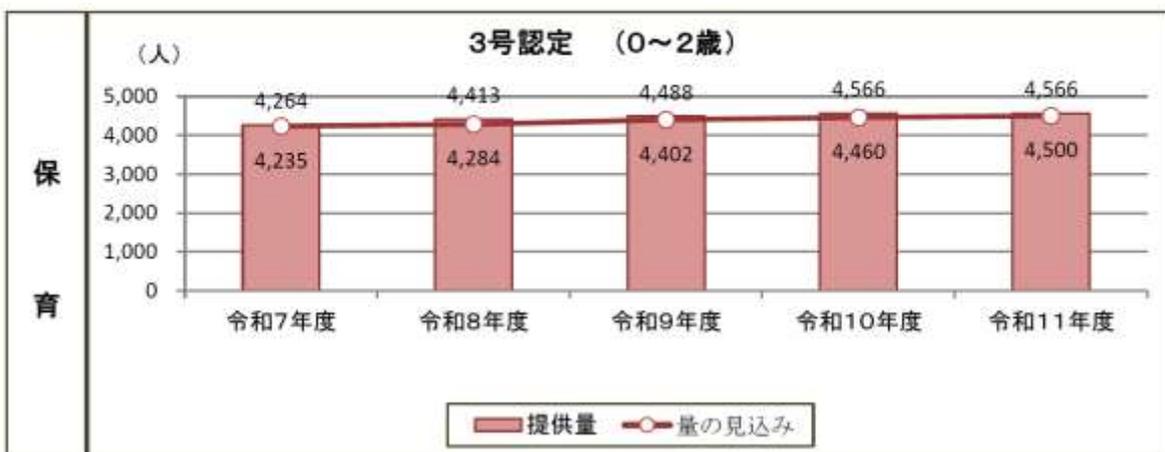
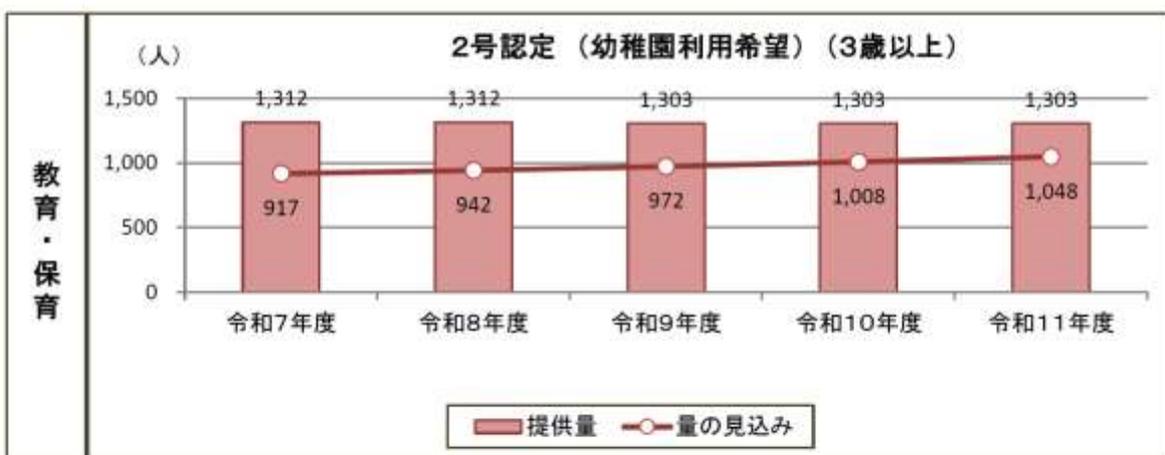
(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	量の見込み	1,182	481	1,519	1,614		
	提 供 量	既存施設	4,468	693	1,930	1,423	
		広域等			130	175	
		令和7年度 (2025年度)					
		令和8年度 (2026年度)				38	○幼稚園での預かり保育 (3号 38)
		令和9年度 (2027年度)					
		令和10年度 (2028年度)					
		令和11年度 (2029年度)					
		計				38	○幼稚園での預かり保育 (3号 38)
		不足数	△3,286	△212	△541	△22	
<p>《確保方策》 幼稚園での預かり保育を推進します。</p>							

◆ 全区域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
全区域	量の見込み	2,820	1,048	4,729	4,500		
	提供量	既存施設	7,566	1,312	4,697	3,598	
		広域等			307	488	
		令和7年度 (2025年度)			116	178	
		令和8年度 (2026年度)	△60		61	149	
		令和9年度 (2027年度)	△19	△9	95	75	
		令和10年度 (2028年度)			122	78	
		令和11年度 (2029年度)					
		計	△79	△9	394	480	○保育所7か所整備 (2号444、3号276) ○小規模3か所整備(3号57) ○既存施設増築(3号37) ○既存施設改築(3号11) ○幼稚園での預かり保育 (3号99) ○既存施設の認定こども園 移行(1号△19、2号(幼) △9、2号△50) ○幼稚園廃止(1号△60)
		不足数	△4,667	△255	△669	△66	
<p>《確保方策》</p> <p>保育所を7か所、小規模保育事業所を3か所それぞれ整備します。</p> <p>既存施設1か所を増築、1か所を改築します。</p> <p>幼稚園での預かり保育を推進します。</p>							



### (7) 保育利用率の目標値の設定について

児童数全体に占める3号認定の提供量の割合について、目標値を設定します。

3号認定 ※年度末時点

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
保育利用率	47%	49%	49%	50%	50%
保育提供量	4,264	4,413	4,488	4,566	4,566
推計児童数	8,985	8,976	9,125	9,108	9,115

[参考] 2号認定(幼稚園利用希望を含む) ※年度末時点

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
保育利用率	67%	69%	70%	72%	72%
保育提供量	6,432	6,493	6,579	6,701	6,701
推計児童数	9,655	9,458	9,412	9,384	9,363

#### 4 地域子ども・子育て支援事業の現状と確保方策

##### (1) 利用者支援事業

子供又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業

##### (1-1) 基本型・特定型

事業内容	・基本型：利用者支援と地域連携を共に実施する事業 ・特定型：主に利用者支援を実施する事業
担当	のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室
提供区域	吹田市全域

(単位：か所)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み(施設数)	16	16	16	16	16
② 提供施設数	16	16	16	16	16
《提供体制・確保方策》 特定型を市役所に、基本型をのびのび子育てプラザ(基本Ⅰ型)、公立保育園及び幼保連携型認定こども園(基本Ⅲ型)に設置し、量の見込みに対応していきます。					

##### (1-2) こども家庭センター型

事業内容	母子保健と児童福祉が連携・協働し、すべての妊産婦及び子供とその家庭等を対象に切れ目ない相談支援体制を構築する事業
担当	すこやか親子室、家庭児童相談室
提供区域	吹田市全域

(単位：か所)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み(施設数)	1	1	1	1	1
② 提供施設数	1	1	1	1	1
《提供体制・確保方策》 すこやか親子室、家庭児童相談室、こども発達支援センターが子育て支援センターとして機能的に連携を図り、量の見込みに対応していきます。					

(1-3) 地域子育て相談機関

事業内容	保育所等の子育て支援の施設や場所において全ての子育て世帯や子供が身近に相談することができる相談機関を整備
担当	子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室、すこやか親子室、家庭児童相談室
提供区域	6区域

(単位：か所)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み(施設数)	15	15	15	15	15
a JR以南地域	2	2	2	2	2
b 片山・岸部地域	2	2	2	2	2
c 豊津・江坂・南吹田地域	3	3	3	3	3
d 千里山・佐井寺地域	3	3	3	3	3
e 山田・千里丘地域	3	3	3	3	3
f ニュータウン地域	2	2	2	2	2
② 提供施設数	15	15	15	15	15
a JR以南地域	2	2	2	2	2
b 片山・岸部地域	2	2	2	2	2
c 豊津・江坂・南吹田地域	3	3	3	3	3
d 千里山・佐井寺地域	3	3	3	3	3
e 山田・千里丘地域	3	3	3	3	3
f ニュータウン地域	2	2	2	2	2
<p>《提供体制・確保方策》                      のびのび子育てプラザ、公立保育園・幼保連携型認定こども園14園に設置し、量の見込みに対応していきます。</p>					

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
担当	子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室
提供区域	6区域

(単位：人日/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み(補正)	184,718	184,513	184,328	187,388	187,039
a JR以南地域	13,738	14,416	15,012	15,607	16,182
b 片山・岸部地域	24,417	23,616	22,856	21,953	21,049
c 豊津・江坂・南吹田地域	40,969	42,098	43,330	48,095	48,875
d 千里山・佐井寺地域	37,621	37,354	36,985	36,636	36,471
e 山田・千里丘地域	34,726	32,898	31,871	30,619	29,469
f ニュータウン地域	33,247	34,130	34,274	34,479	34,993
② 提供量	199,771	199,771	223,818	223,818	223,818
a JR以南地域	24,715	24,715	24,715	24,715	24,715
b 片山・岸部地域	32,648	32,648	32,648	32,648	32,648
c 豊津・江坂・南吹田地域	26,262	26,262	42,294	42,294	42,294
d 千里山・佐井寺地域	28,638	28,638	36,654	36,654	36,654
e 山田・千里丘地域	46,229	46,229	46,229	46,229	46,229
f ニュータウン地域	41,278	41,278	41,278	41,278	41,278
提供施設数(か所)	15	15	18	18	18
a JR以南地域	2	2	2	2	2
b 片山・岸部地域	3	3	3	3	3
c 豊津・江坂・南吹田地域	1	1	3	3	3
d 千里山・佐井寺地域	2	2	3	3	3
e 山田・千里丘地域	4	4	4	4	4
f ニュータウン地域	3	3	3	3	3
③ 不足数 ①-②	△ 15,052	△ 15,257	△ 39,490	△ 36,430	△ 36,779
a JR以南地域	△ 10,977	△ 10,299	△ 9,703	△ 9,108	△ 8,533
b 片山・岸部地域	△ 8,231	△ 9,032	△ 9,792	△ 10,695	△ 11,599
c 豊津・江坂・南吹田地域	14,707	15,836	1,036	5,801	6,581
d 千里山・佐井寺地域	8,983	8,716	331	△ 18	△ 183
e 山田・千里丘地域	△ 11,503	△ 13,331	△ 14,358	△ 15,610	△ 16,760
f ニュータウン地域	△ 8,031	△ 7,148	△ 7,004	△ 6,799	△ 6,285
《提供体制・確保方策》					
・提供体制(15か所)：公立保育所(2)、私立保育所(4)、子育て広場(8)、のびのび子育てプラザ(1)					
・確保方策：全市的な提供量は量の見込みを上回っていますが、不足している地域については、地域子育て支援拠点施設を1~2か所ずつ増やすことによって提供量を確保します。					

※量の見込み(補正)はニーズ調査における0~2歳のタイプB(フルタイム×フルタイム)及び家庭類型D(専業主婦(夫))の人数とした。なお、タイプBは育休中のニーズを想定。

### (3) 妊婦健康診査

事業内容	妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施
担 当	すこやか親子室
提供区域	吹田市全域

(単位：人、回)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人数	2,899	2,837	2,888	2,959	2,930
	回数	40,586	39,718	40,432	41,426	41,020

《提供体制・確保方策》

府内の協力医療機関、助産院で実施。府外で受診した場合は償還払い。

※量の見込みの人数は各年度の0歳の子どもの人数（推計児童数）を、回数は各年度の0歳の子どもの人数×14回とした。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業 ※すこやか親子室の保健師・助産師による乳児訪問の件数も計上
担 当	家庭児童相談室
提供区域	吹田市全域

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		2,899	2,887	2,888	2,959	2,930

《提供体制・確保方策》

民生・児童委員、主任児童委員、保健師等

※量の見込みは各年度の0歳の推計児童数とした。

(5-1) 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
担 当	家庭児童相談室
提供区域	吹田市全域

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	108	108	108	108	108
《提供体制・確保方策》 育児支援家庭訪問員					

※量の見込みは、過去5年間の最大値を、令和7年度（2025年度）推計児童数（0歳から5歳まで）の対前年度比で調整した。

(5-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的として、市民への啓発やネットワーク構成員の専門性向上、関係機関間の連携強化など、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に取り組む事業
担 当	家庭児童相談室
提供区域	吹田市全域

(6) 子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
担 当	家庭児童相談室
提供区域	吹田市全域

(単位：人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	122	122	122	122	122
《提供体制・確保方策》 児童養護施設、乳児院					

※量の見込みは、令和6年度（2024年度）の利用見込数を、令和7年度（2025年度）推計児童数（0歳から17歳まで）の対前年度比で調整した。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
担 当	のびのび子育てプラザ
提供区域	吹田市全域

(単位：人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み(補正)	4,067	4,027	3,972	3,972	3,941
就学前児童	2,944	2,922	2,889	2,906	2,898
就学児童	1,123	1,105	1,083	1,066	1,043
《提供体制・確保方策》 のびのび子育てプラザ					

(8) 一時預かり事業

(8-1) 一時預かり事業 (幼稚園型)

事業内容	在園児を対象に、幼稚園で通常の就園時間に加え、延長して預かる事業
担当	保育幼稚園室
提供区域	3区域

単位：人日

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み		131,317	129,574	126,930	126,311	125,936
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	26,880	26,465	25,914	25,391	25,297
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	50,394	50,782	50,891	51,896	52,259
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	54,043	52,327	50,125	49,024	48,380
② 提供量		269,972	269,970	266,097	264,292	264,294
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	53,804	53,805	49,933	48,129	48,129
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	77,194	77,191	77,193	77,191	77,192
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	138,974	138,974	138,971	138,972	138,973
③ 不足数①－②		△138,655	△140,396	△139,167	△137,981	△138,358
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	△26,924	△27,340	△24,019	△22,738	△22,832
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	△26,800	△26,409	△26,302	△25,295	△24,933
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	△84,931	△86,647	△88,846	△89,948	△90,593
《提供体制・確保方策》 不足の生じないよう継続実施します。						

(8-2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
担当	子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室
提供区域	6区域

単位：人日

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
② 量の見込み（補正）	39,056	39,016	38,983	39,638	39,564
a JR以南地域	2,905	3,049	3,175	3,302	3,424
b 片山・岸部地域	5,158	4,989	4,829	4,638	4,446
c 豊津・江坂・南吹田地域	8,684	8,925	9,187	10,197	10,362
d 千里山・佐井寺地域	7,950	7,892	7,814	7,743	7,708
e 山田・千里丘地域	7,336	6,948	6,733	6,469	6,226
f ニュータウン地域	7,023	7,214	7,246	7,290	7,398
③ 提供量	33,231	35,226	35,471	36,696	37,186
a JR以南地域	3,440	3,800	3,800	3,800	3,800
b 片山・岸部地域	5,652	5,652	5,652	5,652	5,652
c 豊津・江坂・南吹田地域	7,812	7,812	7,812	8,792	9,037
d 千里山・佐井寺地域	1,282	2,017	2,262	2,507	2,752
e 山田・千里丘地域	5,726	6,626	6,626	6,626	6,626
f ニュータウン地域	9,319	9,319	9,319	9,319	9,319
③ 不足数①－②	5,825	3,790	3,512	2,942	2,378
a JR以南地域	△ 535	△ 751	△ 625	△ 498	△ 376
b 片山・岸部地域	△ 494	△ 663	△ 823	△ 1,014	△ 1,206
c 豊津・江坂・南吹田地域	872	1,113	1,375	1,405	1,325
d 千里山・佐井寺地域	6,668	5,875	5,552	5,236	4,956
e 山田・千里丘地域	1,610	322	107	△ 157	△ 400
f ニュータウン地域	△ 2,296	△ 2,105	△ 2,073	△ 2,029	△ 1,921
《提供体制・確保方策》					
公立保育所、私立保育所、認定こども園、のびのび子育てプラザ、小規模保育施設等 今後も引き続き不足している地域の提供量の確保に努めます。					

※量の見込み（補正）は0～2歳の家庭類型D（専業主婦（夫））及び家族類型C'（フルタイム×パートタイム）の人数とした。（ただし、保育提供量の増加に伴い、量の見込みの合計から1割を控除。）

(9) 延長保育事業

事業内容	保育の必要性のある子供について、通常の利用日及び利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
担当	保育幼稚園室
提供区域	3区域

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み		3,524	3,604	3,671	3,800	3,904
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	799	818	833	846	862
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	1,369	1,425	1,479	1,585	1,655
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	1,356	1,361	1,359	1,369	1,387
② 提供量		3,561	3,728	3,789	3,918	4,050
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	877	898	915	929	947
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	1,310	1,450	1,498	1,603	1,698
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	1,374	1,380	1,376	1,386	1,405
③ 不足数①－②		△37	△124	△118	△118	△146
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	△78	△80	△82	△83	△85
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	59	△25	△19	△18	△43
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	△18	△19	△17	△17	△18
《提供体制・確保方策》 提供体制は教育・保育の確保方策に準じます。						

(10) 病児保育事業

(10-1) 病児・病後児対応型

事業内容	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する事業
担当	保育幼稚園室
提供区域	3区域

(単位：人日)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		5,992	6,127	6,241	6,459	6,637
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	1,358	1,390	1,416	1,437	1,466
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	2,328	2,422	2,515	2,695	2,813
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	2,306	2,315	2,310	2,327	2,358
②提供量		7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
提供施設数(か所)		6	6	6	6	6
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	1	1	1	1	1
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	2	2	2	2	2
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	3	3	3	3	3
③不足数①-②		△ 1,108	△ 973	△ 859	△ 641	△ 463
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	58	90	116	137	166
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	△ 272	△ 178	△ 85	95	213
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	△ 894	△ 885	△ 890	△ 873	△ 842
《提供体制・確保方策》 引き続き、6か所の病児・病後児保育室において受け入れ体制を確保します。						

※量の見込みは、ニーズ調査による算出値が利用実績と乖離していたため、過去の利用実績等により算出した。

(10-2) 体調不良児対応型

事業内容	保育所等で、体調不良となった児童を医務室等において、看護師等が一時的に預かる事業
担当	保育幼稚園室
提供区域	3区域

単位：人日

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み		16,339	16,710	17,018	17,615	18,099
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	3,704	3,791	3,862	3,920	3,998
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	6,346	6,605	6,858	7,350	7,671
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	6,289	6,314	6,298	6,345	6,430
②提供量		15,888	16,272	16,656	17,040	17,424
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	6,432	6,816	6,816	7,200	7,200
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	6,336	6,336	6,720	6,720	7,104
提供施設数(か所)		47	48	49	50	51
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	10	10	10	10	10
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	19	20	20	21	21
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	18	18	19	19	20
③不足数①-②		451	438	362	575	675
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	584	671	742	800	878
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	△ 86	△ 211	42	150	471
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	△ 47	△ 22	△ 422	△ 375	△ 674

《提供体制・確保方策》

看護師を配置する私立保育所等に対して人件費の補助などの支援を実施することにより事業の普及を図ります。

※量の見込みは、ニーズ調査による算出値が利用実績と乖離していたため、過去の利用実績等により算出した。

(11) 留守家庭児童育成室

事業内容	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業
担 当	放課後子ども育成室
提供区域	35区域（小学校区）

市全域

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
市 全 域	量 の 見 込 み	1年生	1811	1758	1844	1924	1932
		2年生	1552	1765	1715	1795	1873
		3年生	1390	1390	1579	1533	1605
		4年生	1028	1012	1016	1153	1120
		5年生	720	711	711	806	787
		6年生	720	711	711	806	787
		①計（1～6年生）	7221	7347	7576	8017	8104
		①'計（1～4年生）	5781	5925	6154	6405	6530
	②提供体制（確保量）	5781	5925	6152	6362	6396	
	③不足数①-②	1440	1422	1424	1655	1708	
③'不足数①'-②	0	0	2	43	134		

《提供体制・確保方策》

- ・1～4年生（配慮を要する児童は6年生まで）については、量の見込みに対応していきます。
- ・5～6年生の受入れについては、運営方法や受入体制の確保方法等を総合的に検討します。
- ・様々な手法の検討を行い、児童の受入れ場所の確保を行います。
- ・定員の弾力的な運用により、提供可能数を確保します。
- ・引き続き指導員の確保に努めるとともに、研修の実施などフォロー体制の整備により指導員の定着率向上を図ります。
- ・運営業務を委託している育成室の安定的な運営を図るとともに、委託か所数の拡大についても検討します。

区域別

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
吹 一	量 の 見 込 み	1年生	26	34	30	33	35
		2年生	27	25	33	29	32
		3年生	21	24	22	30	26
		4年生	9	15	18	16	22
		5年生	6	11	13	11	15
		6年生	6	11	13	11	15
		計（1～6年生）	95	120	129	130	145
		計（1～4年生）	83	98	103	108	115

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
吹二	量の 見込み	1年生	53	49	38	49	60
		2年生	39	52	48	37	48
		3年生	30	35	47	43	33
		4年生	24	22	26	34	31
		5年生	17	15	18	24	22
		6年生	17	15	18	24	22
		計(1~6年生)	180	188	195	211	216
		計(1~4年生)	146	158	159	163	172
吹三	量の 見込み	1年生	61	34	59	62	69
		2年生	39	59	33	57	60
		3年生	38	35	53	30	51
		4年生	32	28	26	39	22
		5年生	22	20	18	27	15
		6年生	22	20	18	27	15
		計(1~6年生)	214	196	207	242	232
		計(1~4年生)	170	156	171	188	202
吹田東	量の 見込み	1年生	31	31	26	27	25
		2年生	40	30	30	25	26
		3年生	22	36	27	27	22
		4年生	20	16	26	20	20
		5年生	14	11	18	14	14
		6年生	14	11	18	14	14
		計(1~6年生)	141	135	145	127	121
		計(1~4年生)	113	113	109	99	93
吹田南	量の 見込み	1年生	66	66	70	83	102
		2年生	55	64	64	68	81
		3年生	60	49	57	57	61
		4年生	37	44	36	42	42
		5年生	26	31	25	29	29
		6年生	26	31	25	29	29
		計(1~6年生)	270	285	277	308	344
		計(1~4年生)	218	223	227	250	286

(単位：人)

			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
吹六	量の 見込み	1年生	27	28	25	32	22
		2年生	28	26	27	24	31
		3年生	28	25	23	24	21
		4年生	18	20	18	17	18
		5年生	13	14	13	12	13
		6年生	13	14	13	12	13
		計(1~6年生)	127	127	119	121	118
		計(1~4年生)	101	99	93	97	92
千一	量の 見込み	1年生	82	68	76	59	68
		2年生	51	80	66	74	57
		3年生	47	46	72	59	66
		4年生	39	34	34	53	43
		5年生	27	24	24	37	30
		6年生	27	24	24	37	30
		計(1~6年生)	273	276	296	319	294
		計(1~4年生)	219	228	248	245	234
千二	量の 見込み	1年生	87	85	98	127	118
		2年生	79	85	83	95	124
		3年生	70	71	76	74	85
		4年生	58	51	52	56	54
		5年生	41	36	36	39	38
		6年生	41	36	36	39	38
		計(1~6年生)	376	364	381	430	457
		計(1~4年生)	294	292	309	352	381
千三	量の 見込み	1年生	83	85	95	83	84
		2年生	80	81	83	93	81
		3年生	70	72	73	74	83
		4年生	53	51	53	53	54
		5年生	37	36	37	37	38
		6年生	37	36	37	37	38
		計(1~6年生)	360	361	378	377	378
		計(1~4年生)	286	289	304	303	302

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
千里新田	量の 見込み	1年生	55	54	63	69	59
		2年生	49	54	53	61	67
		3年生	46	44	48	47	55
		4年生	31	34	32	35	34
		5年生	22	24	22	25	24
		6年生	22	24	22	25	24
		計(1～6年生)	225	234	240	262	263
		計(1～4年生)	181	186	196	212	215
佐井寺	量の 見込み	1年生	46	37	41	55	35
		2年生	32	45	36	40	54
		3年生	35	29	40	32	36
		4年生	23	26	21	29	23
		5年生	16	18	15	20	16
		6年生	16	18	15	20	16
		計(1～6年生)	168	173	168	196	180
		計(1～4年生)	136	137	138	156	148
東佐井寺	量の 見込み	1年生	35	33	44	48	35
		2年生	39	34	32	43	47
		3年生	25	35	30	29	38
		4年生	12	18	26	22	21
		5年生	8	13	18	15	15
		6年生	8	13	18	15	15
		計(1～6年生)	127	146	168	172	171
		計(1～4年生)	111	120	132	142	141
岸一	量の 見込み	1年生	37	33	46	45	48
		2年生	19	36	32	45	44
		3年生	17	17	32	29	40
		4年生	7	12	12	23	21
		5年生	5	8	8	16	15
		6年生	5	8	8	16	15
		計(1～6年生)	90	114	138	174	183
		計(1～4年生)	80	98	122	142	153

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
岸二	量の 見込み	1年生	36	53	35	38	28
		2年生	33	35	52	34	37
		3年生	26	30	31	47	30
		4年生	19	19	22	23	34
		5年生	13	13	15	16	24
		6年生	13	13	15	16	24
		計(1～6年生)	140	163	170	174	177
		計(1～4年生)	114	137	140	142	129
豊一	量の 見込み	1年生	96	97	107	87	122
		2年生	79	94	94	104	85
		3年生	55	71	84	84	93
		4年生	43	40	52	61	61
		5年生	30	28	36	43	43
		6年生	30	28	36	43	43
		計(1～6年生)	333	358	409	422	447
		計(1～4年生)	273	302	337	336	361
豊二	量の 見込み	1年生	64	57	63	81	92
		2年生	44	62	56	61	79
		3年生	31	39	56	50	55
		4年生	18	23	28	41	37
		5年生	13	16	20	29	26
		6年生	13	16	20	29	26
		計(1～6年生)	183	213	243	291	315
		計(1～4年生)	157	181	203	233	263
江坂大池	量の 見込み	1年生	37	45	42	47	51
		2年生	25	36	44	41	46
		3年生	32	22	32	39	37
		4年生	18	23	16	23	28
		5年生	13	16	11	16	20
		6年生	13	16	11	16	20
		計(1～6年生)	138	158	156	182	202
		計(1～4年生)	112	126	134	150	162

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
山手	量の 見込み	1年生	44	44	39	38	27
		2年生	38	43	43	38	37
		3年生	47	34	38	38	34
		4年生	35	34	25	28	28
		5年生	25	24	18	20	20
		6年生	25	24	18	20	20
		計(1～6年生)	214	203	181	182	166
		計(1～4年生)	164	155	145	142	126
片山	量の 見込み	1年生	61	58	65	77	80
		2年生	49	59	57	63	75
		3年生	54	44	53	51	56
		4年生	33	39	32	39	37
		5年生	23	27	22	27	26
		6年生	23	27	22	27	26
		計(1～6年生)	243	254	251	284	300
		計(1～4年生)	197	200	207	230	248
山一	量の 見込み	1年生	45	45	41	35	38
		2年生	30	44	44	40	34
		3年生	34	27	39	39	36
		4年生	23	25	20	28	28
		5年生	16	18	14	20	20
		6年生	16	18	14	20	20
		計(1～6年生)	164	177	172	182	176
		計(1～4年生)	132	141	144	142	136
山二	量の 見込み	1年生	56	56	53	68	65
		2年生	57	55	55	52	66
		3年生	47	51	49	49	47
		4年生	42	34	37	36	36
		5年生	29	24	26	25	25
		6年生	29	24	26	25	25
		計(1～6年生)	260	244	246	255	264
		計(1～4年生)	202	196	194	205	214

(単位：人)

			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
山三	量の 見込み	1年生	47	53	44	53	38
		2年生	33	46	52	43	51
		3年生	32	29	41	46	38
		4年生	25	23	21	30	34
		5年生	18	16	15	21	24
		6年生	18	16	15	21	24
		計(1～6年生)	173	183	188	214	209
		計(1～4年生)	137	151	158	172	161
東山田	量の 見込み	1年生	48	44	48	64	48
		2年生	53	47	43	47	62
		3年生	49	47	42	38	42
		4年生	41	36	34	31	28
		5年生	29	25	24	22	20
		6年生	29	25	24	22	20
		計(1～6年生)	249	224	215	224	220
		計(1～4年生)	191	174	167	180	180
南山田	量の 見込み	1年生	64	57	68	68	88
		2年生	54	62	56	66	66
		3年生	48	48	56	50	59
		4年生	37	35	35	41	37
		5年生	26	25	25	29	26
		6年生	26	25	25	29	26
		計(1～6年生)	255	252	265	283	302
		計(1～4年生)	203	202	215	225	250

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
西山田	量の 見込み	1年生	32	31	27	26	28
		2年生	28	31	30	26	25
		3年生	23	25	28	27	23
		4年生	22	17	18	20	20
		5年生	15	12	13	14	14
		6年生	15	12	13	14	14
		計(1～6年生)	135	128	129	127	124
		計(1～4年生)	105	104	103	99	96
北山田	量の 見込み	1年生	34	40	43	45	43
		2年生	41	33	39	42	44
		3年生	23	37	30	35	38
		4年生	22	17	27	22	26
		5年生	15	12	19	15	18
		6年生	15	12	19	15	18
		計(1～6年生)	150	151	177	174	187
		計(1～4年生)	120	127	139	144	151
千里丘北	量の 見込み	1年生	84	72	61	43	44
		2年生	80	82	70	59	42
		3年生	84	72	73	63	53
		4年生	56	61	53	53	46
		5年生	39	43	37	37	32
		6年生	39	43	37	37	32
		計(1～6年生)	382	373	331	292	249
		計(1～4年生)	304	287	257	218	185
佐竹台	量の 見込み	1年生	56	44	56	40	34
		2年生	45	55	43	55	39
		3年生	42	40	49	38	49
		4年生	35	31	29	36	28
		5年生	25	22	20	25	20
		6年生	25	22	20	25	20
		計(1～6年生)	228	214	217	219	190
		計(1～4年生)	178	170	177	169	150

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
高野台	量の見込み	1年生	40	33	44	35	35
		2年生	29	39	32	43	34
		3年生	14	26	35	29	38
		4年生	15	10	19	26	21
		5年生	11	7	13	18	15
		6年生	11	7	13	18	15
		計(1～6年生)	120	122	156	169	158
		計(1～4年生)	98	108	130	133	128
津雲台	量の見込み	1年生	58	50	51	43	43
		2年生	46	57	49	50	42
		3年生	36	41	51	44	45
		4年生	39	26	30	37	32
		5年生	27	18	21	26	22
		6年生	27	18	21	26	22
		計(1～6年生)	233	210	223	226	206
		計(1～4年生)	179	174	181	174	162
古江台	量の見込み	1年生	49	66	62	63	77
		2年生	58	48	64	60	61
		3年生	59	52	43	57	54
		4年生	32	43	38	31	42
		5年生	22	30	27	22	29
		6年生	22	30	27	22	29
		計(1～6年生)	242	269	261	255	292
		計(1～4年生)	198	209	207	211	234
藤白台	量の見込み	1年生	62	56	57	63	48
		2年生	55	60	55	56	61
		3年生	47	49	54	49	50
		4年生	43	34	36	39	36
		5年生	30	24	25	27	25
		6年生	30	24	25	27	25
		計(1～6年生)	267	247	252	261	245
		計(1～4年生)	207	199	202	207	195

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
青山台	量の 見込み	1年生	33	42	52	57	62
		2年生	21	32	41	51	56
		3年生	21	19	29	37	46
		4年生	15	15	14	21	27
		5年生	11	11	10	15	19
		6年生	11	11	10	15	19
		計(1～6年生)	112	130	156	196	229
		計(1～4年生)	90	108	136	166	191
桃山台	量の 見込み	1年生	50	45	49	54	41
		2年生	49	49	44	48	53
		3年生	51	44	44	39	43
		4年生	33	37	32	32	28
		5年生	23	26	22	22	20
		6年生	23	26	22	22	20
		計(1～6年生)	229	227	213	217	205
		計(1～4年生)	183	175	169	173	165
千里たけみ	量の 見込み	1年生	26	33	26	27	40
		2年生	28	25	32	25	26
		3年生	26	25	22	29	22
		4年生	19	19	18	16	21
		5年生	13	13	13	11	15
		6年生	13	13	13	11	15
		計(1～6年生)	125	128	124	119	139
		計(1～4年生)	99	102	98	97	109

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等の一部を補助する事業
担 当	保育幼稚園室
提供区域	吹田市全域

(13) 多様な主体の参入促進事業

事業内容	保育等の受け皿の拡大のため、多様な事業者の能力を活用しながら進めることが必要になり、新たに開設された施設・事業が安定的かつ継続的に運営され、保護者や地域住民との信頼関係を構築するため、施設等に対する巡回支援において相談・助言を行い、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業
担 当	保育幼稚園室
提供区域	吹田市全域

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭の養育環境を整える事業
担 当	家庭児童相談室
提供区域	吹田市全域

(単位：人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み	2016	2016	2016	2016	2016
《提供体制・確保方策》 指定障害福祉サービス事業者、指定居宅サービス事業者					

\*量の見込みは、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）までの実績を基に、国が提示する算定方法で各年齢別（0歳から17歳まで）に算出した値を合算した。

(15) 児童育成支援拠点事業

事業内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(延べ人数)	12	12	12	12	12
確保方策(延べ人数)	-	-	-	-	-

確保方策は検討中

(16) 親子関係形成支援事業

事業内容	子育てに悩み・不安を抱える保護者が、子供との関わり方等を身につけるため、良質な親子関係を構築するための、講座、グループワーク、ロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニングを行う事業
担当	家庭児童相談室、こども発達支援センター
提供区域	吹田市全域

① 家庭児童相談室

(単位:人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	58	58	58	58	58
《提供体制・確保方策》 家庭児童相談室					

② こども発達支援センター

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	69	73	77	81	84
《提供体制・確保方策》 こども発達支援センター					

\*量の見込み

- ① 利用が想定される要支援児童数の過去5年の平均数
- ② 2歳～12歳で発達に課題を有する児童保護者の利用実績及び利用者数の伸び率を用いて算定

(17) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容	妊婦等に面談を行い心身の状況や生活環境等を把握し、母子保健や子育てに関する情報提供や相談支援等を行う。
担当	すこやか親子室
提供区域	吹田市全域

(単位：人/回)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	妊娠届出数	2,899	2,887	2,888	2,959	2,930
	面談実施回数	7,537	7,795	7,798	7,989	7,911
《提供体制・確保方策》 すこやか親子室						

\*量の見込み 1組当たり面談回数2.6回

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容	全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するため、保護者の就労の有無に関わらず保育所等を一定時間利用できる事業。
担当	子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室、こども発達支援センター
提供区域	吹田市全域

(単位：人日)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳児	量の見込み	—	4	4	4	4
	確保方策	—	4	4	4	4
1歳児	量の見込み	—	2	2	2	2
	確保方策	—	2	2	2	2
2歳児	量の見込み	—	2	2	2	2
	確保方策	—	2	2	2	2

確保方策は検討中。量の見込みはニーズ調査における不定期な一時預かりの利用の目的のうち、その他と回答した割合（6.4%）を乗じて算出した。

(19) 産後ケア事業

事業内容	産婦の心身の負担と育児不安の軽減を図るために、産科医療機関等で宿泊やデイサービスによる心身のケアや育児サポート等を実施。
担 当	すこやか親子室
提供区域	吹田市全域

(単位：人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(延べ人数)	1,390	1,529	1,682	1,850	2,036
確保方策(延べ人数)	1,390	1,529	1,682	1,850	2,036

## 5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

### (1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について

#### ア 的確な情報提供

各地域の就学前児童の数や、教育・保育施設等の利用状況を把握し、それぞれの地域の実情についての的確に情報提供を行い、円滑な移行を促進します。

#### イ 相談体制の確保

移行する認定こども園の種類、国等の財政支援の活用等について助言します。また、本市に担当職員を配置し、移行を検討している施設からの相談体制を確保します。

### (2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方について

#### ア 幼稚園の活用

本市では、市内全域が市街化区域であり、保育所等の用地確保が困難な状況であること、また、少子化の進行が予想されることから、保育提供量の拡充にあたっては、既存施設の活用が極めて重要な位置を占めています。幼稚園が認定こども園へ移行することにより増加が見込まれる3号認定子どもの受け入れ枠の拡充としての大きな効果が期待できます。

#### イ 一時預かり事業（幼稚園型）の充実

認定こども園への移行促進策については、国の補助金等の活用により、幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）の充実により長時間保育を促進し、認定こども園への移行に向けた環境整備を行うとともに、整備や改修に係る国の補助金を活用し、施設整備においても支援を行います。

#### ウ 公立施設の幼保一体化の推進

地域バランスを配慮しながら、既存公立幼稚園・保育所の再編、幼保一体化施設への移行を図り、本市の就学前児童の教育・保育の質や地域の子育て支援の充実等に向けた取組を推進していきます。

### (3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修等に対する支援について

#### ア 吹田市教育・保育施設職員研修の実施

教育・保育施設類型によって、教育・保育時間等様々な違いがある中で、それぞれの特性を生かした園づくり、園運営が行えるよう、必要な研修を行うなどの支援を行います。

#### イ 人的交流の促進

幼稚園、認定こども園、保育所等の職員が、それぞれの教育・保育についての共通理解を深めることが必要であり、人的交流を促進します。

#### ウ 人材の確保・育成

幼稚園教諭や保育士等の確保に努めるため、求人情報の一元化、電子申込システムによる申込受付等、教育・保育施設等で必要とされる職員の確保に努めます。また、研修の企画や経験の浅い職員の指導・助言を行う幼児教育アドバイザーを活用し、職員研修の充実を図り、職員一人ひとりの資質の向上や人材育成に努めます。

#### エ 施設長の能力の向上

各施設の施設長として求められる、マネジメント能力やコーディネート能力を高めるための支援を行います。

### (4) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策について

#### ア 幼児期の教育・保育の意義

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に一人ひとりの子供の健やかな育ちを等しく保証することが必要であることから、より良質な教育・保育を提供することで、豊かな人間形成が可能となる環境を整えます。

#### イ 推進方策

少子化の進行が予想されることから、保育提供量の確保に関しては既存施設の活用（増改築、幼稚園での預かり保育等）及び幼稚園の認定こども園移行を基本とし、これによってもなお提供量に不足が見込まれる場合には、教育・保育施設を整備します。

なお、本市では特に3号認定子どもの提供量を確保していく必要があり、当該区域で2号認定子どもの提供量が十分に充足している場合は、地域型保育事業所の整備も検討します。

#### ウ 推進状況の確認

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表、行政等による情報交換を行い、推進状況等についての意見をいただき、吹田市に育つ子供たちへのより良質な教育・保育の提供について検討します。

### (5) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と主な事業の推進方策について

#### ア 切れ目のない支援

施設型給付・地域型保育給付や多様な地域子ども・子育て支援事業及び母子保健事業を重層的に提供することにより、妊娠、出産から学齢期まで、利用者目線に立った切れ目のない子育て支援を行います。また関係所管が連携し、計画的に質の向上と量の拡充に努めます。

## イ 利用者支援

多様化する子育てサービス需要に対応するため、子ども・子育て支援新制度では様々な施設・事業類型が制度化され、市では「基本型」「特定型」「子ども家庭センター型」を実施します。妊婦及び子供とその保護者が、その置かれている環境に応じて自分に合ったサービスを選択し、良質な教育・保育や子育て支援が受けられるよう、拠点において情報提供を行うとともに、状況に応じて相談・助言や関係機関との連携等利用者への支援を行います。

また、保育所等子育て支援の施設や場所においてすべての子育て世帯や子供が身近に相談することができる相談機関を整備します。

## ウ 地域子育て支援

すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズを把握し、子育てに対する不安や孤独感、負担感を和らげ、子供を産み育てることに喜びが感じられるよう、身近な場所での地域開放行事や育児教室等の開催や子育て相談等が受けられる環境を整えるとともに、親子の仲間づくりができる交流の場を設けます。

## エ 一時預かり

育児の不安や負担感を和らげるため、保育所や拠点施設において子供を一時的に預かるなどの支援を行います。幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）を拡充し、実施か所の増加を図るとともに、幼稚園以外の一時預かり事業も、地域型保育事業所等で実施か所の増加により拡充します。

## オ 放課後児童クラブ

就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、様々な手法を検討します。

## （6）教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携について

地域型保育事業者が円滑に連携施設の設定が行えるよう、市が教育・保育施設と調整・仲介するなど、必要な支援を行います。

## （7）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携についての基本的考え方と推進方策について

### ア 幼児期の育ちの連続性の観点

遊びを中心とした生活を通して経験を積み重ね、一人ひとりの発達に応じて総合的に指導を行う幼稚園、認定こども園、保育所の教育・保育と、時間割に基づき各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習する小学校では、子供の生活や教育方法は異なりますが、子供の育ちや学びが連続していることに着目し、幼児期の教育・保育と小学校教育が円滑に接続できるように、本市の実情に応じた創意工夫による連携策を講じます。

#### イ 推進体制

各施設において、円滑な連携のための担当者を決めるなど、体制整備を行うとともに連携のための活動を年間計画に位置づけるなど、組織的かつ計画的に実施します。

#### ウ 幼稚園教諭、保育士と小学校教諭の交流

就学前の児童と小学校の児童の交流の機会を設け、相互のねらいに対応した活動となるよう指導計画の作成や教材研究など、幼稚園教諭や保育士と小学校教諭が事前事後の打ち合わせ等を行います。

#### エ 合同研修

子供の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教諭との合同研修や意見交換を行ったり、授業参観や保育参観等、相互理解の機会を設けたりします。

#### オ カリキュラム

幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を意識したカリキュラムの編成を検討し、子供の育ちと学びの連続性を保つため、つながりを意識した指導を行います。

### 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付制度においては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、公正かつ適正な支給を勘案し、保護者への施設等利用給付の実施に当たっては、年に数回に分けて実施し、特定子ども・子育て支援施設等に対して支給する場合は、当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう給付の時期に配慮します。

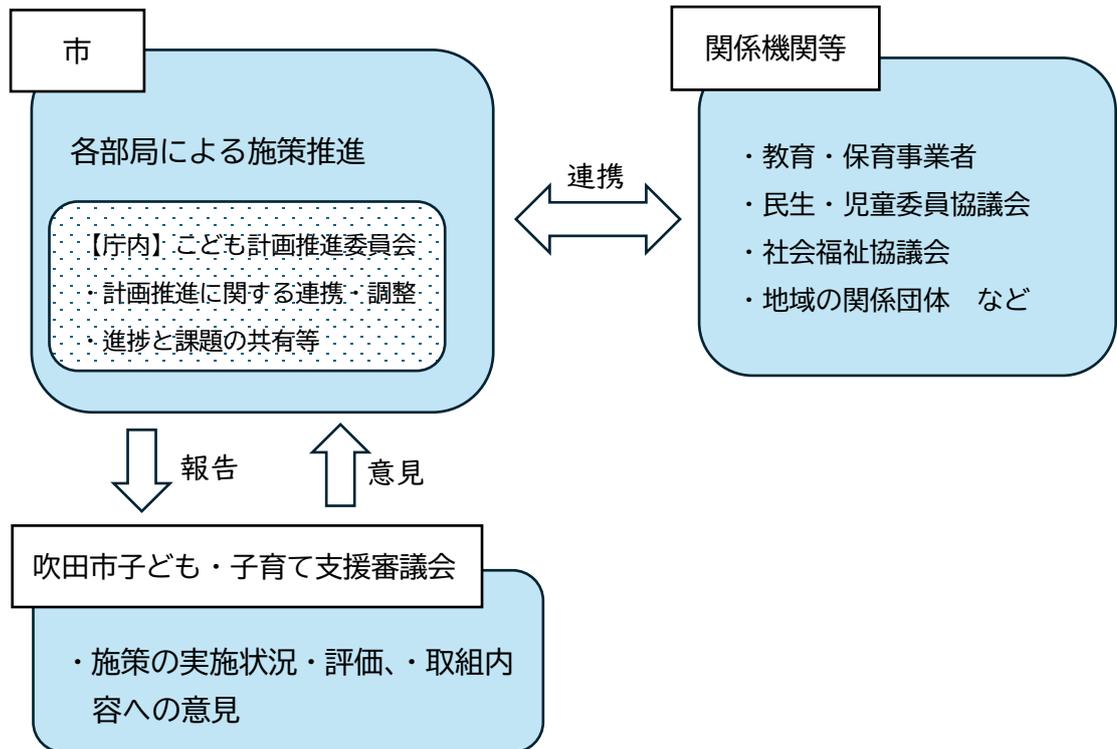
また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査については、大阪府や市内関係部署に対し関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、大阪府等との連携や情報共有を図りながら、効果的な確認や指導監査を行います。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画は、子供政策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の関係部局が連携・調整を図りながら、子供・子育て支援に取り組めます。

また、取組の推進にあたっては、庁内の関係部局に加え、関係機関等と連携しながら、効果的な施策の推進に取り組めます。



### 2 計画の点検・評価の実施

本計画は、P D C Aサイクル (Plan:計画→Do:実施→Check:点検(評価)→Action:見直し)に基づき、実効性のある取組を進め、改善を図ります。

計画の進捗管理にあたっては、毎年度、施策の進捗や取組の実績を取りまとめ、計画の実施状況の評価を行い、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等について検討します。評価の内容については、ホームページにおいて、公表していきます。

また、機会を捉えて、子供や市民から意見を聴きながら、施策の推進を図っていきます。

## 参考資料

各施策を構成する事業等一覧  
(整理中)